

第一百七十一回

参議院厚生労働委員会議録第三号

(一六二)

平成二十一年三月二十四日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

辻 泰弘君

柳田 哲治君

中村 蓮 哲治君

蓮 博司君

柳田 哲治君

副大臣

内閣府副大臣

宮澤 洋一君

文部科学副大臣

松野 博一君

厚生労働副大臣

渡辺 孝男君

事務局側

常任委員会専門

松田 茂敬君

政府参考人

議官

細田 隆君

厚生労働大臣官房審

久保 公人君

文部科学大臣官

森山 寛君

厚生労働大臣官房審議官

上田 博三君

厚生労働省医政

太田 康行君

厚生労働省健康

高井 金子

厚生労働省医薬

高井 金子

厚生労働省労働

高井 金子

厚生労働省職業

岡崎 順一君

衆議院議員

修正案提出者

上川 陽子君

社会保険庁総務
薄井 康紀君社会保険庁総務
薄井 康紀君

○委員長(辻泰弘君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件について、(厚生労働省所管)雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)について、○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)について、○委員長(辻泰弘君) ただいまから厚生労働委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(辻泰弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(辻泰弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(辻泰弘君) 去る十八日、予算委員会から、本日一日間、平成二十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生労働省所管について審査の委嘱がありました。この際、本件を議題といたします。予算の説明につきましては既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

くモデル事業というのが来年度から予算案に組み込まれたということあります。これは非常に前進というか、一定の成果があつたというふうに思つておりますし、その努力については十分理解をしたいと思つておりますが、このモデル事業が、額的に言うと非常に少ない予算ということになるわけですが、このモデル事業のねらいというのが、いわゆる特定求職者雇用開発助成金事業の対象にいすれこの難病患者の方々も含めていくとなるわけですが、このモデル事業のねらいというのが、いわゆる特定求職者雇用開発助成金事業の対象にいすれこの難病患者の方々も含めていくとなるわけですが、このモデル事業のねらいとい

うで、状況を見ながら検討させていただきたいと、このふうに考えております。

○谷博之君 この問題については、実は舛添大臣がこの国会で先日、委員会で所信表明されましたね。そこで、これ、この原稿ここにあるんです
が、こういうくだりがございます。第二次補正予算で創設した助成金等の活用を図りつつ、障害者の雇用維持・拡大を図るとともに、六十五歳まで

向で取り組んでまいりたいと思います。
○谷博之君 是非ひとつよろしくお願ひします。

それで、これに関連して、全国の都道府県に思つてあります。ただ、この事業を進めていく

こともあるわけであります、当面は難治性疾患克服研究事業の対象疾患ということです
中でまた必要があれば、モデル事業でありますので、状況を見ながら検討させていただきたいと、

思つてありますし、その努力については十分理解をしたいと思つておりますが、このモデル事業が、額的に言うと非常に少ない予算ということになるわけですが、このモデル事業のねらいとい

うで、状況を見ながら検討させていただきたいと、このふうに考えております。

○谷博之君 この問題については、実は舛添大臣がこの国会で先日、委員会で所信表明されましたね。そこで、これ、この原稿ここにあるんです
が、こういうくだりがございます。第二次補正予算で創設した助成金等の活用を図りつつ、障害者の雇用維持・拡大を図るとともに、六十五歳まで

向で取り組んでまいりたいと思います。
○谷博之君 是非ひとつよろしくお願ひします。

それで、これに関連して、全国の都道府県に思つてあります。ただ、この事業を進めていく

こともあるわけであります、当面は難治性疾患克服研究事業の対象疾患ということです
中でまた必要があれば、モデル事業でありますので、状況を見ながら検討させていただきたいと、

それが、特に百三十の難治性疾患克服研究事業の方々が対象になっているわけですが、こういう対象、その研究事業の対象以外の、例えば1型糖尿病とか線維筋痛症のような、そういうふうな方々に対してもこういう対象として加えていく、そういう検討がされているのかどうか。この二点、ま

ずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 先生から御指摘のように、二十一年度予算案におきまして難病にある方々の雇用促進のためのモデル事業、これを予算に盛り込んでおります。

この趣旨でございますが、これは前の国会の際に障害者雇用促進法の議論をしていただいた際に、難病の患者さんたちの就労がなかなか難しい、これを何らかの形で支援できないかというようなお話がありました。これを受けまして、ただ一方で、難病の方々、いろんな症状あるいは程度等ある中でありますのでどうすればいいかということを考える際に、まずモデル事業いたしましてモデル事業の中でもそれの方々の就労の促進をすると。それとともに、特定雇用開発助成金と同額の助成金を事業主の方に払うことによりましてモデル事業の中でもそれの方々の就労の促進を図っていくと、こういうことにしたわけでござります。これは布石という言い方がいいかどうかはあります。あれではあります、そういう方々の状況を見ながら、特定求職者雇用開発助成金の適用対象とすることも含めて将来的に考えていくという、その一環であるというふうに考えております。

○國務大臣(舛添要一君) 谷先生御指摘のようないい雇用情勢の中で雇用を維持し拡大する、そういう方々をも対象にしてやつてもハローワーク全力を挙げてお支え申し上げたいというふうに思いました。これから雇用をする方の企業主、事業主に

このほか、本年二月の全国健康関係主管課長会議におきましても、難病のある人の雇用促進のモデル事業などの就労支援策の活用も含め、ハローワーク等とも十分な連携を図ることにより、地域の実情に応じた支援策を講じるよう各都道府県に要請をしているところでございます。

それで、このように考えておりますが、このモデル事業の実施要綱におきまして、公共職業安定所等関係機関と連携を図り必要な相談、援助、情報提供などをを行うことと記載し、都道府県に通知をしているところでございます。

また、平成十五年には、各都道府県労働局に対して都道府県及び難病相談・支援センターとの定期的な情報交換等により難病患者、家族等に対し

て一貫した援護対策を行うことなどを通知しているところでございます。これに基づき、平成十九年度に全都道府県に難病相談・支援センターが整備を受けまして、関係機関の連携が今図られているところでございます。

この点については要望ということで発言させていただきます。

○谷博之君 このセンターとそれからハローワークとの連携というのはまだスタートして間もない

わけでありまして、そういう意味では是非ひとつこれがお互いしておきたいのは、そういう都道府県で設置して具体的なそういう連携した取組がされ

ているということであれば、少なくともどういうふうな実績が今あるのか、どのような取組がされているのかということを具体的にしつかりこの結果をやつぱり検証するというか、そして、それに

対する対応を更に進めていくというような形のことを是非やつてもらいたいと思っておりますが、それをこの点については要望ということで発言させていただきます。

○谷博之君 このセンターとそれからハローワークとの連携というのはまだスタートして間もない

わけでありまして、そういう意味では是非ひとつこれがお互いしておきたいのは、そういう都道府県で設置して具体的なそういう連携した取組がされ

ているということであれば、少なくともどういうふうな実績が今あるのか、どのような取組がされているのかということを具体的にしつかりこの結果をやつぱり検証するというか、そして、それに

対する対応を更に進めていくというような形のことを是非やつてもらいたいと思っておりますが、それをこの点については要望ということで発言させていただきます。

○谷博之君 もう一つ、特に障害者の施設なりあるいは在宅の障害者に対する、そのいろんな意味でお世話を

している介護職の皆さん方のことについて一点だけお伺いしておきますが、今度、高齢者の介護職についてもその報酬の引上げをしようということ

で、3%、介護の、この障害者の方々については五・一%というふうな具体的な報酬引上げの動きが今出でておりますが、この五・一という数字はどういう根拠でこれ出てきたのか。そして、その具體的なこの五・一というのがそつくり職員の人件費を

費に反映されるんだろうか、あるいはまたその五・一ということで果たしてこれが十分なのかということが議論があります。端的にこちの邊のことについてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(木倉敏之君) 御指摘のように、この春からでございますが、四月から障害福祉サービスの報酬改定を行うこととしておりまして、基本的な視点として良質な人材確保、サービスの提供事業者の経営基盤の安定、サービスの質の向上などを図りたいということございまして、予算編成過程の中でプラス五・一%という予算額を確保いたしまして予算案に盛り込ましていただいているところでございます。この中では、特に手厚い人員配置でサービスをきちんと届けないとおしゃつておる事業所、あるいは有資格の方々を多く配置をして取り組んでいらっしゃる事業所などに対する新たな加算制度などを創設することとしております。

一方で、今御指摘のように、この今回見直しました加算、どれだけの事業所が算定できるか、それがどのように反映されるかということはなかなか不確定な要素がございます。それが事業所の方に払われますので全体のその事業所の基盤安定といふことに使われる分もございますので、従事する方々の処遇といふことで一律に引き上げられることがあります。それが事業所の方に直接つながるものではない面もございます。

これにつきましては、私どもの方でも、その結果を踏まえまして検証をきちっとしてまいりたいというふうに思つておるところでござります。

各、今回の視点の中では、五・一%の中で特に、経営実態調査初めて行わせていただきましたが、特に落ち込みの激しい部分、児童デイサービス等々におきます手当てといふものを特に重点的に図らせていただいたというところでござります。

○谷博之君 先ほど私が質問した五・一のその根拠についてもいろいろ事前にその具体的な内容についてお聞きをしましたが、十分な説明が得られなかつたということもあって、我々は、民主党としていろいろな議論を党内的にやつておりますが、最低でもやっぱり一〇%、現状を考えれば二〇%ぐらいの、特に重度訪問介護などで二十四時間介護をしている方々の職員の現状を見ればやっぱりそれぐらいの対応をして、それでなおかつ他産業との比較からしてもまあやつとそこに並んでも、こういう点はもちろん現状も十分御存じだと思いますが、いろいろ議論がありますけれども、やっぱりそういう介護する主体の立場の方々の状況というのをやっぱりしつかり見据えて、そこまでできる限りの、特にそれが介護職の方にしっかり反映できるような仕組み、これ非常に難しいと思いますが、やっぱりきちっと考えていくべきだと思いますが、やつぱりきつと考へていて、ただきたいというふうに思つております。

それから次に、法定雇用率の関係について、特に二・〇%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の在り方、これについてちょっとお伺いしたいと思うんですが。

先生方のところに資料が資料一から四まで配られていると思いますが、これを見ていただきますとお分かりのとおり、まず資料の四を見ていただけでは三年間でこの二・〇%まで達成まで努力しないという勧告なんですが、現実に三年というと、今月の三十一日で終わるんです。ということは、途中で余りにも達成率が低いから、厚生労働大臣がそれに基づいて都道府県の教育委員会にこういう勧告を受けているわけです。

ですから、これはここにあるデータというのは去年の平成二十年の六月一日のデータしかありません。あと数日で三月三十一日、終わりますから、最終データは恐らくこの五月、六月ぐらいに出てくるんだろうと思いますが、そういう意味でこの数字と、それから現状の取組と、それから今までこのいわゆる法律に基づいて教育委員会関係の見通しですね、そういうことについての答弁をいただきたいと思います。

先生方のところに資料が資料一から四まで配られていると思いますが、これを見ていただきますとお分かりのとおり、まず資料の四を見ていただけでは三年間でこの二・〇%まで達成まで努力しないという勧告なんですが、現実に三年というと、今月の三十一日で終わるんです。ということは、途中で余りにも達成率が低いから、厚生労働大臣がそれに基づいて都道府県の教育委員会にこういう勧告を受けているわけです。

ですから、これはここにあるデータというのは去年の平成二十年の六月一日のデータしかありません。あと数日で三月三十一日、終わりますから、最終データは恐らくこの五月、六月ぐらいに出てくるんだろうと思いますが、そういう意味でこの数字と、それから現状の取組と、それから今までこのいわゆる法律に基づいて教育委員会関係の見通しですね、そういうことについての答弁をいただきたいと思います。

○副大臣(松野博一君) 障害者雇用に関しては、平成十九年十月に三十八教育委員会が厚生労働大臣から適正実施勧告を受け、平成二十年六月一日現在、法定雇用率を達成している教育委員会は、平成十九年六月一日、一年たつたその推移も見ておりますが、全国平均見ると、平成十九年六月一日が一・五一、それが二十年の六月一日は一・五八、〇・〇七伸びておりますが、しかしまだまだこの数字は道遠しという状況でござります。

委員会への勧告、指導とともに法定雇用率を達成していない教育委員会に対して、障害者に配慮をした採用方法の実施などによる改善を促してお

ります。さればお分かりかと思いますが、この下に書いてある府県についても、これを達成しているところが四府県。そして、資料二を見ていただ

ければお分かりかと思いますが、この一番下の適正実施勧告の発出基準ということがありまして、この下の①に書いてある採用計画の実施率が二五%以上であること、こういうところをクリアしているのがこの残る四県であります。これは、静岡、鳥取、愛媛、佐賀、大分、この五県です。この五県も除外した残る三十八の都道府県が実はこの勧告を受けているわけです。

これは三年間でこの二・〇%まで達成まで努力しないという勧告なんですが、現実に三年というと、今月の三十一日で終わるんです。ということは、途中で余りにも達成率が低いから、厚生労働大臣がそれに基づいて都道府県の教育委員会にこういう勧告を受けているわけです。

○谷博之君 民間の企業が法定雇用率一・八、これに対しているいろと、この前も三百名以上の規模の事業所を百名まで人数を下げて対象を広げようとしています。しかも、それが民間企業で達成できなかつたらば、それに対する一定の企業側からやつぱり責任も果たしてもらつているわけですね。

すよ。これは民間との対応です。

○副大臣(松野博一君) 障害者雇用に関しては、平成十九年十月に三十八教育委員会が厚生労働大臣から適正実施勧告を受け、平成二十年六月一日現在、法定雇用率を達成している教育委員会は、平成十九年六月一日、一年たつたその推移も見ておりますが、全国平均見ると、平成十九年六月一日が一・五一、それが二十年の六月一日は一・五八、〇・〇七伸びておりますが、しかしまだまだこの数字は道遠しという状況でござります。

文部科学省におきましては、厚生労働省の教育

う数字、この資料にも出ていますが、実施のための計画まで立てて取り組んでいるその取組の仕方が、余りにもこれはちょっと遅過ぎるし問題があるというふうに私はそう言わざるを得ないものですから、そういう今の質問をしているわけなんですよ。

もう一つ言わせていただきと、後でこれ質問い合わせますが、この国会で障害者の国連における権利条約の今回批准が、今この国会に議論されようとしています。しかし、そういう中で、一番の権利条約の柱というのは合理的配慮の確保なんですよ。これは障害を持つ当事者の皆さん方が、この権利条約が批准されて国の法律でこうやって決まっているのに何で我々が雇用されないんですかと言わたったときに、これ弁解のしようがすくよ。そういうところまで実は追い込まれちゃうんですよ。

ということですから、もう少し言わせていただければ、具体的に、じゃどういうふうな見通しを立てて、これをいつごろまでに、じゃ達成しようとしているのか。そのぐらいのことはやはり重ねてお答えいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長(辻泰弘君)

どなたがお答えになります

○政府参考人(岡崎淳一君) 文部科学副大臣からもお話をありましたけれども、十九年の適正実施勧告につきましては大臣名で出しておりますが、これを單に文書で伝えるだけではなくて、基本的に都道府県の労働局長が教育長を呼んでお話をすると。その際には、今先生がおっしゃったような国連権利条約の話等いろいろありますので、それも伝えながら、是非とも障害者の雇用を進めていただきたいと、こういうお話をしました。

そういう中で、適正実施計画の期限もこの年度末に来ますので、年度末における退職者あるいは年度当初の就職者の状況も見ながら、できるだけ早くその状況も見て次の対応を考えていきたいと。

○國務大臣(舛添要一君) 障害者権利条約の批准、これに整合性を持つように日本国内の法令のどれをどう変えるか、これは政府全体で検討しないといけないといふふうに思いますが。

○國務大臣(舛添要一君) どういうような制度の仕組みで障害者を差別しないようなことがきちんとできるかということで、全体の法体系からいうと憲法十四条第一項の法の下の平等があるので、これが理由とする差別、これをやらないようにするのを明記するというような形でこの問題に対応するのも、つかと思いませんで、個々具体的には、本当に障害者の人たちが差別されないような担保をいろんな制度的枠組みを使ってやつていきます。

いざれにしましても、先生おっしゃいましたように、公的機関は率先垂範してやるべき立場がありますので、是非、各教育委員会の理解も得ながりますは、今、障害者雇用促進法制の見直しをこの権利条約を念頭に置いて行うということで省内で進めさせていただいておりますので、そういう方向で今後努力をしたいと思っております。

委員からもお話をあつたんですが、いわゆるここに規定されている障害者の方というのは、身体障害者又は知的障害者というふうな規定がありますけれども、こういうところに例えれば難病患者の皆さん方も対象を広げれば、それは、当然、障害者という定義の問題はもちろんありますよ、しかしそれはかなり採用の枠も広がっていくんじゃないかなというふうに考えているところなんですが、これは御検討いただきたいと思います。

それから、権利条約の話がちょっと出来ましたので、それに関連してもう一つ。これは大臣にお聞きしておきたいんですけども、障害者の権利条約が批准される、今、この議論がされる状況ですが、こういう中で、当然、批准されれば厚生労働省の所管をする様々な法案が関係をしてくるということになりますが、その具体的な法律の名前は時間の関係でちょっと割愛しますけれども、特にその中で障害者雇用促進法について、これは、この権利条約が定めた合理的配慮との関係でまさにこれは改正が必要となる重要な法律だと思っています。

これは大臣にお聞きしておきたいんですけども

この条約の二条、四条、五条にいわゆる差別禁止の条項が入っております。この差別禁止の条項に関係して、私は、包括的な裁判規範性のある根拠法としての障害者差別禁止法というのが、やっぱりこれは将来作らなきやいかぬだろうというふうに思っています。あるいはまた、そういう具体的に実施状況を監視するためのモニタリングの機関というのもやっぱりこれは必要だと思うんですね。

こういうふうな考え方についてははどうも、この条約批准は外務省の方でやっておられるから、そちらの方としてはなかなか具体的にそういう方向性を出しておりませんし、これを具体的に議論するとなれば、厚生労働省が中心になってやっぱり議論になってくるんだろうというふうに思うんですね。そして、少なくとも批准イコール差別禁止法の成立ということまで行かなくとも、ある程度の見通しを立てて批准をして、何年後には差別禁止法というものがやっぱりでき、それで文字どおり、この日本における障害者政策が車の両輪でやつぱり施行していくということになつていけば、というふうに私たちは考えているわけなんですが、これらについての外務省の方のなかなか見解というのは難しいというかいろいろあると思いまます。

具体的には、ホテルとそれから福祉部といつて、授産所を併設したその二つの機関から成っている組織施設でありまして、これは最初に国が十億のお金を出しました。そして、残る十億をいわゆる融資を受けて、融資というか借入れですね、借入れを受けて約二十億でこの建物を造つた

んです。

そして、その後約一年たつて、この全家連が

様々な理由によつて破産をして、このホテルの経営をどうするかという議論になりまして、二〇〇七年の四月に全精社協という、これは全国精神障害者社会復帰施設協会、全精社協がこの施設を受けたんです。受けたんですが、この全精社協も具体的にすぐ受けた運営できるかどうかについてはなかなか決断できなくて、約一年間そのまま経営を譲渡されながら運営をして、最終的に昨年の七月に登記を全部終わらせてこの全精社協が経営を跡を継いだと、こういう経過なんです。

このホテルが三月の十四日に新聞に報道され、三月二十日で閉鎖ということになる、このホテル部門がですね、こういうふうな報道がなされました。この施設は、全国で唯一ホテルを経営しながらそこに精神障害者の方々が社会復帰のための訓練を受けて、そして調理とかあるいは清掃とか受付のフロントとか、そういうところで精神障害者の方々が訓練を受けて、そして社会に出でいくという、こういう画期的な施設だつたんですね。結果、しかし、先ほど申し上げたような経過で、この全家連も全精社協も結局、この経営から失敗をして手を引くという、こういう状況になつています。

まず最初に聞きたいのは、こういうふうなことがいきなり新聞に報道されてきたんですが、これ厚生労働省はいつこういう事實を知つて、そしてどういう対応をされたんですか。

○政府参考人(木倉敬之君) 御指摘のハートピアきつれ川の保養施設部門、ホテル部門でございますが、その会長の方から担当職員の方に電話報告を受けたところでございますが、私どもの方にはそのすぐ前の三月十二日に、今の全国精神障害者社会復帰施設協会、全精社協と申しておりますが、その会長の方から担当職員の方に電話報告を受けまして、その事実関係の確認、地元関係者等との確認、関係者への周知等を行つておつ

たところでございますが、その途上での報道があつたということです。

そのような経緯の中でしたので、我々もこのホテル事業、授産事業部門を含めての事業継続を願つておるところで、大変残念なことというふうに思つておるところでございます。

○谷博之君

具体的にちょっと一つ一つお聞きし

て、私のところに去年の十一月ごろ内部から実は、私のところに去年の十一月ごろ内部から

の話があつて、この施設、経営は非常に危機的で、こういうようなお話をあつたので、私は

ちは、というか私は厚生労働省の担当者にそのと

ころが、現実にはもうその時点では厳しかつたことは事実。しかも、現在この当該施設につ

いて、こういうようなお話をあつたんです。

も解雇予定の職員の退職金も支払えない状況に来

ているんですよ。ですから、そういう中でこの赤

字額を厚生労働省が具体的にいつこれ把握したのか、お答えください。

○政府参考人(木倉敬之君)

御指摘のように、昨

年の十二月の始め、先生の方に状況報告をさせて

なっています。

まず最初に聞きたいのは、こういうふうなこと

がいきなり新聞に報道されてきたんですが、これ

厚生労働省はいつこういう事實を知つて、そして

どういう対応をされたんですか。

○政府参考人(木倉敬之君)

御指摘のハートピア

きつれ川の保養施設部門、ホテル部門でございま

すが、その閉鎖につきましては、三月十四日に新

聞報道があつたところでございますが、私どもの

報告を受けたところでございます。私どもは、その

段階におきまして、ハートピアきつれ川の利用者

の状況、この秋以降、昨年秋以降ですが、非常に

落ち込みが激しくなつてきており、運営が非常に厳しいと。先生御指摘のように、年度末まで運営

を続けた場合、今までのような状況を見込むと二千数百万というような赤字が見込まれるのではないかというふうな報告も受けたところでございます。

私どもとしては、その状況をきちんと踏まえ、

あるいは新年度におきますコストの面、それから従業員の就業の継続の面につきましてもきちんと明確な計画を立てて指導するべきであるということと指導をし、その状況について一月末の段階で

収支を見通してみると、二千数百万円の赤字になる見込みになるというふうな報告を受けましたので、さらに一月から二月にかけて、来年度、二

十一年度におきます状況のコスト面、収入面について精査をするようについてこの指導を繰り返してきましたところでございます。

○谷博之君 もう少し具体的な話をさせていただ

きたいんですが。

そもそも、さつきから出ている全精社協は、先ほど申し上げたように、二〇〇七年の四月に、そ

の当時の全家連が破産をして、それを管財人から

経営譲渡を受けたときに、全家連の破産管財人から四千三百三十九万円の、これは職員の退職手当

のためためいた資金ですよ。このお金も含め

て、初期開店資金を受け取ったというふうに聞いています。

これまでの状況につきましては、当面の収支につい

ては問題ないというふうな報告を受けております

て、それを前提に今後ともきちんと運営をしてほ

しいということを申し上げておつたところでござ

います。

しかしながら、その後、我々もきちんともう一

度確認をしようということで、十二月の中旬以降

でござりますけれども、全精社協の方からもう一

度きちんと聞かせていただいたわけですが、この

ふうに言つていますから、約二か月間ぐらいこれで多くもつたと思うんですよ。

つまり、ホテルの経営ですから、いろんな人件費から、それからいろんな原材料なんかの購入のお金から、それから清掃のお金から、いろいろお金掛かるわけですよ。これ大体月二千万ちょっと

くらい掛かつたと言われていますが、このお金

を、運転資金をそちらに、いや、失礼しました、そしてこの全精社協が経営に乗り出したと、こうい

うことなんですか。

これはまさに、どうももつと先を言えど、この

施設を全精社協がこの三月二十日でもう手放したということになると、これはもう当然この施設の性格上、その役割からいうと、これは私は絶対何

らかの形で継続してほしいと思っています。そう

いう受皿を見付けたときに、その受皿のところが

この施設を買い取るわけですよ。金額によっては、そちらの方が高いお金をこの建物を買取れば、いわゆる全精社協はまさに損をしないで、な

おかつその売却のお金がもし大きだとすると、これは体裁のいい土地転がしじやないです。

これはまさに、どうももつと先を言えど、この

施設を全精社協がこの三月二十日でもう手放した

ときには、全精社協の方からも私どもも経営状況

のためためいた資金ですよ。このお金も含め

て、初期開店資金を受け取ったというふうに聞いています。

この施設を全精社協がその時点で購入した額が四千二百萬ですね。ですから、職員の退職のためにもためていた資金も含めたお金よりも低い額でこ

の施設を購入しているんですよ。

つまり、事実上、全精社協は無償でこの施設を

手に入れたことになつて、この四千三百三十九万円を、実は本来であれば職員の辞めるときの退職

金に使わなきやならなかつたお金までも、受けた

ときに、スタートのときにお金がなかつたから全精社協はそれを運転資金に使つちやつたんです

よ。大体一ヶ月に二千万ぐらい金掛かつたという

て、その買い取った額が多額になれば、これもうけになるじゃないですか。

本裁のいい土地転がし。どう思いますか。

○政府参考人(木倉敬之君) 今御指摘の点でござりますが、昨年の十二月の末の段階でその全精社協の方から運営が非常に厳しいという報告を受けました。それで、先生最初に御指摘のように十九年度、まずは一年間の運営をしてみて、その上で判断をして二十年の七月に買取ったということですございますので、十九年度の事業実績も含めてもう一度きちんとどういう状況になつたのかを精査をして報告してほしいということを我々の方からも指導いたしました。

これに対しまして全精社協の方からの報告が出来たわけでございますけれども、その中の報告では、その全家連からの事業譲渡の際に、破産管財の方からその退職金に相当するものを引き継ぐというふうなことになつておつたと、それが今御指摘のような四千万余りに相当するのではないかというふうな御指摘がありました。その用途そのものにつきましては、どういう分野で使用されたのかということをきちんと精査をしてほしいといふことを求めておりますが、当時の経理処理等まだきちんと整理できていないのですからまだ報告をしておりませんが、更に精査をしてまいりたいと思います。

この福祉部門、授産の部門、これはホテルでの就労訓練以外にも園芸とか様々な授産をやっておつたりいたしますけれども、この部門につきましては今、全精社協の方とも引き続ききちんと経営のための今新しい法律に基づきます事業もありますので、そういうことも含めて十分な検討をしていくべきであるということで指導をしておるところでもございます。きちんとその事業が継続されますように、我々としても今後とも指導を続けてまいりたいというふうに思つております。

○谷博之君 大臣にちょっとお伺いしたいんです

けれども、さつき申し上げたように、一九九六年に国が十億の金を出したわけですよ。そして、この施設を、二十億の建築費のうちの十億を国が出しました。しかも、スタートしたときには当時の厚生労働省の課長補佐がこの最初の所長としてここに入っているんですよ。

つまり、全家連と厚生労働省が一緒になつてこの施設を作つた。しかも、残り十億については民間銀行とかあるいは福祉医療機関等々からいろんな意味でお金をいただいて、結局そのお金は破産することによって払わなかつたんですよ。つまり、二十億のお金がこの施設に入つているんですよ。そういう中で、じゃ、このままもう経営黙りますよといふことになつたら、これはちょっとやつぱり私は、それだけのお金が使われているとここまで厚労省の指導、支援が不十分だつたということになれば、かなり私は国としても責任がありますね。その辺、大臣、どう思われますか。

○國務大臣(舛添要一君) 今のやり取りを聞いておりましたし、私もこの経過を見てみまして、非常にこういうことになつたというのは残念だと思います。そこで、大臣、どう思われますか。

それで、基本的に福祉部門というのはこれは何とか残していかぬといかぬ、ただ、ホテル部門がどうしても経営的にペイしないといふことで法人がその常勤職員の方々については、残務整理を終えた上で、希望される方々については福祉部門の方々の雇用をきちんと図つていただきたいということで、そこからの収入が授産の方に回らないで、何で七人の職員がそこまで雇用できるんですかって、こういふ話なんですよ。

○政府参考人(木倉敬之君) 御指摘のホテル部門での職員の方々につきまして、法人の方からは、その常勤職員の方々については、残務整理を終えた上で、希望される方々については福祉部門の方々の雇用をきちんと図つていただきたいということで、聞いておりますが、現在でもホテル部門の方の収支そのものは今、毎月の利用者の落ち込みで赤字の状態にあると。

一方で、授産の方の施設につきましては、これは福祉の方の授産施設としての運営費の中で賄わさせていただいておりますが、それは先ほど申しましたように、ホテル事業での訓練以外にも園芸とか陶芸、喫茶等々の周辺での事業も組み合せてやつております。

この事業につきまして、やはり今まで給与体系を変更したにしても、来年度以降大変厳しくなることは事実でございますので、この新しい授産部門におきましての就労支援事業等について

て、それを反省した上で今後どうするか、この立て直しを考えないといけないと思っております。

○谷博之君 その言葉に尽きたと思いますが、その前にちよつともう一つ、職員のことをお聞きしておきたいんですけども。

このホテル部門の廃止に伴つて、この部門に正職員が七名おります。この方々はさつき言つた授産の福祉部の方に移すと、こう言つてゐるんですね。ところが、これは一体の問題ですから、その授産の福祉の部門のそこの中に、このホテルで働いている精神障害者の方々のそういう労賃といふの件で、たかだか三十名、四十名の授産のところにも、何というのかな、障害者の方々がそこに在籍しているわけですね。それで、そういうところにも既に正規の職員がおられます。そこに新たに、ホテル部門を閉鎖をして、閉鎖した場合ですよ、そこからの収入が授産の方に回らないで、何で七人の職員がそこまで雇用できるんですかって、こういふ話なんですね。

○國務大臣(舛添要一君)

この件で、

この委員会でも議論が出ていますが、今非常に雇用の状況が厳しい状況の中で、なかなかの年度末を控えて非常にまた職を失う方が増えるんじゃないかなというふうに言われています。

そういうときに、まあ人數的にはそんなに多い方々じゃないかもしれません。ただ、この年度末にパート、アルバイトは全員契約解除、そして職員については、正職員については福祉部に移すといふことになりますが、このパート、アルバイトについても、この施設がスタートして十三年、十四年近くになるんですが、最初から勤めている人が多いんですよ。これ、そういう長い間勤めている方々に対して、三月二十日で、はい、終わりですよということで、三月の十二日かにそういうふうに言つたんですね、これを当事者に。それはびっくりしますよ。

○谷博之君

この件で、

この事業の中でも、もう一つお聞きしたいのは、この全家連時代から職員の退職金相当額が預金として残されていましたと聞いていますけれども、それが一般事業費として、さつき言つたように使われていたため、退職金どころか賃金の未払も発生している事態があるというふうに聞いていますね。これがどうですか。

○政府参考人(木倉敬之君)

この間は、私ども、

この事業で

全精社協の方からは、資金の使用等の状況につきましては短期借入れも含めて対応してきましたと聞いております。今回の三月におきます、その非常勤の方々、お辞めいただくしかやむを得ない者についての、最低限のことになりますけれども、残務整理の期間、三十日以内の希望があれば、その勤務をしていただいた上で勤務の終わるということはやむを得ないと思いますが、それに対する給与等の支払についてもきちんと対応

するように指導してまいりたいというふうに思つております。

○谷博之君 まあ何度も何度も申し上げますけれども、そういう中で、これは仄聞する話です。その全精社協が二〇〇七年の四月に経営譲渡を受けたまでの間に、まあこれは全精社協の側で、しかも精神障害者にとって、まさに冒頭言つてから今日までの間に、まあそこに入ってきた支配人の方々、あるいは副支配人の方々の、こういう経営状態の中にあるにもかかわらず、ある程度の高額の給料をもらつていたという話もあるんですね。それから、少なくとも経営努力がどこまでされたかということについても、残念ながら、まさに経営については、素人と言つては恐縮ですが、経営のない方がそれを担つていたと。

今回のこの閉鎖した最大の理由、言つているのは、料理人がいなくなつたと言つてゐるんですね。

だから、そういう意味では、単なるホテルの倒産ということじやなくて、障害者とつて、しかも精神障害者にとって、まさに冒頭言つたように、非常にユニークな施設なんですよ。こ

こを生かさないで、私は何で障害者の方々の社会復帰だということが言えるかという話ですよ。そこのところを私は強調したい。

だから、そういう点で、地元の方々や職員の方々も、何らかの形でやっぱり残してほしいといふ声があるわけですから、そういうものをやっぱりしっかりと受け止めもらいたいし、こういう施設が例えばクローズされて半年、一年たてばもう使えません。やっぱり結論はできるだけ早く出しつかしり受け止めもらいたいし、こういう施設が例えれば

も、少なくとも全企業を対象に将来ホームページ等でやっぱり明らかにする。しかも、そのことによつて当事者の方々が、Aという企業が障害者を一人も雇用していないかつたということになれば、その障害を持つ方々がそのAという会社に行つて、是非ひとつ採用してくれという就職活動にもつながるわけですよ。

そういうふうに考えて、大臣の重ねてのひつと手だてをする必要があつたと思いますよ。だから、もう一つ言わせていただくと、ここは大変温泉がいいということでお有名なんですね。料理も非常においしいということで有名なんですね。地域の方々は随分、一日三けたの、百人、二百人の方々が毎日温泉に入りに来たりしていた。そういう意味では地域とも非常に解け合つていた、そういう施設ですよ。おかげで、一時期はいろんなイベントをして、職員が一生懸命、夏の行事、秋の行事、春の行事、いろいろやりながら集客をしていました。

そういうことの中に、その担つていつた全精社協の方々がどこまでこれを努力されていたか、と同時に、それを指導しサポートする厚生労働省がどこまでそういうものについて連携を取つていたか。私の推察では、恐らく厚生労働省の方々はほとんどあそこへ行つたことないんじゃないんです

か。そういう状況の中で、もう任せつ放しです。

○谷博之君 まあ何度も何度も申し上げますけれども、少くとも当事者の方々がいわゆる厚生労働省に問い合わせをすれば、個々の具体的な企業の法定雇用率、どんな状況になつておられます

が、これは、極端に法定雇用率より低い企業については今もある程度公表しているようですけれども、少なくとも全企業を対象に将来ホームページ等でやっぱり明らかにする。しかも、そのことによつて当事者の方々が、Aという企業が障害者を一人も雇用していないかつたということになれば、その障害を持つ方々がそのAという会社に行つて、是非ひとつ採用してくれという就職活動にもつながるわけですよ。

そういう意味での、企業のいわゆる公表してもう恐らく私は、さつき言つたような過去の先人の方々の努力がこの段階でもう水泡に帰してしまつたというふうに考えて、大臣の重ねてのひつと手だてをする必要があつたと思いますよ。

○國務大臣(舛添要一君) まず、全精社協を含め

○政府参考人(岡崎淳一君) 今先生からも御指摘ありましたように、法定雇用率が未達成で、かつ、それが悪い企業につきましては雇入れ計画を作らせるという制度、そして、それをきちんと把握する。それで、先ほどちょっと委員もおつしやつたように、別の団体に譲渡するような話も出てきているようなことも聞いております。た

だ、確かにホテル経営、これは経営という観点から、委員もおつしやつたように、地元の方もたくさん御利用いただいているようあります。たゞ、確かにホーリーホームページ等で全部掲載する方がいいかどうかといふことにつきましては、そういうような制度とのかかわり等の中でももう少し考えさせていただきたいと思っています。

○谷博之君 最後に、今日は特にハートピアきれい川のことを中心にお聞きしましたけれども、私どもは、今申し上げたように、障害を持つ方々の

一点だけちょっと、質問の順序が前後しましたが。

○谷博之君 時間がもう余りありません。最後に、この福祉の事業だけは何としても継続させたいと思つていますんで、情報を十分把握した上で、

そして早急に今の委員の御意見もしっかりと念頭に置いて対応していきたいと思っております。

○谷博之君 これはその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

○谷博之君 最後には、特にハートピアきれい川のことは往々にして島嶼部、離島、過疎地、中山間地域に多くあつて、地域の本当に

高齢化の進んだ、そういうところで辛うじて踏ん張つて地域医療を守つておられる方々であります

いわゆる現状、いうものが非常に雇用の状況がしくなつてきていると。そういう中の今日はいろいろ具体的な話をしましたけれども、是非これから障害者の雇用政策、特に難病患者の方々も含めて更に一層力を入れていただきますように要望いたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○石井みどり君 おはようございます。自由民主

党の石井みどりでございます。

厚生労働行政は、国民の暮らしに最も密着した

分野であります、大変山積する課題が多うござ

ります。その中で、舛添厚生労働大臣におかれま

しては、連日その課題に対し果敢に取り組んでおられます。その御奮闘に対し心からの敬意を表して御質問をさせていただきます。

平成二十一年度の厚生労働関係の予算を見まし

ても、やはり、安心と希望の医療確保ビジョンに基づいた医師等の人材確保、そして地域医療の確

保などにも多くの予算を割いておられます。

しかししながら、私が不思議に思いますのは、ど

うも厚生労働省というのは、片一方の片足でアクトセルを踏みながら片足でブレーキを踏んでいるのではなくかという気がしてなりません。レセプト

オンライン化に関して既に三回ほど御質問させていただいていますが、三度御質問いたしましてもまだまだ現場の不安は払拭をされていません。片

足、片一方でブレーキを踏むと申しますのは、既に何度も申し上げていることですが、このレセ

ポートオンライン化完全義務化が遂行されると医療の現場から撤退をするという方が必ず出てまいります。

ただ、今御指摘ありましたように、行政機関の情報公開法に基づきまして請求がありますれば、

これはその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

ただ、今はその範囲内ですべて公表いたしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいたいと思います。

す。しかしながら、そのオンライン化に対応できない方々、この方々に対してもやはりきちんと対策を取つていただきないと臨床の現場から撤退をされてしまう。医療界はオンライン化自身に反対をしているわけではありません。この流れに乗れないので方々を切り捨てるということは、地域の医療、その地域に住んでいらっしゃる方々をも切り捨てるのではないか、そこを懸念をするわけあります。

この完全義務化ということに関しては、片足でアクセルを踏みながらブレーキを踏むという、この政策を見直すべきではないかと思いますが、大臣、いかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 地域医療の崩壊を招かない、これは今、一生懸命医療体制の再構築をやつておりますので、これは当然必要なことです。片一方では、医療の分野も効率化していくかなといついけない。それで、二十三年度までの原則義務化ということがあるわけですが、ただ、今委員がおっしゃったように、非常に規模の小さいところは更に二年間、二十五年度までの猶予を設けてあるということと、それから代行することも可能であると、医師会なんかがですね、そういうことも兼ね合わせております。

今後は、本当に小さくて、患者さんの数少なくて、とてもじゃないけれどもそういうことのための設備投資のお金もない、こういう方々に対してもどういう御支援をするかということを、これは与党ともよく相談をしながら検討していきたいと、長年にわたって診療報酬上の評価が低かっただ、医療費の抑制策が続いたということ、ありますように、例えば二千二百億円の問題であるとか、いろんな構造改革全体について賛否の両論がある中で、このセレクトのオンライン化というのがある意味で政治的なシンボルになつていて。私は、前任者のこれを担当した大田大臣とも何度も議論をいたしました。そして、今日、大田大臣自身がある新聞に原稿をお書きになつております。ですから、そういう、閣議決定で一つの大きな

流れがありますから、その中で、私も各地で今委員がおっしゃったような意見は聴取をしておりまくり切れない方々を切り捨てるということは、地域の医療、その地域に住んでいらっしゃる方々をも定の議論する人がおられるわけです。こういう人とも考えながらありますけれども、効率化の努力もしない、何にもしないでやるような医療界に切り捨てるのではないか、そこを懸念をするわけあります。

たちに対する反論もしないといけないんで、そういう中で、今の委員のおっしゃったことも念頭に置きながら、今何ができるかということを検討させていただいております。

非常に私の答弁では御不満だというお顔をなさいますけれども、私が今申し上げられるのはそういうことでございます。

○石井みどり君 大臣のお立場も理解できないわけではありませんが、しかしながら国民の方は、IT化ということになるとみんなが便利で、みんなが良くなると思っておられる。しかしながら、そのために本当に臨床の現場から撤退をして、そのために地域の住民の方が困る。そのとき初めて國民は、あつ、そういうことだったのかと気が付かれるわけであります。そういうことがないようには、I.T化ということになるとみんなが便利でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、私は一月の予算委員会でもこの件は御質問をさせていただいたんですが、世界同時に直撃をしています。今回の金融危機だけでも直撃をしていています。長年にわかつて診療報酬だけでもいいということでありましたが、問題は保証人だというふうに聞きました。今の時代、親族、友人、保証人になることを本当に嫌うそうであります。そのところが非常に問題であると。

例えば、同一世帯内では駄目だという条件でございましたので、これはもう病院から診療所、歯科の診療所、押しなべて皆さん、ここが問題なんだということをおっしゃるんですが、そことのところを、保証人に関して見直すおつもりはございませんでしようか。

○政府参考人(舛添要一君) 福祉医療機構の今、保証人の制度については現行二名でございますけれども、これを一名に緩和するようにという御要望をいたしております。これについて、今、福祉医療機構の方でその方向での検討を進めております。

そのときに、政府系の医療機関としての独立行

院における経営安定化資金につきましては、昨年八月の政府・与党による安心実現の総合対策の一環としての取組や議員からの御指摘を踏まえまして、貸付金利を通常の場合から〇・五%優遇する、償還期間を原則五年以内から七年以内に延長するに加えて、一月二十三日から、原因が物価高騰によるもののみに限らず、資金繰りに困難を感じている医療機関に柔軟に対応する、不動産担保がない場合は診療報酬債権のみの担保でも可能とするといった措置を講じてきたところでございました。

実際にこれを具体的にどうするのか、例えば診療報酬債権を活用してそういう方向に持つていくのかどうかといったことで、これも現在、福祉医療機構の方で内容について具体的な議論をしているところでございます。

○石井みどり君 御検討いただいているといふとすれば、やはり病院は規模によつて非常に多く

額の診療報酬が入るところもあるわけですから、診療報酬が多額入ればやはり経営的なところも多くくるわけですので、是非そのところを見直しを早急にしていただければと思います。

そして、この福祉医療機構に関して、歯科の診療所の御相談が年を明けてから非常に急増しておなりまして、昨年来は二けただつたのが年が明けてもう三けたになつたという、非常に相談件数、やはり歯科の経営環境が一番悪化しているんだなとういう気がいたしますが、ただ、相談件数に比べて成約した件数というのが非常に少ない。やっぱり経営診断が厳しいとか、そういうことがあるんですね。なぜそれを申すかというと、昨年の四月に確かに診療報酬、ほんのちょっと上がりました。しか

しながら、一番受療率、受診を手控えられるのが歯科の診療なんあります。もう十月から本当に、私が聞いているところは、本当に受療控え、受診控えが大変あつちこちで起こっているといふうに聞いております。

それによる歯科診療所の経営環境が悪化していますので、こういう厳しい状況のときこそ政府の政策融資というものが大きな意味を持つんではないかと思いますが、その辺りのところを、政策金融機関としての役割、これをどのようにお考えでしょうか、大臣。

○國務大臣(舛添要一君) 大変厳しい経済状況で、緊急の融資というのは政府全体で行っていますが、病院というのはその対象になつていませんので、そういう意味で今、この経営安定化資金というのがまさにその資金繰りを助ける立場にあるといふうに思っております。

今委員がおっしゃって、医政局長がお答え申し上げたように、この要望が出ておりますから、使い勝手のいい形に持つていただきたいといふうに思つて、早急に検討を進めさせたいと思つております。

○石井みどり君 やはり、今政府の中企庁がされている融資枠のところには業種の指定としてございません。それはやはり、この福祉医療機構があるからというような理由とか、それから、介護とか医療は公的な保険で収入が安定しているではないかと、それに比べて自動車産業とかの落ち込みはひどいから、そちへ回すべき資金を医療や介護のところには回せないというような理屈だといふうに伺いましたが、やはり国民の生活を守つていく大きな意味を持つて、いる医療、介護でありますので、そういうところを是非、政策融資といふうところを是非、政府の政策金融機関こそが頑張りどころだと思いますので、お願いをしたいと存じます。

また、来年度予算の中でも、国民の安全と安心のための施策、随分予算を掛けておられます。その中に薬害の再発防止とかいうことも入つております。

本年六月一日から医薬品販売制度改正検討部会、これで二十三回も検討が行われました。そして、平成十八年では、国会の議論を経て薬事法改

正案が成立いたしております。その後、また具体的な取扱いの細目に関する検討会において

も八回も審議をされて、今回の結論を見るに至

る。これが、残念ながら、こここのところ、マスメディアの話題にのりますことに、一般医薬品のインターネット販売についての報道が日々されています。

ちょっと私が不思議でしようがないのは、この

年六月一日から施行の改正薬事法に関しましては、平成十六年から医薬品販売制度改正検討部

会、これで二十三回も検討が行われました。そして、平成十八年では、国会の議論を経て薬事法改

正案が成立いたしております。その後、また具体的な取扱いの細目に関する検討会において

も八回も審議をされて、今回の結論を見るに至

る。これが、残念ながら、こここのところ、マスメディアの話題にのりますことに、一般医薬品のインターネット販売についての報道が日々されています。

私は、これはもう特定企業の利益と国民の命と健康とどつちが大事なんだと言わざるを得ない。

大臣はそれをどのようにお考えでこの検討会を立ち上げになられたのか、お聞かせいただきたいと

思います。

私は謙虚に聞いているつもりで、例えば先ほど難

病の方々のお話を出ました。難病の方々も、時間が許す限り、たとえ日本に数名しかいなくてもお

会いして、その苦しみというのを分かち合つて、それを例えれば二十五億円を百億円という形で四倍

増という形でしております。そういういろんな意

見でこの薬の問題についても、薬害、これは根絶

したいということで、被害者の方々も入つていた

だいて、まさに検討会をやつている。そういう中

で、この薬事法の改正をして、対面販売が基本で

されよと、安全性が大事ですよと、これは当たり前のことなんで、そういう意見でこの薬事法の改

正、省令改正ということを、今おっしゃつたよう

に、検討会を含めてやる。

そうすると、身体障害者の方が車いすで来られ

る、これどうしてくれるんだ、それから紫外線を

受けたら外に行けない、これどうしてくれるんだ

と、様々な意見がある。そちらの意見もありま

す。そういう中で私は、これはそういう方々に對

して、じや、薬局の皆さん方はどういうお答えを

お出しになりますかと。じや、車いすでしか行け

ない方がおられれば、じゃ、私の薬局が届けます

手を打てば大丈夫じゃないですかと、ネットつ

て、それはあなたの打つ手では安全性確保できま

せんよと、したがつてこれは駄目ですよ、こうい

うことをきちんと議論をしたいという意味でやつ

たんで。

私は断言しますけれども、特定の企業のために働いたことはありません。厚生労働の族議員でも

ありません。石井さんは日本歯科医師会から代表

されていますから、参議院の比例の方は、あなた

は医師会のために働くのは当然なんです。それ

は、そういうことが職能代表なんです。私も全国

比例区でされども、私はいかなる団体、一つの

団体からも推薦されてもいませんし、そういう意

味で、公平に国民のためを思つておりますから、

ちょっとと長くなつて恐縮なんですが、私は安全と

いうことと先ほどの伝統薬や何かで平等なアケセ

ス、これをどうしてかなえられればいいかとい

うことで全國民の方を向いて仕事をしてきたし、今

後ともやつていいませんで、ゆめゆめ一つの企業に言わされたからとか一つの企業に、残念ながら、私は恐らく閑僚の中へ献金もらっている額が、残念ながらという言葉はちょっと取りますけれども、一番少ないと思想しますんで、そういう意味で国民のため向いて仕事をしたいと思つております。

○石井みどり君

私も元歯科医師で、元というか歯科医師ではあります、私は国民の生活と健康と命を守る立場で働いておるつもりでございます。

ただ、今の大臣のお話の中にもございましたネットの方々、ネットで薬を販売しておられる方々あるいはネット業者の方々が薬局や薬店で一般医薬品が購入できない人があるんだと、全国に幾つもあるんだということをおつしやるんですね。しかし、本当にそれが、どのくらいの数が本当にいらして、どの地域にどういらっしゃるかということがあれば私は、地域のもうまさに医療弱者の方ですか、それはまた政策上の支援が必要ではないかと思いますが、そういう実態を厚生労働省として把握をしておられるでしょうか。

○政府参考人(高井康行君) 御指摘の点でござい

ますが、今回の省令案のパブリックコメントをいたしました際に、薬局や店舗に行くことが困難な方から様々な御意見をいたしております。ただ、それぞれの方が置かれている状況などの詳細は私どもは今のところ承知しておりません。先ほどの検討会の場でも、どの程度購入困難なのか、あるいはそのような方がどの程度いらっしゃるのか、実態を把握していくたいと考えております。

○石井みどり君 そうすると、正確な実態が把握していないということは、ネットの方々が集められた署名とか、そういうホームページ上の意見とか、そういうものしかないわけですね。それを根拠に医薬品が購入できないとおっしゃるんですね。

しかも、その方々の、聞いてみると、まさに自分は障害があるからとか、あるいは高齢で買

に行けない、あるいは小さなお子さんを育児中であるからできないとか、あるいは妊娠中であるとか、こういう方々が即インターネットでしか薬が買えないということが私はおかしい。まさに、こういう方々こそ副作用のリスクを回避する必要性が極めて高い方々であります。そうであれば、これを地域の薬剤師会が、そういう薬剤師の方が販売する方法を検討するとか、あるいは配置業者の方とか、何か対面販売を工夫したり、そういう安全性をも犠牲にしないよう販売の工夫、そして同時に、不便を解消するということをやはり業界の中でも様々な御議論をいただいて、検討している方にとって、できることをやつしていくことが大事なんではないかというふうに思っています。

私は、まさにこういう方々は医療弱者であると思うんですね。そこであれば、地域の医療の提供体制の中での方々へどう対応していくか、副作用も防ぎながら、安全性を確保しながら医薬品を届けるかということをそういう全体の政策の中で考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(舛添要一君) まさに、そういうことを考えたいからこそ検討会を開いてやつてあるわ

けであります。それで、例えはネット販売の方々が地図出され、北海道、こんな広い区域、薬局もないじやないかと言つたって、それは大雪山山系の中にないのは当たり前であつて、だから、そういう資料を出されたら、その地図は人口分布に変えないと駄目ですよというような反論をしていけばいいわけですよ。ですから、これは今おっしゃつたこととますかと。そうしたら、いや、うちの薬局がここにさきにそのための検討会でございます。

○石井みどり君 今回の改正薬事法の施行規則と

できなかつたことを、安全性ということをリスクに応じて分類して情報提供義務を明確化してやつていこうとするんですから、私は、やはり国民の方に不安を与えないよう、決して利便性が勝ることのないような方向でお考えいただきたいと思います。

続いて、健康政策の中で非常に重要、これからますます重要度が増すであろうワクチン対策について少しお話を伺いたいと思います。どうも日本の場合はワクチン政策が、それぞれが、所管のところが、ぱらぱらと言つては悪いんですが、産業政策としては厚生労働省の医薬食品、血液対策課と医政局の経済課、それから予防接種行政としては健康局の結核感染症課、それから検定の実施とか生物学的製剤の基準の作成は国立感染症の研究所、承認が、これがまた医薬食品局の審査管理課及び独立の医薬品医療機器総合機構、もう本当に省内でも多岐にわたつてゐるんですね。ワクチン政策をきちんと推進していくといふといふ気がしてなりません。やはり、ワクチン政策全般を扱うそういう司令塔のようなものが行政組織の中に私は必要なのではないかという気がしてます。

最近、衆議院の方でも御質問が随分出ています。がんの予防の中、子宮頸がん辺りは、もうはつきり検診とワクチンということで予防法として確立している。しかしながら、日本ではまだそれが進められていないということもございますので、非常にワクチン政策が遅れている。特に、予防接種法上の取扱いの任意接種ワクチン、規定外、根拠法がないというところとか、やはり私は、今後の医療経済上にこれが効果があるとかいふ必要があるんではないかと思うんです。研究開発からその提供体制まで、そこまで含め

て進めていく必要があるんではないかと思いますが、どのようにお考えでしようか。

○国務大臣(舛添要一君) 今、厚生労働省全体を総合的にそこでやるというのをやることも一つの手なんですが、逆に、流通を図つたり安定供給を図つたり、私は一生懸命言つているのは、日本の医療のすばらしいものを輸出産業として外貨を稼ぐということも含めて、そしてお金だけじゃなく、例えば東南アジアの方々に健康を输出するわけですから。こういう側面と、片一方では、しかし人の命にかかるりますから、かなり厳しい規制をやつていかないといけない。そうすると、ゴールが若干違つてゐるのが一つの中にいたとき片一方、今三つぐらい、食品衛生局とそれから健康局の課でやつていてますけれども、ぱらぱら行政だという批判もマイナス面取つたらあり得ますけど、チエック・アンド・バランスで、金目当てのためだけに走るという使命を帯びた人たちがいるれば、こちらでちょっと待つてください、安全な方を確保しますよというのがあつて、省内でもチエック・アンド・バランスをやるというのも一つの考え方なので、すぐ統合するかどうかは非常に難しい判断だらうと思っていますので、今の委員の御意見も念頭に置いた上で、どういう形で、これはワクチン行政ではなくてすべてについて言ええると思うので、検討をさせていただきたいと思います。

○石井みどり君 是非前向きに検討して実行をお願いしたいと思います。

最後に、少し雇用のことをお伺いしたいと思います。

講堂にもできた、そのニュースは記憶に新しいと

ころであります。が、今回、年度末派遣村というの
が埼玉、愛知、大阪にできたというニュースに触
れました。

私が少しショックを受けましたのは、年越し派遣村の中に児童養護施設の出身者が相当数いらしたという、データがちょっとこれ調べられなかつたんですが、ということを児童養護施設の協議会の方から伺いました。本当に胸が詰まる思いがいよいよこ。

たしました。
特に、こういう施設の出身の方が貧困の再生産になるのではないか。やはり、学歴それから育児環境、自分の養育環境、それから自身が社会生

現場　自分の養育環境、それから自身が社会性人間関係のつくり方、本当に困難なことをたくさん抱えた方ががやはり社会で働くときはきめ細かな支援、息の長い支援が必要なのではないかと、思っていますが、特にこの厳しい社会経済情勢の中では、こういう施設出身の今自立して働いていらっしゃる方々に対しての支援、この方は、家庭からも離脱しやすい、被虐待児童の方なんかは特にそういうあります。それから、地域の支援からネットからも外れやすい。まさに、社会の底辺で浮遊をしかねない方々だというふうに思っています。

こういう方々へのまさに最後のセーフティーネットを張つていただきたいと思うんですけれども、こういうことに関しての大蔵の御見解を伺いたい

○國務大臣(舛添要一君) 委員がおつしやるところ
りで、まさに施設から退所した、そして今のこう
いう経済情勢で本当に困っている、こういう人た
ちに対しても全力を挙げて様々な事業を開拓してい
きたいと思いますので、これは国としてもきちんと
支援していきたいと思います。具体的な内容につ
いては局長の方からまた後ほども答えさせま
す。

○石井みどり君 昨年の児童福祉法改正によつて、少し、自立援助ホームと呼ばれる児童自立生活援助事業が少し厚くなりました。ちょっとびりですね、厚くなつたんですが、まだ残念ながら四十

七都道府県すべてにこういうホームがあるわけではありません。元々、国の援助がなくスタート一から始めたホームでありますし、最初に都の方が多いいち早く援助をされたりして、都内にも何か所かあるんですねけれども、非常にまだ、五十か所といつてもなかなか県も幾つもござります。こういうところを拡大していくことが必要なんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

先生から御指摘をいたしましたように、児童福祉法の改正法で、これは本年の四月一日から施行でございますが、自立援助ホームにつきましては利用者の対象年齢の拡大、それから特に都道府県による事業の実施の義務付けを行つたところでございます。また、より確実な財政支援を行えるように法改正をしていただいたところでござります。この制度をしつかり生かしていきたいと思つております。

今、五十か所ほどのホームということでございますが、来年度、二十一年度の予算案におきまして、積算上でござりますが、八十か所分を措置費に計上しているという状況でございます。これをしつかりやりつていきたいというふうに思つております。

また、自治体がしつかり取り組んでくださると
いうことが非常に大事でござりますので、そこに
つきましては、次世代法に基づく都道府県の行動
計画というのがありまして、今度、後期の行動計
画が二十二年度から二十六年度でございますが、
この行動計画の策定指針を国の方で定めておりま
す。これにつきまして、この策定指針の中で、自
立援助ホームについては施設の退所者の数や地域
の実情を勘案して地域における必要量をきちんと

見込んでいたしたこと。それから、施設退所者が相談できる拠点など必要な支援体制を整備をするということなどを策定指針に盛り込んだところでございます。これから都道府県が行動計画を作成

ていかれるに当たつて、国からもしっかりと助言をし、また自治体の中の優れた取組を全国へ御紹

介をするなどして、全国的にこの取組が進んでいくようになりたいと考えています。

○石井みどり君 今年度であります、地域生
活・自立支援事業ということで、こういうやはり
施設を退所した方々に対しての相談というか、そ

ういう就労支援とか、いろんなそういう事業が
たつた五か所でモデル的に始まっているんですね。この五か所が統くことも大事ですが、更にこ
そまでいって、つまり、今後五カ所でやるこ

れか広がることやはり今の旅館にいらしゃる方は親御さんがおられる方が多いんですね。それから、被虐待児童の方も多い。そうすると、社会に出て自立して働くことってつづりません。

様々な困難なことによがかつてしまふ。息の長い支援、きめ細かな支援が大変重要でござりますので、こういう事業にこそ予算をお付けいただいて、モデルをモデルでなく、全国にすべてできるような方にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、非常に大事なことでございますが、自子供たちに対する生活や就業の相談を実施する。施設を退所したデル事業としてやっております。日立扶桑バスが運営する施設でござります。

助グループで相互の意見交換などを図りながら、励まし合つてこれから的生活プランを立てていくというような事業をやつて いるわけでございま
す。

まだ本当にモデル事業ということで少ない数でございますが、これは予算的には統合補助金のメニューの一つかござりますので、箇所数の増加については弾力的な運用ができると考えておりますので、自治体にしつかりお呼びかけをしながら、

こういった事業の実施箇所数が増えていくようになります。私どもも努力をしたいというふうに考えております。

社会で最も弱い方々に対し国がきちんと見捨
てない、手を差し伸べるということが国民の方々

が安心して生きていくというメッセージでありますので、是非お願いをしたいと存じます。ありがとうございました。

○山本博司君 公明党的山本博司でござります。
今日は委嘱審査ということで、二つの観点から質問を申し上げたいと思います。

一つは社会保険病院、厚生年金病院に関してでございます。

祖國語整埋機構いわゆるRFOに譲渡した合言六十三か所の社会保険病院と厚生年金病院の売却を検討しておりますけれども、RFOは来年の九月までの特長且戻さうござり、用長後の荷毛の

月までの時限組織となっており、期限後の病院の姿がどのようになっているのか、勤務医などの医療従事者や地域住民を中心将来への不安が広まっております。社会保険病院、厚生年金病院はこれまで地域医療の大きな役割を担つてきており、RFOの終了期限後も安定をした事業継続を確保して、地域の医療拠点としての機能が維持できるようになります。

今日も利害関係の医療機関との調整を図り、
たしましたけれども、地方自治体からは、地域の
基幹病院であり、公的医療機関として今後も存続
していただきたいとの要望を伺った次第でござい

ます。鳴門病院は、鳴門市とその周辺、また香川県の東部、東かがわ市とか兵庫県の淡路島の南地区に、合わせて十数万人の医療を担つております。地域では二次救急医療の多くに対応しております。救急医療は年間二千人、一日六人から七人平均で救急医療が運ばれております。また、周産期医療も徳島県で三番目ということで、さらに災害拠点病院ということでも大事な病院でございま

今回、こうしたことがマスク等によつて廢止、売却、こういったことが報じられたことで大変患者の方々、住民の方々、不安が拡大しております。その影響で、大学医学部からの医師派遣

研修医、今まで平均四人ぐらい来ておりましたけれども、三人がキャンセルになつてゼロという状況が続いておるわけでございます。

地域の声を十分に踏まえた上で、無用な心配を払拭するためにも早急に具体的な将来像を示すべきと考えますけれども、大臣に、今後の方針も含めて見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 先般、二週間ぐらい

前、たしか三月六日だったと思いますが、このRFOに対しまして譲渡の進め方について指示を出したところでございます。

その中で強調しましたのは、地域の医療体制を損なわないような十分な配慮をして、地域の意見も十分聞いた上で適切な譲渡先や受皿を確保してくれということを言つておりますので、今後とも、地域の医療体制を損なうことのないように十分分配慮しながらこの問題に取り組んでいきたいと思つております。

○山本博司君 もう是非とも地域の声、十分に聞いていただいて、お願いを申し上げたいと思いま

す。

二つ目は、保育制度の改革に関しまして質問を申し上げたいと思います。

現在の保育サービスは、安定的なサービス提供や質の確保という観点から、認可保育所における提供が基本でございます。ただ、待機児童の増加とか保育ニーズの多様化に対応するためには、一定の基準を満たした認可外の保育施設にも支援を行なうべきであると考える次第でございます。この認可外保育施設の支援の取組に関しまして、現状どのようになつてているのか、まずお示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(村木厚子君) お答え申し上げます。

平成二十年度の第二次補正予算で待機児童ゼロ作戦ということで、特にこの集中重点期間として、平成二十年度から二十二年度におきまして十五万人分の保育所などの整備を前倒しで行つてゐるところでございます。

特に、都道府県に安心こども基金を創設をして、認可外保育施設に対する補助として事業者における連携保育所、これらにつきまして、事業の運営を満たしてある認可外保育施設等に対し、事業者もまた国庫補助の対象とすることとしているところでございます。

○山本博司君 一步前進でございます。まだまだこの認可外の施設の支援、まだ十分ではございません。

本年二月二十四日に発表されました社会保障審議会の少子化対策特別部会第一次報告では、今後の保育制度の姿につきまして、認可外保育施設の質の引上げを目指すとして、最低基準への到達に向けた一定水準以上の施設に対する一定期間の経過的財政支援、この必要性に言及しております。

そこで、第一次報告では、やはり保育の安定的な供給、質の担保ということから、きちんと最低基準を満たす保育所を基本にしなければならないといふ原則に立ちながら、その上で最低基準を満たす保育施設に公費投入を行うということと、さらにそれに付け加えて、認可外保育施設について、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して期間を限った経過的な財政支援が必要であることということが提言をされました。

○政府参考人(村木厚子君) お答え申し上げます。

その上で、第一次報告では、やはり保育の安定的な供給、質の担保ということから、きちんと最低基準を満たす保育所を基本にしなければならないといふ原則に立ちながら、その上で最低基準を満たす保育施設に公費投入を行うということと、さらにそれに付け加えて、認可外保育施設について、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して期間を限った経過的な財政支援が必要であることということが提言をされました。具体的にこれらをどう制度化していくかについては相当しつかりした議論が要るというようなことが議論をされたところでございます。

○山本博司君 お答え申し上げます。

そうした中で、先ほど御答弁申し上げましたよ

うに、今回の安心こども基金については、認可外の施設に一定の補助をすることに踏み切つたわけ

でございますが、これは昨今の経済情勢の悪化の中で非常に待機児童が増えている、その中で即効性のある施策として一定の質を担保できる保育所を何とか増やしていただきたいということで、新たにこういう保育所をつくつていただきとときに援助をしようということで、一時的、緊急的に何とか補助に踏み切つたというような状況でございま

す。

そうした意味では、既存の認可外保育施設について恒常的に運営費の補助をするということについては、やはり保育の質の確保と量の拡充、このバランスをどう取っていくかということで、相当

更なる加算といいますか支援策、これが必要であると思いますけれども、この点につきまして御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(村木厚子君) 大変難しい問題だと

いうふうに考えております。保育についての議論をする中で、認可の保育所であればしっかりと支援が受けられる、認可外であれば国からの支援がゼロではないかということで、委員が先ほど御紹介をくださいました社会保障審議会少子化対策特別部会の第一次報告の議論でもたくさん議論がございました。

○山本博司君 お答え申し上げます。

その上で、第一次報告では、やはり保育の安定的な供給、質の担保ということから、きちんと最低基準を満たす保育所を基本にしなければならないといふ原則に立ちながら、その上で最低基準を満たす保育施設に公費投入を行うということと、さらにそれに付け加えて、認可外保育施設について、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して期間を限った経過的な財政支援が必要であることということが提言をされました。具体的にこれらをどう制度化していくかについては相当しつかりした議論が要るというようなことが議論をされたところでございます。

○山本博司君 お答え申し上げます。

そうした中で、先ほど御答弁申し上げましたよ

うに、今回の安心こども基金については、認可外の施設に一定の補助をすることに踏み切つたわけ

でございますが、これは昨今の経済情勢の悪化の中で非常に待機児童が増えている、その中で即効性のある施策として一定の質を担保できる保育所を何とか増やしていただきたいということで、新たにこういう保育所をつくつていただきとときに援助をしようということで、一時的、緊急的に何とか補助に踏み切つたというような状況でございま

す。

そうした意味では、既存の認可外保育施設について恒常的に運営費の補助をするということについては、やはり保育の質の確保と量の拡充、このバランスをどう取っていくかということで、相当

に慎重な議論が要るのではないかというのが今の

私どもの考え方でございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

私が四国の愛媛県、香川県、高知県、この認可外の経営されている方々、園長さん、お会いをさせ

ていただいております。そのほとんどが認可の基

準を満たしているわけでございます。その認可の

基準を満たしているにもかかわらず、その市の財

政的な基盤、これが厳しいことで認可され

ない。そのため、その方たちは認定こども園と

いう形で地方裁量型を取られている。そういう形

の基準を満たしているわけでございます。

ところが、何も、先ほどのありました

けれども、新設ということと、既存には全く、既

存の認可外に對しては支援がないという現状があ

るわけでございまして、こういったところは二十

年、三十年と地域で認可外の保育園をやりながら

保育を担つていらっしゃるわけでございまして、

お給料もほとんどその事業者の方々はもらつてい

ないという状況の中でやられているわけでござい

まして、大臣、是非とも、今二十三万人という

方々を受け入れてこの認可外施設、中にも

様々な形がありますけれども、基準を満たしてい

るこの認可外に對しての支援、これを是非ともお

願いをしたいと思いますし、また、こういったた

方々、是非会つていただきたいと思います。先ほ

ども難病の方々とか様々お会いをしていただいて

おりますけれども、今本当に御苦勞されながら保

育の現場にいらつしやる方々の声を是非とも聞い

ていただきたい。

そういう意味で、大臣に最後に御見解をお聞き

したいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 先ほど局長も御答弁申上げましたように、質を確保しながら量を増やしていく、これが一番大事なんで、認可外保育所について最低基準を満たしていれば、これは今、公費を投入するという形でやりました。

それから、あと一步で認可できる水準に達する

よういう、そういう施設に對してはそこにも公費

を投入してその水準に上がつてもらうということを、これは審議会の報告でも出ていますので、具体的にそれをどう進めしていくかは今後の課題として取り組んでまいりたいと思いますし、現場の声を、できたらおいでいただいて聞くこともありますが、今は国会で動き取れませんが、時間が許す限り現場は私も視察したいと思っていますので、生の声を聞いて施策に反映したいたと思つております。ありがとうございます。

学生定数を増やすんであれば、予算ももつと増えべきだし、やはり医学部教員の基準も見直すべきだということは申し上げておきたいと思います。
それによると、文科省にお伺いしますが、国立大学附属病院の債務残高は幾らになっているんでしょうか。

まさに地域医療の中核を支えている病院でもあるし、医学研究の中心でもあるわけですから、私は、こういう事態を放置しておいて、まともな医学研究ができるのか、学生や研修医の教育ができるのか、あるいは地域医療への貢献ができると大臣、思いますか、いかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) 国立大学そして国立大
学病院、様々な問題を抱えているのはよく分かります。そういう中で地域医療の拠点としての役割に対してもこの二十一年度予算においても様々な支援策を厚生労働予算の中で組んでおりますけれ

○小池晃君 より良い医師を育てるというのが、一番大切な視点なので、その視点でやつぱりきちっと議論をすべきだと。それから最後に、原爆症認定の問題で、これは予算委員会で私は河村官房長官にお尋ねしましたが、千葉訴訟の東京高裁の上告期限が迫っています。この問題、一点だけ。これは上告すべきでないというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○小池晃君　日本共産党の小池晃です。
医学部の入学定員が医師不足に対する世論に押されて増える、これは今までの医師数抑制の閣議決定の誤りが明らかだと思います。
文部科学省にお伺いしますが、来年度国立大学医学部入学定員が増える分、国の経費負担はどれだけ増えるんでしようか。

○政府参考人（久保公人君）　お答え申し上げま

には、附属病院の債務残高だけじゃなく、医学部を持つ大学の平成十九年度末での債務残高の表をお配りしておりますが、これだと一兆円を超えるわけですね。

附属病院に対する運営費交付金も年々減り続けていると思いますが、年次推移をお示しください。

○政府参考人(久保公人君) 運営費交付金の年次推移につきましては、附属病院運営費交付金予算額の推移ということをございまして、平成十六年度が五百八十四億円、十七年度が四百九十九億度が五百八十四億円、十七年度が四百九十九億

ども、基本的にはこれは文部科学大臣とも、例え
ば研修医制度については一緒に検討会をやつてき
ているわけでありますから、よく連携を取りなが
ら、今のような委員の問題意識も踏まえてどうい
うふうに改善すべきか、これは、必要な助言また
相談は文部科学大臣及び関連の大臣とやりたいと
思つております。

○小池晃君 このままじゃ駄目だと強力にやつば
り厚労省から物を言うべきですよ、これ。
臨床研修の見直しのことを今おつしやられまし
たけれども、大学の研修医を増やしたいというの

○小池晃君 こんなのは絶対上告すべきじゃないです。早く結論を出していただきたい。午後にでも聞きますから、ちょっとそれまでにちゃんと返事できるようにしてください。よろしくお願ひします。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。私も、まず原爆症認定集団訴訟についてお聞きます。

来年度の医学部の入学定員の増改訂に伴います
支出と収入の差額分が増になりますが、これにつ
きましては、医学部の入学定員増改訂に伴う支出
の増が三億四千万強、授業料の収入増が約二億八
千万強でございますので、出入り、運営交付金の
影響額は両者の差額であります約五千六百六十三
万円の増でございます。

〇小池晃君 大臣、今までのちよつとやり取り聞いていただいて、経営努力して頑張つて収入が増えれば、収支にお構いなく運営費交付基金どんどん減っていくわけですよ。最初の約六百億円から二百億円ですよ、来年度予算だと。頑張れば頑張るほど自分の首絞めるような構造になつてゐるわけですね。それに加えて一兆円の債務残高を大学病院抱えてゐるんですよ。ある大学の医学部長さんが私に言つたのは、霞が関の役人が自分の庁舎の金を自分で稼げと言われるかと。そういうふうに言いたくなる気持ち、私、分からぬともないと思うんですね。

こういう実態を放置しておいて、大臣、これは所管外だと思いますが、国立大学病院というのには二十年度が三百八億円、二十一年度は三百七億円を予定しております。

○國務大臣(舛添要一君) 臨床研修制度の改革の方向については一つの提言が出ましたので。ただ、今現場からは委員がおつしやるような声もあって、元々はいい医師をどうすればつくれるかということで、今まで実は厚生労働省と文部科学省で合同でやつた検討会つてなかつた、私は驚いたんだけれども。だから、今回初めて両大臣をヘッドにしてやりましたので、今のような問題も含めて今後更に検討を進め、より良い改善策をつくりたいと思つております。

をいたします。
上告期限が三月二十六日ですが、上告理由は何になるんですか、もし上告をするとすれば、上告できるんですか。
○國務大臣(舛添要一君) 先ほど申し上げましたように、そういうことも含めて法務省を始め関係省庁と今協議中でございます。
○福島みづほ君 前回も質問しましたが、これはもう上告理由も限定されていますし、上告しないよう強く求めます。
また、十四連敗、千葉、東京高裁の後、広島地裁で判決が出ました。国は国家賠償請求訴訟で損害賠償責任まで認められるという十四連敗です。千葉地裁の件は四月一日が上訴期限であり、これはいかがですか。上訴すべきでないと考えますが、いかがですか。

まさに地域医療の中核を支えている病院でもあるし、医学研究の中心でもあるわけですから、私は、こういう事態を放置しておいて、まともな医学研究ができるのか、学生や研修医の教育ができるのか、あるいは地域医療への貢献ができると大臣、思いますか、いかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) 国立大学そして国立大学病院、様々な問題を抱えているのはよく分かります。そういう中で地域医療の拠点としての役割に対してもはこの二十一年度予算においても様々な支援策を厚生労働予算の中で組んでおりますけれども、基本的にはこれは文部科学大臣とも、例えば研修医制度については一緒に検討会をやってきているわけでありますから、よく連携を取りながら、今のような委員の問題意識も踏まえてどういうふうに改善すべきか、これは、必要な助言また相談は文部科学大臣及び関連の大臣とやりたいと思つております。

○小池晃君 このままじゃ駄目だと強力にやつぱり厚労省から物を言つべきですよ、これ。

臨床研修の見直しのことを今おつしやられましたけれども、大学の研修医を増やしたいというのであれば、やっぱりこういう財政負担の問題を解決することが私は先決だと。地域の研修枠に上限を設けて大学にできるだけ研修医を集めようというの私は、より良い医師を育てるという臨床研修制度の目的からいっても私はこれは本末転倒ではないかというふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) 臨床研修制度の改革の方向については一つの提言が出来ましたので。ただ、今現場からは委員がおつしやるような声もあつて、元々はいい医師をどうすればつくれるかということで、今まで実は厚生労働省と文部科学省で合同でやつた検討会でなかつた、私は驚いたんだけどにしてやりましたので、今のような問題も含めて今後更に検討を進め、より良い改善策をつくりたいと思つております。

○小池晃君 より良い医師を育てるというのが一番大切な視点なので、その視点でやっぱりきちっと議論をすべきだと。

それから最後に、原爆症認定の問題で、これは予算委員会で私は河村官房長官にお尋ねしましたが、千葉訴訟の東京高裁の上告期限が迫っています。この問題、一点だけ。これは上告すべきでないというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) 小池委員の今の意見をしっかりと受け止めました。その上で、今法務省を始め関係省庁とどう対応するかを検討していくところでございますとということまで今申し上げておきたいと思います。

○小池晃君 こんなのは絶対上告すべきじゃないですよ。早く結論を出していただきたい。午後にも聞きますから、ちょっとそれまでにちゃんと返事できるようにしてください。よろしくお願ひします。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。私も、まず原爆症認定集団訴訟についてお聞きをいたします。

上告期限が三月二十六日ですが、上告理由は何になるんですか、もし上告をするとすれば。上告理由は限定されていまして、上告できるんですか。

○國務大臣(舛添要一君) 先ほど申し上げましたように、そういうことも含めて法務省を始め関係省庁と今協議中でございます。

○福島みづほ君 前回も質問しましたが、これはもう上告理由も限定されていまして、上告しないよう強く求めます。

また、十四連敗、千葉、東京高裁の後、広島地裁で判決が出ました。国は国家賠償請求訴訟で損害賠償責任まで認められるという十四連敗です。千葉地裁の件は四月一日が上訴期限であり、これはいかがですか。上訴すべきでないと考えますが、いかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) これについても今関係省庁と協議中でございます。

○福島みずほ君 国に国家賠償責任があるとまで言つた広島地裁の判決が出たと。国は司法判断とそれから審議会での認定判断がいつも食い違つて、これが裁判になつてゐるわけです。

大臣、これもう高齢者の皆さんたちですので、基準を改めるか、司法判断をもつと取り入れた認定基準に直すか、抜本的に見直さない限り根本的な問題解決は出ないと考えますが、決意をお聞かせください。

○國務大臣(舛添要一君) 様々な施策をやつていますので、認定のスピードアップをすることも相当頑張つておりますので、総合的に、今皆さん御高齢で大変だというのはよく分かつておりますので対応したいと思いますが、司法の判決に対しどう対応するかは、これは法務省を始め国全体として対応していきたいと思っております。

○福島みずほ君 国家賠償請求訴訟で国が負けるというのはやはり大きなことで、抜本的な、一括的な判断、司法判断にのつとつた救済をするよう強く求めます。

次に、公立病院についてお聞きをいたします。この五年間で国立病院は一三%、県立病院は一二%減少しました。今年から来年にかけては市町立病院が減少する、閉鎖に追い込まれるのではないかと大変危機感が広がっていますし、全国回つてそれを感じております。

公立病院がなぜこうなつたか調べますと、やはりつきり言えば国の責任は極めて大きいと考えます。医師不足がある、それから診療報酬が下がつた、それから交付税が下がつた。公立病院にしてみれば収入が極めて減つたわけで、赤字になるなんということはもう明らかというか、制度上赤字にさせられたという面があります。また、銚子の市立病院は閉鎖になり、リコール運動が起きて今問題になつてますが、全国で、この病院はどうか、この病院はどうか、この病院はどうか、どこもこの公立病院、また御存じ町村合併に伴う

ことで、集約化という名で一方が閉鎖をされる。三位ばらばら改悪で自治体が疲弊をして、県から市町村にお金が行かない。あらゆることが相まつれるという状況が浮かんでいます。

問題は、今後この公立病院をどう守つていくかという視点に立つて厚労省が頑張つていただきたい。これは、公立病院改革ガイドラインを押し付けてこれをつぶしていくことはもうやめていただきたい。いかがですか。

○政府参考人(外口崇君) 地域における医療の確保は国民が安心して暮らしていく上で大変重要でございまして、公立病院を始めとした地域医療機関の役割分担、連携を図るために、現在、各都道府県が各都道府県別に医療計画を作成して、地域周産期医療などを支援するための施策を平成二十一年度予算案に盛り込んでおるところであります。また、不採算医療と言われる救急医療や厚生労働省としても、都道府県や総務省等と連携しながら地域医療の確保に努めてまいります。

○福島みずほ君 一年度予算案に盛り込んでおるところでもあります。また、不採算医療と言われる救急医療や厚生労働省としても、都道府県や総務省等と連携しながら地域医療の確保に努めてまいります。が、一方で、こういった情報について地域の方々に知つてもらうことの大変重要なことがあります。情報公開を進める観点から、この四月からインターネット報公開を進める観点から、この四月からインターネット、これは都道府県のホームページから入れると思いますけれども、そこから各個別の医療機関の診療科目や診療時間あるいは病床数など、これが見れるようになります。こういったことも含め、地域全体、そして都道府県や総務省と連携しながら、公立病院のことも十分踏まえて地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 問題です。インターネットで問題です。インターネットで問題です。私は必要だと思って、もう時間がありませんからこれ以上は申し上げませんが、福島委員の問題意識を共有した上で対応してまいりたいと思つております。

だいたいという点はあります。でも、自治体病院改革ガイドライン、これを見直す、あるいは撤回する。いかがですか。

○政府参考人(細田隆君) 今先生からお話をありますとおり、総務省といたしましても、二十一年度以降、過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に公立病院に対する地方交付税を七百億円程度増額いたしまして、約三千六百億円規模で財政上のせております。

こうした国における対応と併せまして、各自治体におきましても、公立病院の医療体制の提供の見直しや計画に取り組んでいたくこともまた必要なかなというふうに考えてございます。

○福島みずほ君 大臣、もうこれ駄目なんですよ。両方の意見聞いても、きちつと今救済しなければ、公立病院は銚子市立病院みたいになりますよ。近江八幡市立病院はPFIにして成り立たず、二十億円違約金を大林組に払つて戻すんですね。高知も県立、市立、PFIにしました。受注したのはオリックスです。いろいろ問題が起きています。

PFIや民間委託して問題が起きる自治体病院をきちつと厚労省は守る、その立場でいかがですか。

○國務大臣(舛添要一君) 先般、東京都の猪瀬直樹副知事が私のところに参りました、東京都で例えばICU、NICU、こういうものの取組についてどうやつておられるかといふことの御相談と、連携しようということがありました。その中で一つの経営モデルといふようなものを提示されました。

そういうことも含めて、これは自治体と連携を取り。そして、総務省ともよく話をして、地域医療を崩壊させないと、そういう観点から対応していきたいというふうに思つておりますので、この問題を御説明申し上げます。

○委員長(辻泰弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開会

○委員長(辻泰弘君) ただいまから厚生労働委員会を開いています。

○國務大臣(舛添要一君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○國務大臣(舛添要一君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国では、景気が下降局面にある中で、雇用失業情勢は厳しい状況にあり、その影響が、特に、非正規労働者の雇用調整の動きの急速な拡大として見られるところであります。このような状況に対応し、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度について、当面の緊急対策としての暫定措置も含め、その機能を強化するとともに、負担軽減の観点から特例的措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

まず、有期労働契約が更新されなかつたことにによる離職者等については、被保険者期間が六か月以上で基本手当の受給資格を得られることとし、また、所定給付日数を、暫定的に、倒産、解雇等による離職者と同様とすることとしております。

次に、有期労働契約が更新されなかつたことに

による離職者及び倒産、解雇等による離職者であつて、四十五歳未満である又は雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者であり、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等については、暫定的に、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができますこととしております。

また、就業促進手当について、暫定的に、再就職手当の支給要件の緩和及び給付率の引上げ等を行ふこととしております。

このほか、育児休業給付について、育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金を統合し、全額を育児休業中に支給することとするとともに、給付率を賃金日額の百分の五十に引き上げて、その暫定措置を、当分の間、延長することとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

平成二十一年度における雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、暫定的に千分の八とすることとしております。

第三は、船員保険法の一部改正であります。

船員保険についても、雇用保険法の改正に準じて、失業保険金、再就職手当、保険料率等に関する改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日については、平成二十一年四月一日としておりますが、育児休業給付に係る部分については、平成二十二年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(辻泰弘君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴取いたします。上川陽子君。

○衆議院議員(上川陽子君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、雇用保険法による基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者をその対象とすること。

第二に、船員保険法による失業保険金等に関する事項の改正について、雇用保険法と同様の修正を行うこと。

第三に、原案において平成二十一年四月一日となつてゐる施行期日を平成二十一年三月三十一日に改めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(辻泰弘君) 以上で趣旨説明の聴取及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梅村聰君 民主党・新緑風会・国民新・日本の梅村聰でございます。本日は厚生労働委員会、初めての質問ということです。よろしくお願ひいたします。

本日、ただいま趣旨説明がございました雇用保険法等の一部を改正する法律案それから並びに修

正部分と、この部分について質問をさせていただきます。

まず最初に質問いたしますのは、雇用保険法十四条に関する質問でございます。この問題に関しましては、三月十二日の参議院予算委員会で小林正夫先生から、そして三月十七日の参議院厚生労働委員会では川合孝典先生がそれぞれ質問をされました。本日、改めて議論を深めていきたいと思つております。

まず、この内容でありますけれども、これは、労働者が方給与から雇用保険料が天引きをされていたと。勤務先の事業主は一方でそれを、ハローワークに雇用保険の資格認定期を出し忘れていた若しくは出していなかつたと。その結果、失業したときに、じゃ、失業給付がもらえるのかなということで受給権利がどうなつてゐるのかといふことを確認しますと、ハローワークに行つて確認した日からさかのぼつて二年間だけ雇用保険に入つてゐるとみなすと。まさに、本来であれば十年あるいは二十年と払つていたものが、実際は確認した日から二年しか遡及ができないと、その分だけ失業給付を受けるんだと。結果として、被保険者は実際に保険料を払い込んだ期間に応じた失業給付日数が確保されないと、そういうふたつ問題でございます。

まず、一問目でありますけれども、三月十二日の予算委員会で小林議員からその旨の質問がございました。このときには、舛添大臣の答えは、二年間遡及をした場合には基本的に十二か月の受給資格が得られると、一般的に言うと一年ですから、その間にこれは一日も早く新しい仕事を見付けていただくわけですから、そういう再就職の機会が得られると、それがこの法の趣旨でありますと、こうお答えにならされているわけなんです。

これは、迅速に失業者の方を助けると、そういう意味においては何も間違つた話ではないです。しかし、受給期間が十二か月もらえる、これは全く間違つていいわけですね。この元々の質問

ならば、本来であれば失業等給付は三百三十日もらえるわけですね。それが二年しかさかのぼれないと、給付の日数は百八十日だと。つまり、差の百五十日分はこれ権利が失われているんですよ。本来、被保険者の過失がないにもかかわらず、ないにもかかわらず権利が失われてしまう、そのような保険であつてよいのかと、これが私は思つております。

小林委員からも最初に質問あつて、これ議論して、問題意識は非常によく分かります。今、梅村さん言つてくださつたように、雇用保険、これはもう一刻も早く再就職するためのつなぎなんだと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 梅村先生、ありがとうございます。

小林委員からも最初に質問あつて、これ議論して、問題意識は非常によく分かります。今、梅村さん言つてくださつたように、雇用保険、これはもう一刻も早く再就職するためのつなぎなんだと思います。

小林委員からも最初に質問あつて、これ議論して、問題意識は非常によく分かります。今、梅村さん言つてくださつたように、雇用保険、これはもう一刻も早く再就職するためのつなぎなんだと思います。

ただ、今の制度の仕組みで、残念ながら、本当に三百三十日が例えば六十日とかに減らされちゃう。その間に見付けられなかつた方に対しても見付けるようになります。それについても、職業支

援や何かを含めて、生活支援も含めて更にネットワークを拡充していくことなので、先般とめることができましたし、そういう中にもそういうか、昨日の朝、政労使合意を何とか取りました。

いうか、ネットワークの、セーフティーネットの拡充ということがうたわれておりますので、今言つたような形で対応したいと思つておりますが、小林先生、梅村先生のお話はよく分かりますので、それをしっかりと念頭に置いた上で、今言つた書類が見付かるかどうかとか、その他の点も含めて考

え、検討はしたいと思います。ただ、私が申し上げたかった趣旨はお分かりいただけたかと思つております。

○梅村聰君 まず、じゃ、これに当てはまる方が現実的にどれぐらい、じや今おられるのかと。例えれば、これは非常にレアなケースだと認識をされているのか。あるいは、現実に毎月一定の割合で数が上がつてきているのかと、現実的にそれを厚労省としては今認識をしているのかと。

今現在のその認識と状況を是非お答えいただきたいと思います。あるいは、現実に毎月一定の割合で数が上がつてきているのかと、現実的にそれを厚労省としては今認識をしているのかと。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。雇用保険の廻及適用でござりますけれども、様々なケースがございまして、今御指摘のようない、本来届出をすべきであるのに事業主が届出をしなかつた場合、あるいは事業主から届出期限を超過して届出が行われた場合でございますとか、あるいは被保険者本人から確認請求が行わされて廻及ができる場合などがありますけれども、こうした件数を逐一把握することまではしておりますけれども、この度発生しているかにつきましては私どもとしては把握していないという状況でございます。

いずれにいたしましても、私どもとしては、まずは事業主がやっぱり届出の義務を果たして適正に手続を行つていくことが重要でありますので、

○梅村聰君 具体的な数値をこれは把握されてい

ないということですけれども、恐らく、これ三月過ぎて四月になると相当数出てくると思いますよ。

つまり、これは要するに失業という事故が起き

た段階で初めてそれが分かるわけですね。年金の

調査をいただきたい、数値としてしっかりとこれを

出していただきたいと思ひますけれども、その点

に関してはいかがでしようか。大臣、お願ひしま

す。

○國務大臣(舛添要一君) 三月末、これはもう大

変な事態が起こらないようにはじめていますが、た

だ、ハローワークの体制も充実して対応したいと

思います。

そこで必ずそういうケースは上がつてくると思

います。確実に逐一報告され毎日集計を取り、

また必要な御報告はいたしたい。国民に対しても

公表したいと思っております。

○梅村聰君 じゃ、調査をするということであ

り、少しでしようか。

○國務大臣(舛添要一君) はい、全国のハロー

ワークのネットワークを使つてきちんと調査をい

たします。

○梅村聰君 是非、よろしくお願いいたします。

じゃ、実際に、これ平成十一年の時点で、これ

は労働省の職業安定局長あてに総務庁の行政監察

局長からあつせんが具体的に出ております。

これがまさに今回取り上げる問題のちょうど

ところです。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

す。

雇用保険の廻及適用につきまして、今お話しございましたように、雇用保険制度が掛け捨て型と

なつてることのほかに幾つか理由がございまし

その周知徹底に取り組んでまいりたいということです。

このY事業所が届出を出すことを確認したところ、このY事業所が届出を出すことを失念していたと、結果として二年間しかさかばれない。しかも、二年間だけさかのばれないと。いじやなくて、その最初のXの事業所の分は、これは十数年だつたけれども、そこはもう完全に資格としては漏れてしまう、雇用保険の資格として

は漏れてしまうと。

このあつせんの内容は、この二年の廻及規定、ページの下から六行目になりますけれども、二年間の廻及規定を、「改正及び当面の措置として本規定の運用の改善を図る余地について御検討ください」と、これがあつせんの内容であります。

それに対しまして旧労働省からの答えは、六

ページの1の(1)であります。雇用保険制度は掛け

捨て型の保険制度である、直接、雇用保険料の納

付期間とは関連していない制度である、こうい

うふうな記述がございます。その結果、その次の

ページの、七ページの上から四行目であります。

したがって、このあつせん内容のような法改正、

つまり二年廻及を見直す、あるいは運用を改善す

るという法改正は、積立型の保険制度を前提とし

た場合においてのみ合理化できるものであり、現

行の掛け捨て型の保険制度を前提とする法制の下

においては適当ではないと、こういう記述があ

ります。

私たちよつと分からるのは、積立型では合理的

に説明ができる、掛け捨て型では合理的に説明で

きないというのは、これはどういうことを指して

いるのかと。ここを少し具体的に分かりやすく説

明いただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

す。

雇用保険の廻及適用につきまして、今お話しございましたように、雇用保険制度が掛け捨て型と

なつてることのほかに幾つか理由がございまし

ます。

○政府参考人(太田俊明君) 今申し上げたのは掛け

捨て型ということだけではなくて、長期間さかの

ばると被保険者であつたことや賃金支払の状況等

を、Yという事業所に再就職をしたと。六年間でそのY事業所も退職をされたんだけれども、その退職をしたときに雇用保険の資格があるかどうかを確認したところ、このY事業所が届出を出すことを失念していたと、結果として二年間しかさかばれない。しかも、二年間だけさかのばれないと。いじやなくて、その最初のXの事業所の分は、これは十数年だつたけれども、そこはもう完全に資格としては漏れてしまう、雇用保険の資格として漏れてしまうと。

このあつせんの内容は、この二年の廻及規定、ページの下から六行目になりますけれども、二年間の廻及規定を、「改正及び当面の措置として本規定の運用の改善を図る余地について御検討ください」と、これがあつせんの内容であります。

それに対しまして旧労働省からの答えは、六ページの1の(1)であります。雇用保険制度は掛け捨て型の保険制度であるということを踏まえますと、必要な給付を迅速に支給しつつ求職活動を支援する二年間を廻及して適用すると、そういう総合的な理由で二年間を廻及して適用するということでございます。

雇用保険制度というのはやはり失業者の再就職を支援するための一時的な所得補償、言わば短期型の保険であるということとを踏まえますと、必要な給付を迅速に支給しつつ求職活動を支援する二年間を廻及して適用すると、失業者が早期に再就職できるようになります。

そこで必ずそういうケースは上がつてくると思ひます。確実に逐一報告され毎日集計を取り、二年間の廻及規定を、「改正及び当面の措置として本規定の運用の改善を図る余地について御検討ください」と、これがあつせんの内容であります。

それに対しまして旧労働省からの答えは、六ページの1の(1)であります。雇用保険制度は掛け捨て型の保険制度である、直接、雇用保険料の納付期間とは関連していない制度である、こういうふうな記述がございます。その結果、その次のページの、七ページの上から四行目であります。

したがって、このあつせん内容のような法改正、佩用保険のようない、時的な所得補償と性格が異なるのではないかということで、このような回答をしたものです。

○梅村聰君 掛け捨て型と掛け捨てというのはまた違うと思うんですね。この保険はそうしたら完全に掛け捨てかといつたら、私はそうじゃないと思いますよ。まず、もらえない場合もあるということ、これに掛けて型だと思ひます。しかし、給付日数の認定に関しては、加入していた期間、この期間においては掛け捨て型だと思います。

○梅村聰君 掛け捨てかといつたら、私はそうじゃないと思うんですね。この保険はそうしたら完全に掛け捨てかといつたら、私はそうじゃないと思いますよ。まず、もらえない場合もあるということ、これに掛けて型だと思ひます。

○梅村聰君 これは、もちろんかまいませんが、このAさん、Bさんと、今お手元の資料がございましたようにサービスを受けられるか受けられないか決める期間に比例して日数が決められるわけですから、医療保険とか介護保険のようにサービスを受けられるか受けられないかだけじゃないんです。

○梅村聰君 入った期間に比例して日数が決められるという部分もあるわけですから、そういう意味で、掛け捨てだから二年しか廻及できないんだというところは、私は掛け捨てだから説明ができないという理由には私はならないと思いますけど、この点に

を把握することが困難であるということ、あるいは二年間遡及すれば基本的には受給資格を得られると、そういうことを総合的に勘案して、被保険者となつたことの確認があつた日から二年間を遡及して適用すると、こういう制度になつているということを申し上げたわけございます。

○梅村聰君 制度の今の御説明はこのあつせんに対する回答の中にもう全部文字として書いてあるんですよ。ですから、それはこれを読めば分かると。

問題は、このあつせんというの条件があるんです。すべて一般的に全部、何も分からぬ人まで全部二年間もうとにかくさかのぼれというあつせんではないんですね。ちゃんと前提条件があるわけです。その前提条件というのは、この四ページの上から九行目になります。このあつせんの前提条件は何かというと、むしろからです、むしろ被保険者が雇用保険料を納付していたことが行政レベルで證明できれば被保険者期間としてこれを認める方向で二年間遡及規定を改正することが強制保険として雇用保険料を納付してきたりかわらず事業主の手続上の瑕疵により不利益を被つた被保険者の権利の救済上で合理的であると考えられます。

つまり、これは行政レベルで證明できればと。正若しくは運用の仕方を変えるのでいいんじやないかという説明なわけですね。この行政レベルで證明できるという限定があれば、被保険者として雇用されていた期間と保険料を納付していた期間というのはほぼ一致するわけです。この条件、前提があればですね。

それから、先ほど御説明があつた書類の件ですが、七ページの②ですね、先ほど御説明あつた。労働者名簿や賃金台帳等の労働関係に関する重要な書類の法定保存義務が三年であることもあり、余り長期間さかのぼると被保険者であつたことや賃金支払の状態を確認することが困難になる、これを理由に説明されているわけですね。ということは、客観的な証拠があつて給与明細も残つていると、そしてそれを行政レベルで證明できるという、それがあればこの前提が全部崩れてしまうんですよ。

あるいは、じや雇用保険というのはそもそもどういうものであるかと。これは財團法人労務行政研究所、これは皆様もよく御存じだと思いますけれども、この雇用保険法のコメント一欄の中でもあります。失業補償の機能については、雇用保険は、真に対策を必要とする人たちに思い切つて厚い措置を講じつつ、その充実強化を図ることが必要であると、こういう記述もあるわけなんですね。

そこで、是非、舛添大臣にお伺いしたいんですけれども、前提がやつぱり変わつてきているんです、あつせんの中では。客観的に證明できる資料がある。これは給与明細であつたりとか、そこには雇用保険料の引き落としの欄がありますけれども、そういうものが客観的に證明できる案件で、後者の方はせいぜい、自分で辞めるんですから、その日算もあつて、いろんなことを考えてやつたんだろうから九十日というのを大体決めてあるわら、その人生こうしたいということで考えてやつたんだけれど、こつち側は年齢によつて、例えばたしか四十五から六十ぐらいで一番働き盛りで子供もたくさんいてみたいな話、子供の教育も大変だというようなところは三百三十日なんて重いのを置いています、特に長く勤めていれば。だけど、これ逆に考えてみれば、長く勤めていて非常に能力があれば逆にすぐ就職できるじゃないかという、ケース・バイ・ケースですけれども、論も成り立つわけです。ただ、これは今の日本だともう四十五以上になると再就職は難しいんですけど、これ逆に考えてみれば、長く勤めていて非常に能力があれば逆にすぐ就職できるじゃないかと今の大臣の御見解が全く同じであるのか。あるいは、これはやはり検討していく余地があるのか、検討する予定があるのかと。その点に関してお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) まず、法的なことを申し上げれば、これは雇用保険法の中で期限が限定されておりますから、法律を改正しない形で今の法律家として言うと、その法律を作るときに、必ず労使の協議を得て、その上、審議会になつてますから、基本的にこれはこの線で行こうというのは労使の合意でなつたわけですね。

したがつて、プロセス的にやるとすれば、労使に對して、今までの彈力化はできないと、これは私は非常に大きいと思いますので、是非ともそれにしつかり取り組んでいただきたい、だから、今日はもう調査をまずいたげるということ、それからこれを審議会等でできつちに検討していただけるという点に関して確認できたこと、これは私は非常に大きいと思いますので、是非ともそれに対してもこれを更に、またいろんなパートナーがあると思いますから、それにしつかり対応できるように議論をしていきたいと思つております。

統しまして、今回の法改正の中で特に昨今問題になつてゐるのが、非正規労働者に対するセーフティネットと、これをどう構築していくかといふことが今回の法改正の中で大きな点であつたと

その中で、今回特に、先ほども趣旨説明の中で
もございましたように、この労働契約が更新され
なかつたために離職した有期雇用者でございます
ね。この方たちが今回、特定理由離職者という力
テゴリーをつくられて、暫定措置として三年間は
倒産それから解雇による離職者、これ特定受給資
格者ですけれども、この方と失業給付日数を同じ
して同じにするという措置がございました。

私が最初にこれを拝見したときには、この特定
理由離職者のカテゴリーを新たに設けた理由は何
なのかと。つまり、普通に考えれば、特定受給資
格者の範囲を雇い止めの方とかに拡大をすればそ
れで給付日数は同じになるですから、それで
残念ながら、今回は暫定措置で三年間、新しいカ
テゴリーをつくって暫定的にこの特定受給資格者
と同じ日数を適用するという形になつたんですけ
れども、その理由を教えていただきたいと思いま
す。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま
す。

今お話しございましたいわゆる特定受給資格
者、これは解雇、倒産等による離職者でございま
すけれども、この方たちにつきましては、離職者
本人に予見可能性がなく、あらかじめ再就職の準
備をする余裕がなく離職を余儀なくされたもので
あることから、その再就職の困難度を勘案して受
給資格、給付日数の面で手厚い取扱いをしている
ものでございます。

一方、今回の有期契約労働者の期間満了に伴う
雇い止めにつきましては、この点につきまして
は、期間満了でございますので離職者本人に予見
可能性がないとは言えないということから、必ず
しも特定受給資格者と同視、全く同じように扱う
というのは適当ではないんじやないかというよう
な判断をしたわけでございます。

そういうような審議会での議論も踏まえて、今
般の制度の見直しによりまして、特定受給資格者

かそうでないかの二分法で受給資格要件及び所定
給付日数と共に手厚くする扱いを見直しまし
て、特定理由離職者というカテゴリーを新たに創
設しまして受給資格要件についての特別な配慮を
行うということにしたものでございます。

○梅村聰君 この特定理由離職者の方をどうす
べきのかという考え方に関しては後ほどまたお詫
をさせていただきたいと思いますけれども、三月
十七日の当委員会で足立信也議員から、じゃ三年
間という暫定措置はこれどうしてなのかという質
問がありました、その舛添大臣の答えは、この三
年間は景気回復に全力を擧げるんだと、それで、
実際回復かどうかというのはこれは神のみぞ知る
世界ですけれども、少なくとも三年間は全力で景
気回復に取り組むのであるから、暫定措置三年と
してまずは取り組んでいくんだということをお答
えになつたと。

逆にお聞きしたいと思うんですけども、じゃ
いうことは、逆に言えば、これは景気回復が三年
後になされているのかどうかということになると思
いますけれども、具体的にどんな指標とかどんな
状況が生じれば景気回復をしたんだと、この特定
理由離職者の範囲を暫定措置として取り除くこと
ができるとお考へなのか、それを是非お答えいた
だきたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) どれぐらいの期間の措
置にするか、恒久的なものにするか暫定的なもの
にするか、それは全体の経済戦略の絡みで決まる
わけですので、そういう意味で三年間で景気回復
をすることに全力を擧げるという政府の方針に
従つてこう決めたわけです。

努力いただいているように、セーフティーネット
ト、これをいろんな形でもっと重層的に、質も高
め、量も拡大するという方向でやっていっていま
す。

ところが、現状は、この第一の終身雇用それか
ら常用雇用というセーフティーネットが壊れてし
まつたと。壊れるという言い方は変ですけれど

その中で、例えば非正規労働者とか派遣の問題
であるとか、こういうことについても、今、派遣
法の改正をやつてしまして、例えば日雇派遣はも
うやめようというようなことを言つている。そう
すると、そこで有期の契約者についても様々な手
を打つていく、その中のセーフティーネットを
少しづつ積み上げていく。そういう中で三年たち
ましたと、じゃ暫定措置というのはどうでしよう
かと。新たなこつちのセーフティーネットで救え
ますから、例えそれが一年後に新たなセーフ
ティーネットを張るとすると、そうするともうこ
の措置は要りませんねとか、いや、今のような状
況だともつと続けないとけませんねということ
なので、これは例えれば経済成長率が何%になると
か失業率が何%になつたらやめるというそういう
たぐいの数字ではなくて、三年後に全体を見直し
をしてみて、必要なならばそれはきちんと更に続け
るとかいうことを考えたいと、そういうことでござ
います。

○梅村聰君 更に手厚いセーフティーネットをつ
くっていくということに關しては我々も全く異論
はないんです。

私は、なぜこの質問をしたかというと、もちろん
景気の問題というのは、これは失業の問題とリンク
をしておりますけれども、もう一つ考へないと
はいけないことは、終身雇用制それから常用雇用
と、こういったものが日本は崩れてきたわけです
よね。本来、これまで言われてきたことは、まず
終身雇用、常用雇用というものがまず第一のセー
フティーネットであつたと。その下に、じゃ失業
した人をどうするのかということでこの雇用保険
といふものがあつた。さらに、そこでもいろんな
ことがあつて生活を支えないと云ひない、そこに
生活保護給付があると。つまり、大きく分けて三
つの階層的なセーフティーネットがあつたわけで
す。

ということは、それの逆のベクトルになつて、
景気が良くなれば非正規の方に行く傾
向が逆に強まる可能性がある。もちろん、一部の
方は自分の生き方としてもフリーターやみたいな
のがいいよという方もおられますから、そこは

ちょっととおいていくことにして、大きな傾向から
いうと、景気が悪くなれば非正規が増えいつ
て、景気が良くなれば元に戻るということが前提
で申し上げたんで。

たたかう。どういう形でのセーフティーネットをやるか。これは、先ほど申し上げましたように、層的に深く広くやるべきだというように思つていて、ますし、委員がおつしやつた終身雇用制度とか年功序列制度、こういうもののセーフティーネットの役割が国際競争、グローバル化ということになくなつていつている。ただ、これはこれから先どういう形の雇用形態を取るのかなど。

私は、だから、日本的だと言われたものいいものは、復活できる要素があればそのことも若干ある。

円と上がつきますと、逆に給付率は五〇%に下がつてくる。五〇%が基本だと思いますけれども、基本手当目額が、つまり五千八百七十五円から七千七百三十円と。これ、給付率というものを改定しているわけなんですね。

ところが、これ、いろんな方にお話を聞きし、やはりこの失業時の基本手当というのは、一時は生活保障であると。それから、さらには所得の再配分ということもあるんだろうなということを考えれば、失業前の日額水準が低い方に関しましては、八〇%というパーセントではなく、ある一定額の最低保障目額というものを創設する、ある一定の失業時の収入を超えた方に関しては比例していく、つまり最初はフラットでその後は所得に比例していくと。やはり、文化的な最低限度の生活ということを考えると、最低保障額というのを創設すべきだと考えておりますけれども、この点に関しまして御見解をお聞かせただきたいと思います。

点、これについてどうクリアするかということでおで、恐らくこれ、労使の間で議論しても同じような議論がかなりあると思いますので、今はそういうふうに思つております。

○梅村聰君 これは、状況を見て私が申し上げたような体系にしなければいけない時期が来るかもしないし、あるいは今のようなインセンティブを働かせるという体系がいいのかも分からぬ。ただ、いろんな状況が考えられて、これから失業者が二月三十一日を境にしてどつと増えた場合にはいろんなタイプが当然出てくるということが想定されますから、是非こういうことも案として入れていただければなと思つております。

ここまででは失業時の失業給付について質問をさせていただきました。ここからは、次に失業後の医療保険についての質問をしていきたいと思います。

例えば、サラリーマンの方が失業をされたと、された場合に、じや医療保険どうするのか。今までは健康保険組合に加入をしていた、これをどう

していくのかということですけれども、具体的には二つの方法がございます。一つは、任意継続保険の被保険者になる。もう一つは、国民健康保険に入る。いろんなパターンがあると思いますけど、大きく分けてこの二つが考えられる。ところが、このどちらの場合においても、例えば

任意継続保険の被保険者になつた場合は、事業主負担を、これが負担をしなければいけない。結果として保険料は上がつてしまふ。国民健康保険の場合は、前年度の所得に応じた保険料になつてくる。つまり、どちらにしても、失業して収入はな

私たちも、これ、衆議院に提出を民主党がさせていただきましたこの求職者支援法案という中に
は、この保険料が失業した後に上昇するといふことを手当てる仕組みが入れられています。具体的には、これは前の年の保険料水準にせめて抑え思つて います。
はむしろ増えていく、ここが私、最大の問題だと
くなつた懐ももう非常に厳しいという中で負担

るようとする、それを超えてしまう分に関しては一般財源から補助を出してそこを補てんしていくんだと。つまり、保険料に関しては失業しても上がらない、ようこそする。上がらぬ、さけで、

実はこれ十分かどうかというのは非常に難しいんですけれども、少なくとも上がらないようなものをこの求職者支援法案の中に盛り込んでおりま

○國務大臣(舛添要一君) 私も何度か商談を変えているものですから、そのたびに一番最初に考えるのは病気になつたときの保険をどうするかということで、すぐ手続に行くわけです。

○梅村聰君 いろいろな条例等でもこれ、セーフティーネットができていますけれども、私は今回
これは今、前の年じやなくて、今まさに困つているんだということがあれば減免措置がありますので、たしか三百億ぐらい、十九年度の減免実績で六十八万世帯で約二百七十七億円の減免を、これ各市町村の条例でやつておりますから、まず基本は国保に入つてください、国保で幾らつて保険料決まつても、今、現状は厳しければ減免措置があるのでこれを御活用くださいということで、こちらのセーフティーネットとしては今そういう制度を使つてあるということですございます。

の失業の問題を考える上で、やはり雇用保険法の改正だけではとどまらないと。いろんな医療もそうですが、あるいは介護保険なんかもそうですけれども、そういうものをやはり一體的に何か取り組んでいく。そういう仕組みで取り組んでいかないと、この経済危機というのは私は乗り切れないと、いんじやないかなと思つておりますので、是非、今後も雇用保険に加えてその周辺、雇用保険から見ると周辺になりますけれども、そういうふたことも一体的に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、育児休業給付の見直しということについてお伺いをしたいと思います。

これまでの現行制度では、この育児休業給付については二つ種類が、給付金がございました。一つが、育児休業基本給付金と。これは休業開始時の賃金の三〇%相当額を休業期間中に支給をされると。そしてもう一つは、育児休業者職場復帰給付金と。これは育児で休んでおられた方、妊娠されて出産されて休んでおられた方が再び職場に復帰したときに、六ヶ月復帰をすればその時点で休業開始時の賃金の一〇%、これ平成二十一年三月三十一日までは二〇%ですけれども、それを一時金として支給をするというこの二段構えだったわけですね。

ところが、今回はこの二つを統合して、三〇%と一〇%を合わせて四〇%、当分の間は三〇%と二〇%を足して五〇%を育児休業期間中に支給することに統合することになったわけですね。今回、この基本給付金と職場復帰給付金、二つを統合する理由は何なのかと。そして、その統合によって期待される効果は何かということをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

す。
育児休業給付でございますけれども、これは労働者が育児休業を取得しやすくなり、失業を予防するとともに、雇用の継続を援助、促進することによりまして雇用の安定を図るものでござります。

このところ、育児休業取得率は上昇しているわざでございますけれども、やはり出産を契機に育児休業を取得せずに退職する女性労働者はまだ多いわけでございまして、雇用の継続の観点から育児休業を取得しやすくすることが必要でございます。児童扶養手当を統合してもここは上がらなければなりませんけれども、私は金額を増やすということに反対しているのではなくて、職場に復帰するというインセンティブは少なくとも不安がない形で育児休業を開始できるようにするためには、既に一定の収入がある職場復帰後に給付を支給するよりも全額を収入のない育児休業中に支給する方が効率的であると考えられることがあります。児童扶養手当を統合したことから、今回、給付を統合することとしたものでございます。こうした拡充、統合によりまして、育児休業の取得促進を通じた就業継続支援に一定の効果があるものだと思います。

○梅村聰君 今までにお答えいただいた内容が先日の足立議員の質問にちょうど掛かってくるわけですね。今のお答えの中でどういうお答えがあつたかというと、育児休業を取得しやすくするというお答えがありました。

ところが、先日の足立議員の質問では、この育児休業取得率というのを目標とすることはこれは適切ではないと、なぜならば、出産後に働いている方を分子にして、そして育児休業を開始した人を分子にしたものが育児休業取得率だというお話をされました。つまり、これは育児を乗り越えて、育児という一つのハードルを乗り越えて職場に復帰された方を分子にしちゃつてるので、この方たちは乗り越えている方なんですね。ある意味一回乗り越えた方、その人を分子にすることは意味がないんじゃないかということを足立議員は先日おっしゃられた。そのとおりなんですよ。

大事なことは、妊娠前の方々が、出産前の方々が産後も仕事をしているかどうかということを、これが一番大事だと、これが継続就業率であると、ここを目標にしないといけない。あるいは、足立議員は少し分子と分子、また違うことをおっしゃ

られましたけれども、とにかく目標とするものが違ったんだと。この継続就業率というものを上げることを目指にするのであれば、今回幾らこの二つの基本給付と復帰給付を統合してもここは上がるかもしれませんけれども、どうせだったら、お金も貰えるんだつたら、復帰はないんだけれど、とにかく貰えばいいじゃないかと。そんな人がたくさんいるとはとても思えないでなければ、何が言いたいかというと、復帰することのインセンティブは逆に言うとなくなつたわけですよね。

そこにに関して、結局この議論は何が原因かといふと、育児休業取得をアップを目指すのか、継続就業のアップを目指すのか、どちらなんだということがいいのか、やっぱりインセンティブを置いておいた方がいいのかということは、これ分かれてくるわけですよ。これをどちらを主に考えて今回の政策を打たれたのかと。この継続就業率はこれにようつぱり上がりにくくなつてしまふ、そういう懸念はないのか、そこを是非お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。
今回、給付を統合するということにした理由でございますけれども、いろんな議論があつたわけありますけれども、労使のコンセンサスとしては、統合する形でできる限り収入不安のない形で育児休業を開始できるようにすることが必要であるという議論でございました。

この点につきましては、十九年改正のときの参議院の厚生労働委員会の附帯決議でも、この育児休業給付の給付率の引上げと並んでその在り方、育児休業給付金と育児休業者職場復帰給付金の在り方について検討するというような附帯決議がな

されているところでございます。

こういったものを踏まえて今回こういう改正をお願いしているものでございますけれども、私どもとしては今回の拡充によつて育児休業の取得促進を通じた就業継続支援に一定の効果があるものと考えておりますけれども、もちろんこれのみで十分であるというわけではございませんで、お話をうながします。

なお、この育児休業給付受給者につきましては、現在の制度で申し上げますと、育児休業給付初回受給者の八割を超える方々が職場復帰しておられます。これ、統合されたからといって、職場復帰する者が増加するとは考えておらないと、また復帰しなかつた場合もやむを得ない理由によるものが多いと思われることを踏まえれば、これ、統合されたからといって、給付を受けてすぐに離職する者が増加するとは考えておらないところでございます。

全体としては、やはり両立支援策全般と相まって、職場復帰なりあるいは就業継続支援を総合的にやつていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

○梅村聰君 私は決してこれが悪いことだと言つて、本当に上げていかなければならぬのにやつぱり上がりにくくなつてしまふ、そういう懸念はないのか、そこを是非お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。
今回、給付を統合するということにした理由でございますけれども、いろんな議論があつたわけありますけれども、労使のコンセンサスとしては、統合する形でできる限り収入不安のない形で育児休業を開始できるようにすることが必要であるという議論でございました。

そもそもこの育児休業給付というものを雇用保険から行う妥当性というのはどうであるかと。つまり、今回は妊娠、出産、それから育児というものを契機に仕事を休まれているという意味で雇用

大臣に今度はお伺いしたいと思います。

りますけれども、やはりこれ少子化対策の一環でもあると思いますので、将来的には雇用保険からこれからも出していくという方向性なのか、あるいは少子化対策として何か新たな基金を創設していくべきなのか、そこに対する御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) 出産育児支援、子育て支援 こういうことは、これはもうあらゆるツールを使ってやる必要があるというふうに思っていますが、これはあくまで育児休業、休業という言葉にあるように、労働の分野の問題ですから、幾つかのセーフティーネットとか政策の一つとして、この分は働いている方々が育児休業手当をいたいで、その後また働くと。だから、やっぱりこれは雇用の道具でやるのが適当だろうというのは、じや専業主婦の方はどうするんだとか、自営業は雇用保険ないですから。おつしやるようになると、ちよつと若干やこしい議論が一つあるのと、財源的な手当をどこから確保するのかということがありますから。おつしやるようになると、基金とかいろんなことでもう出産なさっている人たちには全力を挙げてお助けはしますが、休業といふことはやつぱり雇用保険でやるのが適当じやないかと。

いずれにしましても、問題意識はよく分かりますので、あらゆる道具を使って、もつと私は育児、出産を国が支援すべきだと思って、今回の補正並びに予算でも相当手当てはしたつもりですけれども、更に充実させていきたいと思つております。

○梅村聰君 是非、これも先ほどの医療保険と同じですけれども、雇用保険のその周辺を是非巻き込めるような政策をこれからやつていただきたいと思つております。あと、今回の改正の中では、さらに再就職に向けての施策というのも盛り込まれました。具体的には、例えは特に就職が困難な場合については基本手当の支給を六十日間延長すると、

これも三年間の暫定だと思うんですけれども。あるいは、給付の所定の日数をたくさん残して新たに就職先を見付けた方には一時金を更に手当するなど、あるいはこれは省令改正なんですか、それをしていくべきなのか、そこに対する御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) 出産育児支援、子育て支援 こういうことは、じや、これ、インセンティブだけではないのかという点なわけですね。私は非常にそこの部分は評価できると思います。ただ、問題は、じや、これ、インセンティブだけではないのかという点なわけですね。私は、非常に翌年に書かれた「チエンジ」という著書を読ませていただきまして、その中に失業手当に対するお考えが書かれています。もう七年ぐらい前なので、少し現状と違うかもしれません。そこで、失業者の方を再就職していただけでよいのかという点なわけですね。もう七年ぐらい前なので、少し現状と違うかもしれません。その中で、失業者の方を再就職していただけでよいときには、お金渡すだけならば、まあ過激な言い方ですけれども、ほかでもできる。むしろ、じやそれを具体的にどう就職に結び付けて記述がございました。

私は、これどういうことなのかなと思っていろいろ海外の例を調べてみると、大臣もヨーロッパが長かった御経験あると思いますが、例えはドイツなどは、失業給付が終わつた後ですよね、そ

れでも仕事が見付からなかつたという方には税財源で新たに日額手当を与えると。それで、それだけではなくて、同時に雇用エージェンシーと六ヶ月間の契約を結ぶ。そして、その雇用エージェンシーから就職先を紹介していくと、仕事を紹介していく。その紹介をされて明確な理由がなくそれを断つた場合にはその手当が減らされてしまうと。つまり、インセンティブの逆で

政策というのをどの程度インセンティブでやつしていくのか、どこからがディスインセンティブなんだ、どこからが強制なんだ。私は基本はインセンティブだと思います。インセンティブがまず最初の第一ハーダル。しかし、それが次、効かない場合、効かなかつた場合はディスインセンティブに進んでいく。あるいは強制というものに進んでいくと。これは一連の流れだと思います。回目された翌年に書かれた「チエンジ」という著

これも二年間の暫定だと思うんですけれども。あとは、こうなつたら活力失われるなんて思ったことがあります。政策というのをどの程度インセンティブでやつしていくのか、どういうことの議論をきちっとやつていくのか、やはり国民が団結して新たなページを開いて、私は、こういうピッチのとき、危機のときには、やはり国民が団結して新たなページを開いていくべきだというふうに思っていますので、今日本円に引き上げるとか、いろんな再就職に対するインセンティブを盛り込んだということにおいては、私は非常にそこの部分は評価できると思います。ただ、問題は、じや、これ、インセンティブだけではないのかという点なわけですね。私は、実は先日、舛添大臣が参議院選挙に当選一回目された翌年に書かれた「チエンジ」という著

書を読ませていただきまして、その中に失業手当に対するお考えが書かれています。もう七年ぐらい前なので、少し現状と違うかもしれません。その中で、失業者の方を再就職していただけでよいときには、お金渡すだけならば、まあ過激な言い方ですけれども、ほかでもできる。むしろ、じやそれを具体的にどう就職に結び付けて記述がございました。

そういった意味で、今、現状、ハローワーク等

でもよく聞くお話を、やっぱり雇用のミスマッチ

というのは現実的に存在をすると、そして訓練も本当は受けてもらいたい方が実は受けてもらえないような現状もあるんだということを考えると、私は積極的ではないんだけれども、政策のこのパッケージの中でそういう訓練を組み合わせるとかディスインセンティブを組み合わせるとか、そういう現状もあるんだということを考えると、私は、これから日本は特に若い世代の失業者が増えてくる段階においては、私はこういった仕組みづくりも必要なんじゃないかなと。海外のことに関しては大臣の方がお詳しいと思いますけれども、このパッケージについて現状でお考えのことございましたらお答えいただけます。

○國務大臣(舛添要一君) 今おつしやつたように、再就職の訓練、それから雇用保険のネットワークが切れた人たちに対する手当で、一つは、今ドイツなんかはそうですが、一般財源かどうかと、この議論もあります。そうすると、その負担について国民がどう思うかということもあります。

それと、社会保障全体がそうなんですけれど

、相談ダイヤル、何でも相談を受けました。その結果

、全衛生など、こういう項目にいろいろ分けて、十項目ぐらいに分けてみますと、やはり雇用関係が

政策というのをどの程度インセンティブでやらした方がいいんじやないかと見ていても本当にモラルハイインセンティブでやらした方がいいんじやないか。ドイツなんかを見ていても本当にモラルハイインセンティブでやらした方がいいんじやないか。

○小林正夫君 民主党・新緑風会・国民新・日本の小林正夫です。

私は、法律の内容について確認を含めて質問をさせていただきます。

まず、施行期日に関して質問をいたします。

実は、先週末から今週初めにかけて連合が労働相談ダイヤル、何でも相談を受けました。その結果

、二十一日の土曜日の集計結果だけでも百二件の相談がありました。その百二件の内訳なんですが、百二件のうち四十二件で全体の四二%を占めたと

いうのが実は土曜日の結果だったんです。さら

に、そのうちの三十四件が、先ほど言ったのは雇

次に、細切れじゃなくて六か月間ずっと働いている人、この人が仮に三月三十一日に雇い止めになつたと、このことを想定した質問なんですが。三月三十一日に雇い止めになると、今度は六か月間、過去に六か月間雇用保険に入つていれば受給の資格がありということになりますから、働いている今月の三月、それから六か月さかのぼると、二月があつて、一月があつて、十二月があつて、十一月があつて、十月、十月が六か月前になりますね。この場合に、三月三十一日に雇い止めになつた人は、十月の段階から雇用保険に入つていればこの受給の資格はあると。具体的に十月の何日から働いていれば三月三十一日に雇い止めになる人は受給の資格があるのかどうか。

特に、離職日以前の一年間の期間中に一か月の賃金支払の基礎日数が一日以上と、こういう規定もありますから、ちょっと私の質問に的確に答えていただけるかどうか分からないんですが、分かりやすく、三月三十一日に雇い止めになつた人は、十月の何日の段階で雇用保険に入つていれば受給資格が発生するのかどうか、このことを教えてください。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。今お話しの三月三十一日に雇い止めによって離職した場合でございますと、継続した期間、昨年の十月一日以降継続して被保険者であつて、三月三十日に雇い止めによって離職した場合について受給資格を取得でき、給付の対象となることになるわけでござります。

○小林正夫君 そうすると、当たり前の話ですけれども、三月三十一日が過ぎて四月一日あるいは四月二日に、じゃ例えれば四月二日に雇い止めがされてしまつたと。この人は、四月二日からさかのぼつて前六か月雇用保険に加入していれば失業手当がもらえると、こういう理解でいいですね。

○政府参考人(太田俊明君) 今の御指摘のとおり、雇い止めの場合には六か月間ということです。さかのぼりますので、四月二日の場合には、さかのぼって六か月間継続して被保険者であつたことが要件でございまして、その場合には受給資格を取得できます。

○小林正夫君 そうしますと、今の話で過去一年間に細切れでも六か月間トータルで雇用保険に入つていれば受給資格が得ると。もちろん、直近の六か月間連続でずっと雇用保険に入つていれば受給権利があると。

したがつて、今回の三月三十一日に繰り上げたことによつてどのぐらいの人が新たに改正対象となると見込んでいるのか、このことはどうでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) どの程度の人数に影響するかにつきまして詳細な試算をしているわけではありませんけれども、先ほどお話をございましたように、平成十九年度の例を取りますと、離職件数の約一二%が三月三十一日の離職となる程度は新たに対象になるのではないかと考えております。

これはあくまでも十九年度の推計でございますので、今年度は、離職件数が更に多ければ更に人數は増えるのではないかというふうに考えているところでございます。

○小林正夫君 この項目でもう一つ質問をいたしました。三月三十一日に繰り上げて実施をすることと成二十年度の実施と、こういうことになるわけですから、それがどれども、予算措置を含めて事務処理的には何とか大きな課題はあるんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) まず、予算措置でございますけれども、実際に三月三十一日に離職された方が給付を受けるのは平成二十一年四月以降が定めるんでしょうか。

○國務大臣(舛添要一君) これは、法律通りまし

でございますので、平成二十一年度予算額、これの中での対応は可能でございまして、予算措置等で問題が生ずることはないものと考えております。

あわせて、ハローワークの実務、今実務体制急いでおりますので、三月三十一日の施行で十分間に合うように、関係者に対する周知徹底も含めても問題が生じることはないものと考えております。

○小林正夫君 これから決める話ですから、どうなるか注目をしたいと思いませんけど、例えば製造業がいっぱい集まっている県など、今まで大変雇用情勢がいいとされていた県が急激に落ち込んでころもあるし、元々雇用が厳しい都県もありますよね。そういうのはどういうふうに判断をしていくんでしょうね。もう一度お聞きいたします。

○政府参考人(太田俊明君) 個別延長給付の具体的な対象者でございますけれども、この点につきましては、雇い止めや倒産、解雇等に離職した者であります。四十歳未満の求職者、これが一つ、第一のカテゴリでございます。二番目は、雇用失業情勢が厳しい地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する求職者でございます。三番目は、公共職業安定所長が特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者、これらに對しまして個別に給付日数を六十日分延長することとしているものでございます。

○小林正夫君 具体的には、改正法成立後、関係審議会において御議論をいたいた上で決定することとしているものでござります。

○小林正夫君 今の三項目の中で、雇用情勢が厳しい地域として厚生労働大臣が定める地域の求職者、こういうことがありました。

○國務大臣(舛添要一君) これは、法律通りましておきたいと思います。

お手元に六か月以上の雇用見込みについてと
うことで、過日、厚生労働省の方から提出を受
け、私はこの内容で説明を受けました。今回、
六か月以上の雇用の見込みについて雇用保険に加
入できると、こういうことになつていくんです
が、口頭で、口で聞いているとながなか分かりに
く一面がありますので、もう一度厚生労働省が提
出をしてくれたこの資料で、どういう場合が頭か
ら、初めから雇用保険に入れるのか、六か月を経
過しないと雇用保険に入れないとケースがどうなの
か、この資料を使って説明を願いたいと思いま
す。

が六ヶ月未満であつても、実態を見て、実績を見合につきましては雇用見込みがあると、雇入れ時点から雇用見込みがあると判断されるものでござります。

○政府参考人(太田俊明君) 今回の改正で、短時間労働者の場合、六か月以上の雇用が見込まれる基準に該当すれば雇用保険の被保険者として取り扱うというものでございますけれども、そのの冈にござりますように、五つのケースに分けて整理したものでございます。

が六ヶ月未満であつても、実態を見て、実績を見合につきましては雇用見込みがあると、雇入れ時間が六ヶ月以上の雇用されることが見込まれる場合から雇用見込みがあると判断されるものでございます。

さらに、一番下のケースでござりますけれども、雇入れ当初は六ヶ月以上の雇用が見込まれない場合でありましても、当初の雇入れから六ヶ月経過した場合には、その六ヶ月間雇用されたという実態を踏まえて、その後の六ヶ月において離職することが確実であるという場合を除いて、その時点から適用されるというものでございます。

○小林正夫君 一応、厚生労働省が出していただいたこのグラフあるいは図によつておおむね分かりました。こういうことで、雇用された段階から雇用保険に入れる人とそうじゃない人、こういうものを判断にして今後もやつていくと、こういうことだと思いますので、これを確認をいたしま

のケースで、雇用契約の期間が六ヶ月を超える場合につきましては、雇入れ時点からこれは雇用見込みがあると判断されるものでございます。次に、雇用契約の期間が八か月未満の場合であつても、これは二番目のケースでござりますけれども、雇用契約に更新規定がある場合などによりまして雇用契約の内容から明らかな場合は、当然、適用になる雇用見込みがあると判断されるわけでございますけれども。その次の四番目のケース、雇入れの目的とか当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者の過去の就労実績等から見て、契約を更新し、六ヶ月以上雇用されることが見込まれる場合、こういう場合につきましても、その実態をとらえて、雇入れ時点から雇用見込みがあると判断されるものでござります。

が六か月未満であつても、実態を見て、実績を見合につきましては雇用見込みがあると、雇入れ時点から雇用見込みがあると判断されるものでございます。

さらに、一番下のケースでござりますけれども、雇入れ当初は六か月以上の雇用が見込まれない場合でありましても、当初の雇入れから六か月経過した場合には、その六か月間雇用されたという実態を踏まえて、その後の六か月において離職することが確実であるという場合を除いて、その時点から適用されるというものでございます。

○小林正夫君 一応、厚生労働省が出していただいたこのグラフあるいは図によつておおむね分かりました。こういうことで、雇用された段階から雇用保険に入る人とそうじやない人、こういうもののを判断にして今後もやっていくと、こういうことだと思いますので、これを確認をいたします。

次に、実は渡辺副大臣に今日お越しいただきましたけれども、渡辺副大臣が三月十三日の衆議院の厚生労働委員会において、仮に雇用保険の適用基準を三十日以上、まあ後で三十一日以上と発言を訂正されましたけれども、雇用見込みとした場合に、一時的、臨時の雇用される者までも適用されることになりまして、保険料だけ負担をして給付が受けられない、そのようなケースが多数発生する可能性もあり問題を含んでいるものと、そのように考えておりますと、このように答弁をさいました。

私たちには、三十一日以上の雇用見込みがあれば原則雇用保険に入れる。そして、万が一失業だと解雇されてしまつた場合については、失業手当をもらつて、その間に新しい再就職口を探していくと、こういうことが基本だらうと思つて、私たちはそういう法案を出したんですが、渡辺副大臣は一時的に、臨時に雇用されるとまで適用されることになりますてという、

私、こういう一時的に、臨時に雇用される人までもこういう保険に入ることは何かおかしいんじゃないかという意味合の發言というのはどうしても納得できないんです。

私、こういう、時的に、臨時に雇用される人までもこういう保険に入ることは何かおかしいんじゃないかという意味合いの発言というのはどうしても納得できないんです。

この問題については、三月十八日の衆議院の厚生労働委員会で、民主党の細川律夫議員が同じような考え方で副大臣といろいろ質疑をしたと思いますけれども、私もそういう観点で今日は副大臣と少し論議をさせていただきたいと思います。やはり、雇用保険というのはセーフティーネットでありますから、今言ったように、一時的、臨時的に雇用されている労働者はより不安定な働き方なんですね。だから、この人たちが職を失うと、現状では雇用保険に入っていない人も多いものですから、去年の秋以降大変な状態が今、日本で生じてしまつていると、こういうことだと思うので、私たちは、こういう人たちが網の目から漏れないよう、セーフティーネットを張ることが大事じやないかというふうに思つていいんです。

私、こういう一時的に、臨時に雇用される人までもこういう保険に入ることは何かおかしいんじゃないかという意味合いの発言というのはどうしても納得できないんです。

この問題については、三月十八日の衆議院の厚生労働委員会で、民主党の細川律夫議員が同じような考え方で副大臣といろいろ質疑をしたと思いますけれども、私もそういう観点で今日は副大臣と少し論議をさせていただきたいと思います。

やはり、雇用保険というのはセーフティーネットでありますから、今言つたように、一時的、臨時に雇用されている労働者はより不安定な働き方なんですね。だから、この人たちが職を失うと、現状では雇用保険に入っていない人も多いものですから、去年の秋以降大変な状態が今、日本で生じてしまつていて、こういうことだと思うので、私たちは、こういう人たちが網の目から漏れないようにセーフティーネットを張ることが大事じやないかというふうに思つてゐるんです。

また、フルタイムで働く三か月の期間工は、政府案においてもなお保険料を払うだけで当該契約の満了時には失業給付を受けられないということになつてゐるんですよ。それと、就職して三か月で解雇された正社員も保険料の払い損になるという人が、保険料を払うけど受給できないという人が、もう既にそういうものが前提になつてゐるんだけれども、幸せなことにと言つていいんでしきよ。ですから、保険というものは其助の制度ですから、負担しても給付を受けられないといつては、当然出てくるもの、私はそのように思つてゐるんです。

私自身も十八で会社に入つて、四十数年間ある会社に勤めまして毎月この雇用保険を納めてまいりましたけれども、幸せなことにと言つていいんでしきよ。失業することありませんでしたから、失業手当をもらわないので会社をめでたく卒業したという経験を持っております。そのときに、

雇用保険をもらわなかつたから損したなんて思つたことありませんよ。ですから、そういう意味で、私は保険という趣旨を理解していれば、そういうこともあり得るんだということを私たちみんな思つてゐると思うんですよ。

ですから、同時に、短時間労働者が短期で自己都合退職をしたからといって、負担を求められる、負担を強要されるということが不合理だということには私はなり得ないと思つてゐるんですね。例えが合つているかどうか分かりませんが、火災保険に入つていたのに火事にならなかつたら損をしたなんという人はだれもい瀛んですよ、そう思う人は。

そこで、保険という趣旨からして、負担があるのに給付されないのが問題だという、こういう理変重要なと思つております。また、雇用保険の場合は、やっぱり保険という性格を持つておりますので、それはそれでまたいろいろな配慮をしなければいけないと、そのように思つております。

先ほどお話をありましたとおり、雇用保険の場合は保険料を納めれば必ず給付が受けられるというものではないわけでありまして、雇用見込みが六か月未満の者は、その雇用については離職時に保険料だけ払つて給付を受けられないことがもしあらかじめ予想されるようなものであれば、その対象範囲にそういう方々も含めるということについては、私としては慎重な対応が必要であろうと、そのように考へてゐるわけあります。

一般に保険という制度は、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々が、先ほど共助というお話をありましたけれども、そういうさらされている方々がリスクの分散をするために危険集団を構成して、構成員にもし万一事故が発生した場合に備えると、そういう性格を持つているものであります。今お話をありましたように、一時

的、臨時的な雇用者の失業までも同種類の保険事故として同じような雇用保険の枠内で対応すべきか否かというのは、やはり保険料負担者である労使双方の御意見もいただきながらやつぱり慎重に検討する必要がある、そういうものではないのかなど、そのように考えているところです。

○小林正夫君 私は、先ほど言つたように、既に期間工などフルタイムの労働者は、一時的であつても雇用保険の被保険者になつてゐるんですよ、今でも。

渡辺副大臣の答弁は、一時的に、臨時的に雇用される者までも適用されることはそもそも法の趣旨に合わないと、こういうことをおつしやつていいと思うんですけど、これでいいんでしょうか。

○副大臣(渡辺孝男君) 先ほど申し上げましたとおり、覚悟して入る人はもちろんいるとは思うんですけども、やっぱりリスクが、保険に入るリスク、失業するというリスクの、どれくらい確率が高い、あるいはそういう違つたりリスクの方々が同じ保険の中で入つて保険給付を受けるといふ、そういうグループを形成するときにはやはり同じようなリスクの方々が共助でやるということですので、なるべくそういう給付から漏れるようないのかなということで、そういうお話をさせていただいたわけです。まさに、給付と負担のバランスに配慮するようななことが大事であるといふうに思つておるわけであります。

また、別な観点からいえば、短期間の働くといふような雇用の在り方を助長するようなことにもなるのではないかと、そのようなおそれもあるわけですね。そのほかに、やはり保険集團を構成しております労使でそういう形でよろしいというある程度合意がなければ、なかなか保険制度としてつくるということは難しい、保険制度の中に入つていただくというのはなかなか難しいのかなとうふうに思つております。

○小林正夫君 今回は残念ながら、私たちが提案した、三十一日以上六か月未満の人も雇用保険に

入る対象に入れると、こういう法案を出したんですが、それは今回は実現しないということです。

ただ、衆議院の附帯決議の中に、今後もそ

うことについては検討していくこうという趣旨の附帯決議が入つて、これから私たちはその課題についても取り組んでいくと、私はそういうふうに思つてゐるものですから、副大臣が今言つたように、期間工などフルタイムの労働者は今は一時的であつても雇用保険の被保険者になつてゐるんだけれども、今言つたような人たちが今後も雇用保険の対象になつていかなくていいんだという考え方では、やっぱりどうしても私は納得できないんですよ。

それで、先ほど、六か月以上の雇用の見込みについて、厚生労働省の方から資料一を使って説明を受けましたけれども、私は、この一番下に書いてある、三か月契約をして、更にそこで更新していく三か月契約をすれば六か月以降雇用保険に適用になります。これは一つの例なんですが、むしろ、今、六か月以下の人は雇用保険に入らない、入らなくてもいいんだということにこれからなつていくときに、多分、使用者の人たちも、六か月以前に契約を切つて、結局、雇用保険に入らなくとも済むような契約の仕方が私は大変多く出てくらうということを心配しているんですよ。

だから、去年の秋以降私たちが経験をした、非正規労働の方がこれだけ首を切られて路頭に迷ふ踏まえながら、そういうところまで給付の範囲を広げるかというのはそのように考えるべきものだと思います。

そして先ほども、政府の提案している六か月というのは、実態に合わせて柔軟な対応で給付、保険適用の範囲を柔軟に対応するということを御説明先ほどしましたけれども、今後の雇用保険の適用については、先ほどの附帯決議のお話もありましたけれども、今もしこの参議院で可決をいただければ、法の施行状態を、雇用保険の施行状態を踏まえて、労使の皆さんとの御意見もいただきながら必要な検討を更にしていくと、そのように考えておるわけであります。

○委員長(辻泰弘君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(辻泰弘君) 速記を始めてください。

○副大臣(渡辺孝男君) 雇用保険の適用範囲につきましては、委員お話ししているように、政府提案の適用の範囲よりもより上広くして三十一日以上ということで、より以上の方々に適用できればというふうな趣旨でお話があつたわけで、しかばも保険料をお払いになつても失業給付を受けられな

いような方もいらっしゃるのではないかというような例も挙げてお話をあつたわけですねけれども、先ほどのお話をしたとおり、給付と負担のバランスという観点からいろいろ労使で検討していただいた結果お働きになるような方々も相当いるのではないかと。

先ほどお話をあつた、使用者の側が特別な意図でそういうことをやるというのはあつてはならないことだと、そのように思つておりますけれども、本人が長く働きたいというときに三か月とか何かで切つてしまふという、意図的に雇用保険に入らないような形でするということは、それは問題であるというふうに思つておりますけれども、たまたま一時に働くような方も相当おられると思ひますので、先ほどもお話をあつたわけですねけれども、給付と負担のバランスにも一定の配慮をする必要があるというふうに思つておりますけれども、給付と負担のバランスにも相当おられると思ひますので、先ほどもお話をあつたわけですねけれども、給付と負担のバランスにも一定の配慮をす

て、合意が得られればまた審議会等を通してそういうことも労使の間で協議をしていただい

て、合意が得られればまた審議会等を通してそ

ういう案が出てくる可能性はあると思ひますけれども、現状ではやはり六か月という基準がよろしいのではないかと、そういう労使の合意も踏まえて

いる形になつたわけであります。

○小林正夫君 最も不安定な労働者に雇用保険の適用をしていくことが大変大事だなと思つて

ているんです。それで、今回、衆議院で付いた

附帯決議も、そういうことについて検討をしてい

たような人々は、短期間の人たち、一時的に、

臨時的に雇用される者までこの雇用保険の適用

きなさいと、こういう附帯決議も付いたんですね。

○小林正夫君 最も不安定な労働者に雇用保険の適用をしていくことが大変大事だなと思つて

いるんです。それで、今回、衆議院で付いた

附帯決議も、そういうことについて検討をしてい

たような人々は、短期間の人たち、一時的に、

臨時的に雇用される者までこの雇用保険の適用

きなさいと、こういう附帯決議も付いたんですね。

大ができれば、それは多くの方々に適用されるということになるでしようけれども、保険という制度の上から見れば、おのずと保険制度に合った形にする必要があろうというふうに考えております。

今後、衆議院での附帯決議を配慮しながら、これから課題として、当然ながら更なる適用範囲の拡大ということについては議論されるものと考えております。

○小林正夫君 そうすると、副大臣は今まで発言されたことは撤回の意思はない、そういうことなんですか。

○副大臣(渡辺孝男君) はい、そのとおりであります。

○小林正夫君 そこで、厚生労働大臣にこの問題についてお聞きをしますけれども、衆議院での附帯決議、もう一度、私、言いますけれども、今後すべての労働者に対し雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められてる。それで、皆さんおっしゃるように、三十二日から六か月ちょっと前までの人はない、これどうするんだと。これは真剣に考えないといけないの強化のため、更なる緩和を検討することと、こういうことが衆議院の附帯決議で決議されたんですね。

ですから、ここで言つてることとは、今言つたような六か月末満の雇用をされている人たちにもこの雇用保険の適用をしていくという方向で検討していきなさいという私は附帯決議だと受け止めているんです。

大臣はこの邊についてどういうふうに考えられていますでしょか。それで、今の渡辺副大臣とのやり取りを聞いて大臣はどうに考へておられるんでしょう、お聞きをいたします。

○國務大臣(舛添要一君) 非正規労働者であつたり、例えは二月だけ働く人を差別的に扱えというようなことを私は副大臣がおっしゃつたとは思ません。そういう方に対するセーフティーネット機能をどうするかは、これは副大臣として真剣にお考へになつてゐるし、私もその点では全く同

じであります。

先ほど梅村さんと若士議論させていただいたように、一番の目的は、再就職して例えば新たな雇用を見付ける。そして、私はこれまでの委員会で申し上げてきたと思ひますけれども、毎日仕事も申し上げてきたと思ひますけれども、毎日仕事

を変えられるような、日雇の労働というのは私は好ましいとは思つております。そして、できるだけ期間の定めのない雇用が望ましいと、これは私の哲学でありますから、いろんなところで言い

過ぎて怒られたりしたこともありますけれども、ですから、個人の働き方は自由ですけれども、例えは三月働いて、また失業して、また二月働いて、というようなやり方を助長するような形での制度設計は、これは考えないといけないというのが一つ。

しかしながら、じゃ日雇の人が二月で二十六枚印紙張つて、それなりのセーフティーネットがある。それで、皆さんおっしゃるように、三十二日から六か月ちょっと前までの人はない、これどうするんだと。これは真剣に考えないといけないの強化のため、更なる緩和を検討することと、こういうことが衆議院の附帯決議で決議されたんですね。

トワークをどこまで掛けるか、これは附帯決議でおつしやつたとおりなので、前向きに検討をしま

日雇をどうするかというのもやっぱり制度設計をやり直さないといけないような可能性もあると思うんです。

だから、これは附帯決議を受けて、これはまた参議院での御議論があつて、またそこでもどう見が出るかと、それを踏まえた上でそれはきちんと、国会は国権の最高機関でありますから、その御意思を受けて我々もきちんと検討したいと思つております。

○小林正夫君 この問題で大分時間を取りましたけれども、一度整理する意味で大臣に再度確認なんですが、要は不安定な雇用、こういう人たちが雇用保険から抜け落ちていくと、まだ六か月未満の人たちが雇用保険に入れるという状態にはなつていませんから。したがつて、そのためを心配し、衆議院では附帯決議も付いたと。

したがつて、今後、この最も不安定な労働者に対する雇用保険というセーフティーネットをつくっていくんだと、そういう方向で早急に政府も検討に入ると、そういうふうに受け止めていいですか。

○國務大臣(舛添要一君) それはダブルトラックというか、二つの道を模索したいと思つています。

一つは、今はそれはないわけですから、先ほど申し上げた生活支援、そして、例えば返還免除条件なんかを緩和していくべきを実上給付したのと同じようになる。それから、今まさに政労使合意を受け、その給付制度をどうするかを真剣に検討しております。そういうのが一方ある。

そして、あくまでもこの雇用保険は保険料を払っている労使の方々と議論を進めながらやつていただきますから、これはこれで前向きにやつていい

が強調したいのは、今持てる道具を使って、今力をバーアして、いない人たちにほかの手のセーフティーネットをきちんと差し出しますよと、このこともしっかりと申し上げておきたいというように思います。

○小林正夫君 私は先日の予算委員会でもお話をしましたけれども、去年の秋以降これだけの厳しい雇用情勢になつて、社会から政治に求められているもの、また政治がそれにこたえてやらなきやいけないということは、そのようなセーフティーネットを早くつくつて、万が一失業したときも雇用の失業手当をもらえるような、こういうもの早くつくつてくれというのが私は社会から政治に対するメッセージだと思つて

いきます。だから、私たちの法案が実現できなかつたことは非常に残念で、これから先更に私たちは、六ヶ月未満の人たちを雇用保険の対象者にしていくと、このことについても更にこれからも取り組んでいきますけど、このことを解決しないと、社会に対する要請にこたえられないんじゃないかなと、このように思いますので、是非そのことを強く言つておきたいと思います。

ちよつと時間の関係で、更にこの雇用保険の問題点について一点だけ指摘をさせていただきます。二つ以上の事業所でトータル週二十時間以上働く人の、こういう働き方をしている人も結構いるいる人、このういう働き方をしている人も結構多いと思うんですよ。母子家庭の人の中にもこういう方もいらっしゃるし、また自分が好んで一日のうち複数の事業所で仕事をやると、一つの事業所ごとでは週三十時間の労働時間はないんだけども、全部足していくと週三十時間以上の労働時間がいるんじゃないかと思うんですが、この問題について雇用保険としてどうしていくのかということがあります。私は大きな課題としてあるんだと思います。

現状における今言つたような働き方をしているので、今後は、いや、こういう厳しい状況でこれまで三月にしようとか皆さん方が案出されたようく。これはもう労働政策の審議会の中での労使に入つていただいて、今の民主党の皆さん方のこの御意見を踏まえた上で検討を進めさせていただきたいと思います。

ただ、それまでは何もしないんではなくて、私

人たちが何人ぐらいいるのか、厚生労働省、つかんでいればその数字を教えてもらいたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。
同時に二以上の事業所で雇用されまして、かつ、それを合わせると週二十時間以上就労しているという御指摘の労働者数そのものにつきましては把握しておりませんけれども、総務省の統計局の就業構造基本調査によりますと、これは本業の中でのほかに副業に従事している者、これは本業の中でも二十時間以上の者も相当数含まれると思いますけれども、本業のほかに副業に従事している雇用者数は約百三万人となつてているところでございます。

○小林正夫君 その百三万人が今言つたように二つ以上の事業所に勤めて週二十時間以上に必ずなつてゐるかどうかというのは定かでもないと、こういうことの受け止めだと思うんですが。いずれにしても、大変多くの方がいらっしゃる。人たちを雇用保険の適用にしていくべきだという声も社会の中では大きいと思うんですね。

このことに対する労働政策審議会の中でも今まで検討が進んでいると思いますけれども、今の検討状況はどうなつてあるんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

現時点において、同時に二以上の雇用関係にある労働者につきまして、これ例えは主たる賃金を受ける雇用関係につきまして、適用基準を満たせば被保険者となることとして取り扱っているところでございます。

このいわゆるマルチジョブホルダーにつきましては、複数の雇用関係を通算して適用することになります。までは、例えば適用事業主が労働者のほかの事業所での労働時間を把握する必要がありますけれども、これをどうやって把握するのかということと、あるいは適用しても何をもつて給付の対象としますか。なる失業とするのか、また給付をどうするのかからいうこと、あるいは就業実態も様々であります。一律の判断が困難であると、こういう問題点が考え方されるところでございますけれども、こうした点も含めて、引き続き労働政策審議会におきまして労使の御意見も踏まえて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○小林正夫君 確かに、それぞれの事業所にとつても難しい課題もあるなど、このように思うんですねが、やはり私はこういう人たちも最終的には雇用保険の適用者に入れていくべきだと思つてゐるんです。

この辺に対しても、厚生労働大臣は現段階でのようにこの問題についてお考えか、お聞きをいたします。

○國務大臣(舛添要一君) 今、労働政策の審議会でもなかなかこの問題の検討が一気に進むといふ状況には、形態が様々でありますし、あるところで自分の仕事の八割やつてこつちで二割やつたときに、今のシステムが、一事業主が全部

して、先ほど米、梅村さんにも申し上げたよろしくに、セーフティーネットはいろんな種類が重層的におつた方がいいんで、これについてもやはりよく結論を出さないといけないと思ってますので、更に検討を進め、審議会での審議も促したいと思っております。

○小林正夫君 時間が来ましたのでこれで終わることになりますけれども、最後に資料二を用意をさせていただきました。

これは、私たち民主党が考えている社会的セイフティーネットの再構築ということで今までの計算委員会などでも示してきた内容でございます。

第一のネットでは、やはり雇用保険は働く人を原則的にみんな入れていかないと私はいけない、じゃないか、こういうことをセーフティーネットとしてつくる。そこで、雇用保険の受給が終わった後も再就職できなかつた人については求職者支援法というものを新たに、今、日本の国にはないういうやはり私たちはセーフティーネットをつくって、こういう新しいセーフティーネットをつくりたいきなり生活保護にいかなくとも済むように、この論議はまた別な時間を確保した上でいろいろい政府あるいは舛添大臣と論議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思します。

さ　い　た　う　こ　つ　文　原　予　一　と　早　的　り

ハローワークは、各地いずれも雇調金の手続に來所している事業主であるとか、あるいは職を求める方たちであふれ返っているというのが実態であろうと思います。そういう情勢にあることを考えますと、昨年末に地方分権改革推進委員会第二次勧告が出されましたが、その内容にはやや問題があるのではないかというふうに思います。具体的には、例えばハローワークの縮小ですか全面的な地方移管というのが求められておるんでございますが、このことは雇用保険制度の運用に大きな混乱をもたらすのではないかと思います。

したがいまして、この問題について、政府として現在の雇用情勢を踏まえてどのような御認識にあられるのか、お伺いしたいと存じます。

○副大臣(宮澤洋一君) 私も昨年の夏までは自民党の行革本部の取りまとめをしておりましたので、坂本委員には大変助けていただきました。当たる有幸になぎ倒すというか、大変な切れ味で、規制改革等の議論でお助けをいたいたわけですがございますけれども、昨年の夏から規制改革会議担当の副大臣、また地方分権担当の副大臣とななりますと、大変厳しい御意見を賜っているわけでござりますけれども、

まず、第二次勧告、昨年の末に出たわけでござります。

○坂本由紀子君　自由民主党、坂本由紀子でござ
います。

雇用情勢が急激に悪化する中でセーフティ・ネットの強化が極めて重要な問題となつております。本日審議をいたしております雇用保険法等の一部を改正する法律案もまさにこのためのものでございます。そして、全国のハローワークはこの雇用のセーフティ・ネットという点では重要な担い手になつてゐるかと思います。そこで、法案の審議に入る前に、お忙しい中、宮澤副大臣においてをいただきましたので、地主

用をめぐる状況が大きく変わってきているということだと思っております。

恐らく、本日、工程表という作業スケジュールは決定させていただきますけれども、中身につきましてはそういうような状況も踏まえて、年末まで、この今年の後半にかけてしっかりと議論をしていただきて、禍根のないような形を取らなければいけないと考えております。

○坂本由紀子君 雇用情勢等、この問題に大変御理解の深い宮澤副大臣でいらっしゃいますので、十二分に実態を踏まえた御対応をしていただけるものと期待をいたしております。

それともう一点、分権委員会の第二次勧告には都道府県労働局を廃止してブロック機関に集約をすると、そして地方厚生局と統合することが改革の方向としても記されています。この委員会でも取り上げられ、衆議院でも同様に取り上げられたと伺っておりますが、まず雇用均等室にございましたが、この委員長をしていらっしゃる南野先生が委員長をしていらっしゃる自民党的女性特別委員会でもこの問題について決議をおるところでございます。

そして、今、この厳しい雇用状況の中で都道府県ごとに、各都道府県が雇用創出等の対策をやつていただいております。そういうところと連携を取つて、それぞれ都道府県労働局が仕事をしてより実効性を上げようとしておるわけでございますが、これがブロック化してしまうと果たして本来の機能が果たせるだろうかという問題がありま

はないかという声が上がつておるところでござい

ます。

したがいまして、これは現下の雇用情勢とい

う問題だけではなくて、そもそも国と地方の役割分担ということをしっかりと大変なことだと思います。私も、住民の身に対する話ではないかと思います。私も、住民の身

近なところで物事ができるだけ処理をされる、そして住民のニーズに合った行政展開がなされると何でもかんでもやればいいというものではなく、そのところの役割分担というのがあるんだ

うと思いまして、副大臣には是非、この問題に

ついで、そこでの役割分担というのがあるんだ

うふうに思つております。ただ、それで、その中で丁寧な対応をしていただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

○副大臣(宮澤洋一君) この問題につきましては、特に雇用均等室についてはもう各界の方からいろいろな御意見、ブロック化されるいろいろな問題が起こるということは重々承知をしておりま

す。

○副大臣(宮澤洋一君) この問題につきましては、特に雇用均等室についてはもう各界の方からいろいろな御意見、ブロック化されるいろいろな問題が起こるということは重々承知をしておりま

す。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。是非頼

張つてください。

○坂本由紀子君 つまり、私たち国民にとって

そういうことを踏まえて検討しなければいけないわけでございますが、ただ、一点申し添えてお

きまして、誠にありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

○坂本由紀子君 つまり、私たち国民にとって

それは、引き続きまして、本日審議をされております法案について伺つてまいります。

○委員長(辻泰弘君) どうなたが御答弁されます

か。

○國務大臣(舛添要一君) 我が日本国憲法二十七条で、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と、もうここからすべてが始まつてい

るわけでありまして、やはり労働者が失業して

も、生活の安定をまず図る、そして次の仕事を見付ける。このためのセーフティーネットというの

は雇用のセーフティーネットであると思いますか

ら、それが基本であつて、そのことが国民に安心を生む、そしてその安心が私は活力につながると

いふうに思つていますので、これまでそういう

問題がございました。まず、雇用のセーフティーネットというものはそもそもどういうものとして

考えなければいけないのか。そういう中で、雇用保険制度というのはどういう役割を果たすものな

いといふことについて、まずお伺いをいたしま

す。

○國務大臣(舛添要一君) 我が日本国憲法二十七

条で、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務

を負ふ。」と、もうここからすべてが始まつてい

るわけでありまして、やはり労働者が失業して

も、生活の安定をまず図る、そして次の仕事を見

付ける。このためのセーフティーネットというの

は雇用のセーフティーネットであると思いますか

ら、それが基本であつて、そのことが国民に安心を生む、そしてその安心が私は活力につながると

いふうに思つていますので、これまでそういう

問題がございました。まず、雇用のセーフティーネットというものはそもそもどういうものとして

考えなければいけないのか。そういう中で、雇用保険制度というのはどういう役割を果たすものな

いといふことについて、まずお伺いをいたしま

す。

○國務大臣(舛添要一君) 今日はそういう意味でも少し網羅的に聞いて

いきたいと思っておるんですが、先ほども議論が

考えたときにそれでいいのだろうかという思いも

しておるところでございます。

今日はそういう意味でも少し網羅的に聞いて

りました。幾ら立派な制度をつくつても、それが十分に守られないなかつたら、あるいはそれが十分に対象となる方々に知られないなかつたら、その保護の機能も果たせないわけでございます。で、そういうのは非常に地味であるけれども、とても大事なことだろうと思います。

この点についての御認識をまず伺いたいと思います。そして、もしそれが十分でないというのであります。されば、どのような対策をお考えなのかということも併せてお答えください。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

す。

雇用保険につきましては、やはり何といつても、今御指摘いただいたとおり、事業主等にとって十分な履行を確保していくことが大変重要でございます。したがいまして、特に雇用保険の適用漏れとか適用逃れに対しましては、行政としてしつかりと指導することが必要であると認識しているところでございまして、現行におきまして所を把握した場合でございますとか、あるいは労働者から被保険者となつてないことについて申出がなされた場合には、事業主に対する指導を行つておられます。

また、今般も法改正をいただきますと、雇用保険の適用範囲の拡大がなされるわけございますけれども、この新たな適用基準でござりますとか被保険者資格に係る届出についても、ハローワークにおきまして、リーフレットの配布等を始めとしまして、事業主への説明会、あるいは事業主訪問等、あらゆる機会をとらえて周知啓発を行つてまいりたいと考えておりますし、今後とも事業主において適正な手続が行われるように全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○坂本由紀子君 是非、その点は丁寧にお願いしたいと思います。今回も含めて、雇用保険の適用対象を広げようということで取組をいただきました。

すべて適用すべきだという御意見もございましたが、この点はまた対象当事者の御意見を十二分に聞いております。そして、女性も例外ではありませんと踏まえるということが大事であろうというふうに思います。

かつて、短時間勤務の方に雇用保険の適用対象を広げたときに、私も現場に行つていろんな声を伺いました。良かったっておっしゃる方もいたんですねが、保険料を払うって経済的な負担がある、されば、どのような対策をお考えなのかということも併せてお答えください。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。

雇用保険につきましては、やはり何といつても、今御指摘いただいたとおり、事業主等にとって十分な履行を確保していくことが大変重要なことではあります。されば、その保険料を払うのは今は負担かもしれないけれど、何かあつたときにそれがしっかりと守ることになるので、おつしやる方もありました。でも、その保険料を払うのは今は負担かもしれないけれど、何かあつたときにそれがしっかりと守ることになるので、

そういうことをお話ししたことによく覚えております。

したがいまして、どこまで適用対象を拡大するかということは、厚生労働省、法案を提出する前には、労使が入った審議会で十二分に議論をしていましたが、これからも丁寧に十二分に議論をし、それ

が、その代わり必ず履行が確保されるようにしつかりとしたお取組をいただきたいと思います。

それと、先ほど小林委員の御説明を伺つていて思つたんですが、三ヶ月の雇用契約でも、それが更新されるような方の場合にははなから適用にならぬことは、二十時間以上の雇用者で四百九十二万五件、それから本年一月が三百六十五件、それから本年一月が二百七十件と、だんだん増えてきているわけでございます。

こういった解雇に対しまして、ハローワークにおきましては、事業主に対しまして継続雇用等について指導を行うとともに、やむを得ず解雇に至る場合にはその障害者に対しましてきめ細かい職業相談、職業指導の実施、あるいはその障害者に適した求人の開拓、さらにはトライアル雇用等の各種支援策や助成措置等の効果的な活用を積極的に行って早期の再就職を図るように努めているところでございます。

また、今申し上げた厳しい状況を踏まえて、今後の対応といたしましては、二月六日に障害者雇用維持・雇用拡大プランを取りまとめたところでございます。

このプランでは、経済団体等への障害者の雇用の維持、雇用機会の拡大についての要請、あるいは新たな助成金等を活用した企業に対する障害者

障害者、それから外国人の方、それから新規学卒の方もそうであります。そして、女性も例外ではないと思つております。

順番に聞いていきます。まず、障害者についてです。障害者の雇用状況は急速に悪化してきております。状況をきめ細かく把握することによりまして、障害者の方々の雇用維持あるいは雇用機会の確保、拡大を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○政府参考人(草野隆彦君) 職業訓練についてのお尋ねでございます。

障害者、それから外国人の方、それから新規学卒の方もそうであります。そして、女性も例外ではないと思つております。

この点はまた対象当事者の御意見を十二分に聞いております。そして、女性も例外ではありませんと踏まえるということが大事であろうというふうに思います。

かつて、短時間勤務の方に雇用保険の適用対象を広げたときに、私も現場に行つていろんな声を

伺いました。良かったっておっしゃる方もいた

ですねが、保険料を払うって経済的な負担がある、

されば、どのよう

な対策をお考えなのかということも併せてお答えください。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げま

す。

雇用保険につきましては、やはり何といつても、今御指摘いただいたとおり、事業主等にとって十分な履行を確保していくことが大変重要なことではあります。されば、その保険料を払うのは今は負担かもしれないけれど、何かあつたときにそれがしっかりと守ることになるので、おつしやる方もありました。でも、その保険料を払うのは今は負担かもしれないけれど、何かあつたときにそれがしっかりと守ることになるので、

そういうことをお話ししたことによく覚えております。

したがいまして、どこまで適用対象を拡大するかということは、厚生労働省、法案を提出する前には、労使が入った審議会で十二分に議論をしていましたが、これからも丁寧に十二分に議論をし、それ

が、その代わり必ず履行が確保されるようになつたと存じます。

○政府参考人(太田俊明君) まず一点目の、障害者の雇用状況と対策についてお答え申し上げます。

障害者、それから外国人の方、それから新規学卒の方もそうであります。そして、女性も例外ではないと思つております。

この点はまた対象当事者の御意見を十二分に

聞いております。

この点はまた対象当事

については百五十日、それから四十五歳未満は一年以上三百日、四十五歳以上から六十五歳未満は一年以上三百六十日」ということで、ほかの方に比べればかなり手厚い措置でした。それは、それだけ障害者の方の再就職が厳しいことを配慮しての措置だったろうと思います。

今回提案されている法案では、再就職が困難な場合の支援の強化ということで、離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮して給付日数の延長を三年間の暫定措置だけでもやるということになつております。先ほど小林委員も御質問され、具体的にはということを質問されたわけですが、この対象が、実は障害者についてはこの延長の対象外になつていてるんですね。

同じように雇用情勢が厳しい地域にあれば、障害者についても一段と雇用が厳しい状況にあるのではないかと。そうであれば、あえてこれを対象外とすることについては私はその理由がよく分からんんですが、この点はどういうことでこうなつたんでしようか。

○政府参考人(太田俊明君)

お答え申し上げま

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。今回の個別延長給付につきましては、今お話しございましたように、再就職が困難な場合の支援の強化としまして、解雇や労働契約が更新されなかつたことによる離職者につきまして、年齢や地域を踏まえて特に再就職が困難な場合に給付日数を六十日分延長したものでございます。例えは、四十五歳未満の求職者の方の場合には、通常は所定給付日数が九十日という一番短いものでござりますので、六十日分延長して百五十日を、延長するというような措置をとつたところでござります。

今回、障害者について特にその対象としていることは、今お話しございましたように、障害者の就職困難者、障害者の場合には所定給付日数が現行制度上、一年未満の被保険者期間で、場合には百五十日、一年以上の被保険者期間があれば三百日又は三百六十日と、既に延長した場合と

同等以上に手厚く特に配慮した水準に設定されています。ためでございます。ただ、御指摘ございまして、障害者をめぐる雇用状況、大変厳しいわけでございますので、先ほど申し上げた障害者雇用維持・雇用拡大プランを推進することによりまして、障害者の雇用維持、雇用機会の確保、全効力を挙げて取り組んでまいりたいということでございます。

○坂本由紀子君

目的は給付をたくさんもらうことではなくて、できるだけ早く再就職をするといふことです。ただ、ほかの人以上に障害者の場合に再就職が厳しいというのもこれまた現実であります。そして既に、この十一月、十二月、一月は再就職が厳しいといふのもこれまた現実であります。そして既に、この十一月、十二月、一月は再就職が厳しいといふのもこれまた現実であります。そして既に、この十一月、十二月、一月は再就職が厳しいといふのもこれまた現実であります。

○國務大臣(舛添要一君)

今、坂本委員から御指摘のように、障害者の就職支援、これについて、もう普通の方以上に、障害者じやない方、健常者の方以上に非常に難しい状況がありますので、これは大変重要な課題でありますので、委員御指摘のように、きちんとこれは対応していきたいと思つております。

○坂本由紀子君

なかなか大きい声でこういう問題は出でこないのですから、ともすればこれまで政策が後回しになつてきた嫌いがあるよう思います。是非、一番大事なことだというふうに思います。前回、育児休業給付の充実が図られることがありますので、よろしくお願ひをいたします。

○國務大臣(舛添要一君)

まさにそのとおりであります。それでも、必要な限りこれはきちんと続けていくことを委員会審議の過程で申上げたわけですが、今回、当分の間、これをまた続けていただくことがあります。あのときにも、張つていただいたわけであります。

○政府参考人(村木厚子君)

先生御指摘のとおり、育児休業を取つて仕事を続けたいという方が必ずそれが実現できるよう、そういう両立支援の施策というのはスピード感を持つて充実させていただきます。

ろに入つてしまふとなかなか雇用、働く場に行けないと、いうのが現実であることを考へると、できるだけ能力開発の手だけで、あるいは職場実習等々の手立てでもいいのですが、そのような手立てで応援していただき。そして、ハローワークにおいても丁寧な相談体制を組んでいただき、十二分にやつていただくことが大事なことだと思います。

○坂本由紀子君

どうもあります。ただ、御指摘ございまして、障害者をめぐる雇用状況、大変厳しいわけでございますので、先ほど申し上げた障害者雇用維持・雇用拡大プランを推進することによりまして、障害者の雇用維持、雇用機会の確保、全効力を挙げて取り組んでまいりたいということでございます。

○國務大臣(舛添要一君)

今、坂本委員から御指摘のように、障害者の就職支援、これについて、もう普通の方以上に、障害者じやない方、健常者の方以上に非常に難しい状況がありますので、これは大変重要な課題でありますので、委員御指摘のように、きちんとこれは対応していきたいと思つております。

○坂本由紀子君

なかなか大きい声でこういう問題は出でこないのですから、ともすればこれまで政策が後回しになつてきた嫌いがあるよう思います。是非、一番大事なことだというふうに思つております。

○國務大臣(舛添要一君)

まさにそのとおりであります。それでも、必要な限りこれはきちんと続けていくことを委員会審議の過程で申上げたわけですが、今回、当分の間、これをまた続けていただくことがあります。あのときにも、張つていただいたわけであります。

○政府参考人(村木厚子君)

先生御指摘のとおり、育児休業を取つて仕事を続けたいという方が必ずそれが実現できるよう、そういう両立支援の施策というのはスピード感を持つて充実させていただきます。

○國務大臣(舛添要一君)

まさにそのとおりであります。それでも、必要な限りこれはきちんと続けていくことを委員会審議の過程で申上げたわけですが、この点はいかがで

あります。あるいは、今、養護、特別支援学校の就職の内定率が非常に悪い状況だというふうに聞いています。なかなか内定が出ない。いつたん福祉施設等に入つた場合には、そこから出て就職できる障害者の割合というのは平均して一%だというふうに言わっています。つまり、いつたんそういう趣

旨ではございません。それから、二つの給付金を統合する。これも前回申し上げたんですが、なかなか実現しなかつたわけでございますので、先ほど申し上げた障害者雇用維持・雇用拡大プランを推進することによりまして、障害者の雇用維持、雇用機会の確保、全効力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

○國務大臣(舛添要一君)

まさにそのとおりであります。それでも、必要な限りこれはきちんと続けていくことを委員会審議の過程で申上げたわけですが、この点はいかがで

る子育て支援サービスの基盤整備、これが非常に重要だとうというふうに考えております。

このうち、まず働き方の改革による仕事と生活の調和の実現につきましては、長時間労働の抑制や年休の取得促進に取り組むとともに、特に昨年十二月に行われました労働政策審議会の建議を踏まえまして、厚生労働省におきまして育児・介護休業法の見直しの検討を行つてあるところでございます。

この建議では、育児休業からの復帰後の働き方として、短時間勤務や所定外労働の免除を設けることを事業主に義務付けることにより、労働者の職場復帰を促進することなどが盛り込まれているところでございます。是非、早くこの改正法案を提出をしておきたいというふうに考えております。

また、保育サービスの充実につきましては、新規児童ゼロ作戦の展開や、それから、平成二十一年度の第二次補正予算におきまして安心こども基金を創設いたしまして整備を急いでおります。また、社会保障審議会少子化対策特別部会においておきまして、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた検討を進めております。

こういった政策をしっかりとスピード感を持つて進めるこによって、望む人が必ず育児休業復帰後、継続して就業ができる環境を早く整えたいと考えておきたいと思います。

○坂本由紀子君 育児休業・介護休業法の見直しの話は、働く女性、特に女性たちから見れば、是非、早期に改正法案を出して、成立に向けて与野党が話し合いをして応援をしていきたいものだと思います。

大臣、是非、この改正法案については、できるだけ早期に国会に提出していただけますようお願いしたいと思いますが、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 労働政策審議会の建議が、いい建議が出ましたので、これを受けまして早急に法案化をしたいと思っております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。是非よ

ろしくお願ひいたします。

ところで、育児休業の期間が一年間で、特別な事情があると一年半まで延長できるのですが、例

えばの話として、子供さんが障害児だった場合、なかなか障害児を受け入れてくれる保育園とい

うのもありませんし、あるいは、そういう子供さん

が誕生したことによって親としてもいろいろな手

立てをしなければいけないというような様々な事

情がおりになる場合もあるのではないかと思いま

まして、こういう方に対しても何の例外規定も

なく、一年間の育児休業というふうになつてある

かと思いますが、これは関係者の方の御意見を聞

く必要があるとは思いますが、是非、そういう

子育てをする方たちへのきめ細かい応援をすると

いう意味で、こういう問題についても是非取り上

げて御検討いただけないかと思うのですが、いか

がでしようか。

○政府参考人(村木厚子君) 先生御指摘のとお

り、お子様に障害がある場合について、保育所に

入所ができない場合は育児休業期間を二歳六ヶ月

まで延長できますが、それ以外特別な今制度があ

るわけではございません。

先ほど申し上げた労働政策審議会の建議を実現

をして、例えば短時間勤務制度、それから今度新

たに短期の介護休暇の提案も盛り込まれております。こういった制度はそういうお立場の方にも非

常に役に立つものになるんだろうというふうに

思つております。

また、それ以上に何か障害がおありのお子さん

に対して特別な配慮ができるかどうか。これは、

どういった施策をどのぐらいの期間やればいいか

し勉強させていただきたいと思います。

それから、障害と一口に申しますが非常に

いろんなケースがあろうかと思います。そういう

意味では、法律で定める最低基準というのもち

らん一律のものになるわけでございますので、そ

れぞの企業で労働者の方が抱えている事情にい

ろんな形で配慮ができる、そういう状況がある

というのが一番本来望ましいことだらうというふうにも思います。そうしたことをどのようにすれ

ば企業にお願いをしていくか、周知をしていく

かというようなことも検討させていただきたい

というふうに考えております。

○坂本由紀子君 是非、丁寧な議論をお願いをいたします。

それから次に、外国人労働者の関係について伺います。

先般、三月十九日に与党の雇用対策に関するプロジェクトチーム、山本理事もメンバーでいらっしゃいますが、提言を出しました。その中で、外

国人労働者の対策についても幾つか申し上げております。

私の地元でも、特に浜松、磐田等の地域におい

ては、自動車産業等もたくさんあつたということ

もあって、日系人を中心とした外国人労働者が大

変多く働いておりました。そういう方たちが、や

はり職を失い、大変困難な状況にあるという実態

にあります。ハローワーク等も随分一生懸命やつ

てくれていますし、地方自治体もそれぞれに対策

を講じておるところでございますが、やはり国と

してしっかりと対策を講じ、それぞれの方た

ちをバックアップするということが大事だらうと

思います。

P Tの中では、特に日系人について申し上げま

すと、日系人の方で帰国を希望する方がいらっしゃいます。ただ、なかなか帰国の旅費もないとい

うこともあつたりいたしますが、そういう日本

で就労していた日系人で帰国を希望される方につ

いては積極的に支援をしたらどうか、そして、家

族連れでいらしている方が多いわけござります

ので、家族の分も含めた帰国の支援金の支給とい

うような形では非支援をしたらどうかというふう

に申し上げております。

直接、厚生労働省が所管する部分と、それから

関係省庁に働きかける部分とございますが、是非

大臣、これも含めてお取り組みをいただきたい

合もありますから、その場合には、それぞれ

残日数に応じた配慮をしていただくというようなふ

うにも思います。そうしたことなどをすれば

企業にお願いをしていくか、周知をしていく

是非、こういう問題について前向きにお取り組

みいただきたいと思うのですが、いかがでしよう

か。

○國務大臣(舛添要一君) 与党の方の取りまと

め、今委員がおつしやつたとおりですけれども、確かに帰国を希望される方々がおりますので、こ

れ、内閣府に定住外国人施策推進室というのが最

近できましたんで、ここを中心に関係省庁と連携

を取りながら、帰国希望者に対する具体的な具

案が示して実行できるか、これ、今真剣に取り組

んでいるところでございます。

○坂本由紀子君 是非、丁寧な議論をお願いをいたします。

それから次に、外国人労働者の関係について伺

います。

先般、三月十九日に与党の雇用対策に関するプ

ロジェクトチーム、山本理事もメンバーでいらっ

しゃいますが、提言を出しました。その中で、外

国人労働者の対策についても幾つか申し上げてお

ります。

私の地元でも、特に浜松、磐田等の地域におい

ては、自動車産業等もたくさんあつたということ

もあって、日系人を中心とした外国人労働者が大

変多く働いておりました。そういう方たちが、や

はり職を失い、大変困難な状況にあるという実態

にあります。ハローワーク等も随分一生懸命やつ

てくれていますし、地方自治体もそれぞれに対策

を講じておるところでございますが、やはり国と

してしっかりと対策を講じ、それぞれの方た

ちをバックアップするということが大事だらうと

万で対象人数五千人ということで二十一年度予算に計上してございますんで、予算が成立の暁には、直ちにこのハローワークを中心にして、そういう施策をして日系の方々の安定雇用を図りたいと思つております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。是非よろしくお願ひをいたします。

次に、冒頭お伺いしたハローワークの体制整備

に関連することでございますが、各地、ハロー ワーク込んでいるということをあって、雇用調整助成金については手続をしてから、申請をしてから支給されるまでに随分時間が掛かっているという話を聞きます。元々、経済状況厳しいところでありますので、そういう意味では、迅速に支給を

していただかないとなかなかその本来の目的が達

せられないのではないかというふうにも思います。例えば、雇調金については、初回の申請であつても、申請したら少なくとも二ヶ月以内くらいには支給ができるようにしていただきたいです、

二回目以降であれば一ヶ月以内には支給をしていただきたいというふうにも思います。

そして、なぜあんなに込むかというと、なかなか窓口が、職員の数も定員削減等もあつて減つたりしていますので、その窓口が十分に人が配置できていないというところもあるんだろうと思ひます。そういう意味では、やはりもうこの際しっかりと増員をする、あるいはその相談窓口にそれができるような方たちをお願いをする、ある

人が来なかつたと、この際だから、不況なので思ひます。

私も地元で、これまで三Kということでなかなかいい人が採れるかもしれない、だから採りたいと思うけれども、そうはいつても、経済状況厳しいので会社の状況も厳しいんだと、少し何か応援し思ひます。

が、みんなにも声を掛けたりたいと思うんだけれど、何かないんだろうかというふうに言われたこともあります。まさにその雇調金が新規に入つた方についても適用になるわけですから、そういう意味では、新たに応援するツールがあるんです

が、そういうことが必ずしも隅々まで知られていないというようなこともあるんだろうと思いま

す。

是非、こういう体制強化、それから問題について、しっかりといろいろなところと力を合わせて取り組みをいただきたいと思うでござりますが、この点いかがでいらっしゃいます

ないでござります。

○國務大臣(舛添要一君) 急激にニーズが高まつたために、各地のハローワークでんてこ舞いとう状況であります。御承知のように、国の合理化計画で定員がずっと減つております。そういう中で、相談員は千三百人補正で増やすことにしまして、委員御指摘のよう、社会保険労務士や

キヤリアコンサルタントの活用もやれるよう

にいたというふうに思つておりますんで、とにかく

八十八万という数の申請が一気に来ました。これ

はもう本当に驚くべき数なんで、迅速化のために簡素化も含めて取り組んでまいりたいと思ひます

んで、また体制強化、更に政府全体として取り組んでいきたいと思つております。

○坂本由紀子君 雇用促進住宅については廃止の閣議決定があるけれども、あれを当分よそに置い

て住宅提供のために活用しようということがなさ

れているわけであります。まさに、今これだけの

人たちの期待を抱つて一生懸命ハローワークの職

員は働いてくれているわけでありますので、そ

ういう意味で心から感謝を申し上げたいと思ひま

すし、またそういうハローワークの職員に、やっぱ

り定員削減されなきやいけないような職場なのかな

ういう思いを抱かせるようなことがあつてはいけ

ないんだろうと思ひます。ですから、そういう意

味ではここは頑張つて是非、人の確保をしていた

だきたいと思います。

増員はこれからに向けての話ですが、省内でもあります。まさにその雇調金が新規に入つた方についても適用になるわけですから、そういう意味では、新たに応援するツールがあるんですね

が、そういうことが必ずしも隅々まで知られていないか。ですから、非常に忙しいところに重点

的に人を回す、それは今いる人を回すというの

ではないか。たしかに忙しいところに重点

的に人を回す、それは今いる人を回すというの

であります。まさにその雇調金が新規に入つた方についても適用になるわけですから、そういう

意味では、新たに応援するツールがあるんですね

が、そういうことが必ずしも隅々まで知られて

ないか。たしかに忙しいところに重点

的に人を回す、それは今いる人を回すというの

は、必要なところにしっかりと人が配置されるように十二分に対応していただきたいというふうに改めてお願ひをしておきます。

次に、やはり雇用問題を解決するためには、抜

本的に大事なことは、競争力のある新規産業を育

成するとか、あるいはこれから発展につながる

よだれ張りを付けてやらなきやいけないんじやない

かといふうに思ひますが、これが果たして

ちゃんと省内でできているんでしょうか。

はないか。ですから、非常に忙しいところに重点

的に人を回す、それは今いる人を回すというの

であります。まさにその雇調金が新規に入つた方についても適用になるわけですから、そういう

意味では、新たに応援するツールがあるんですね

が、そういうことが必ずしも隅々まで知られて

ないか。たしかに忙しいところに重点

的に人を回す、それは今いる人を回すというの

であります。まさにその雇調金が新規に入つた方についても適用になるわけですから、そういう

意味では、新たに応援するツールがあるんですね

が、そういうことが必ずしも隅々まで知られて

と、その割合というのは道府県の方が高いということがありますので、そこら辺、しっかりと計画を立ててやつていただき。できない部分については國の方で機構で引き取つてやるとか、そこら辺の融通を利かせながらやつていくことが重要なというふうに思つております。

それで、十九万人と二十一年度予定しております、これは過去における失業率、平成十四年五%台でございましたが、その訓練実績を一応上回る水準を設定しているところでございます。ただ、昨年から今年にかけまして急激に失業者が増えておりまして、訓練ニーズへの対応と、ということは急激な課題になつております。ですから、この十九万人という数字につきましても私ども吟味する必要があると考えております。この点について与野党、それから昨日、政労使合意がございました。大幅に訓練数を増やす、かつ生活支援もしまして安心して訓練を受けられる体制ということをございますので、我々としてそういうことを踏まえて鋭意検討していくたい。

かつまた、訓練の実施方法につきましては、公共訓練のみならず民間の教育訓練、この活用が重要でござりますので、あらゆる教育訓練資源を活用した訓練ということについて文科省などとも連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○坂本由紀子君 先ほど申し上げた与党P.T.において、緊急人材育成・就職支援基金を創設して、雇用保険の受給資格のない人に対応するということで、職業訓練や再就職、生活への支援など総合的に取り組むということを提言をいたしております。大臣、是非そういう新たな構想も含めてこの問題について総合的にお取り組みをいたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 十九日と与党の方からそういう御提案をいただきましたので、政府としても、これも新たなセーフティーネットの一つでございますので、きちんと対応したいと思つております。

○坂本由紀子君

それでは、先ほど申し上げまし

か医療機器とか、我々の持てる医療や介護の分野

のノウハウとか、こういうもので国際的に通用す

きやいけない、そのためにも高度人材を養成していかぬかやいけないというのは将来の日本の社会の発展を考えるととても大事なことだらうと思いま

うことはこれまでいろいろな方から聞いているところでございます。こういうものも活用して是非やついただきたい。

力開拓機構に置かれている総合大も存続するとい

うことになりました。あそこの人材が優秀だと、その発展を考えるととても大事なことだらうと思いま

ます。いろいろな議論はありました、雇用・能

さん将来にどう希望を見出そうか、展望を開こうかというところで戸惑つており、閉塞感があると

いうのが今の日本の社会の実態だらうと思いま

す。

○坂本由紀子君 雇用状況が厳しくて、本当に皆

で強力なリーダーシップを發揮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(舛添要一君) あれは昨年でしたか、委員の地元の静岡で技能オリンピック、もう一昨年になりますか、ありましたですね。あの中でた

くさん金メダルを取つて、非常に日本の若い人たちの技能が優れている。そして、あの場をセット

したのも雇用・能力開拓機構の職業能力開拓総合

大学校、この先生たちが一生懸命やつていた。

だから、やっぱり中小企業の皆さん方が自分で

そういう人材を育てられない。そこで、それを

使うて世界で金メダルを取れるぐらいの技能を磨いてきているわけですから、是非こういうことを

活用して、私も何度も申し上げていますように、

日本的人口が三千万人ならないんですけども、

一億二千五百万人、これが食つていくためには外貨を稼がないと駄目です。石油も食料も買わない

と、そのために何をするのか。外の人が買つてくれ

るような、今自動車や家電が大変だと、じゃ薬と

雇用保険法等の一部を改正する法律案につきま

して質問を申し上げたいと思います。

雇用情勢の悪化に伴い、非正規労働者を始めと

する雇用のセーフティーネットの拡充と離職者の

再就職支援が求められている中、この雇用保険法

の改正について衆議院の段階で与野党が歩み寄

り、修正が行われましたことは大変に重要なこと

であり、政府はこれからも雇用の安定、失業者の

支援に全力で取り組むべきであると、このように

考える次第でございます。

そこで、改正案の内容につきまして確認を申し

上げたいと思います。

これまで、雇用保険に加入するためには一年

以上の雇用見込み、これが必要でありますけれ

ども、要領改正の局長通知で六か月以上の雇用見

込みに緩和して適用範囲を拡大することになり

ました。これにより、これまで保険料負担をしな

くてよかつた場合でも労使ともに新たな負担をす

ることになります。この適用基準を緩和すること

でどのような影響があると考えられるのか、御説

明をいただきたいと思います。

○政府参考人(木田俊明君) お答え申し上げま

す。

今般の見直しにおきまして、短時間の就労者の

方々の適用基準を一年以上雇用見込みから六か月

以上雇用見込みに緩和することとしているところ

でございます。これによりまして、適用対象者は

約四百四十八万人増加すると推計しているところ

でございます。

○山本博司君 衆議院の附帯決議では、二で、

「今後、すべての労働者に対して雇用保険の適用

を目指し、雇用保険法業務取扱要領によつて定め

られている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティーネット機能の一層の充実強化のため、さらなる緩和を検討すること」と、こうございます。六か月以上の雇用見

込みを例え三か月以上の雇用見込みなどとした場合に、給付額や給付日数をどのように決めるか

など様々な検討課題があると考えますが、先ほども議論がございましたこの附帯決議をとらえて、適用基準の緩和について具体的にどのような検討が可能であると考えているのか、ここは大臣に見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) これは先ほど小林委員とも議論をいたしました。給付と負担のバランスであるとか、それから短期に離職すること、それを進めることにならないような手をどうして打つか、基本的には、雇用保険を払つていらしゃる労使双方の意見を聞きながら具体的な面については検討を進めていきたいと思っております。

○山本博司君 ありがとうございます。今回の中止では、雇い止めなど労働契約が更新されなかつたため離職した有期契約労働者について受給資格要件を、被保険者期間を解雇などの離職者と同様の扱いとする六か月まで緩和することとしております。また、三年間の暫定措置として、給付日数を解雇等による離職者並みに充実するともしておるわけでございます。

現在のこの雇用情勢を踏まえれば大変重要であると考へますけれども、有期契約が満了しての離職なのか、また更新を希望したにもかかわらずかなわなかつた離職なのか、こうしたことの確認する場合には、経営側と意見が分かれた場合でも比較的弱い立場である労働者の意思が尊重されるようすべきと考えます。具体的にどのように確認をするつもりなのか、このことを示していただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今回の改正におきましては、有期契約労働者に係る受給資格要件につきまして、労働契約の更新の明示がなく、契約更新を希望したにもかかわらず更新がなされず離職した者を特定理由離職者としているところでございます。

この特定理由離職者につきましては、労働契約の更新の明示があつたかどうか、あるいは更新を希望したにもかかわらず契約が更新されなかつた事実があつたかどうか、これについて確認する必要がありますが、まずは事業主が離職証明書にこれを提出していただくことにより確認することを考えています。

しかししながら、これらの事項につきまして、今お話をございましたように、労使双方の主張の食い違ひが見られる場合には、ハローワークにおいて即して判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○山本博司君 丁寧な対応をしつかりお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、雇用失業情勢が悪化をする中で失業手当の給付が終了した段階でも再就職ができる場合の増加が予想をされております。このようない場合に備えて、今回の法改正ではどのような支援強化を行つよう規定されているのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今回の雇用保険制度見直しにおきましては、雇用失業情勢が悪化する中で、雇用保険の支給が終了いたしまして、それでもなお再就職が困難な場合が増加することが想定されることはから、特に倒産、解雇等や雇い止めによつて離職した者であつて、例えは四十五歳未満の求職者でございますとか、あるいは雇用情勢が厳しい地域として大臣が指定する地域内に居住する求職者、さらには公共職業安定所長が特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者に対しまして、個別に給付日数を延長することとしているところでございます。

○政府参考人(太田俊明君) 雇用失業情勢が悪化する中では、まずは雇用のセーフティーネットの強化ということが必要でございますけれども、一方で、家計や企業の負担を軽減して景気を回復させ、雇用創出につなげていくことも重要でございます。このため雇用保険料につきましても、雇用保険財政の安定的な運営が確保できることを前提といたしまして、特例的に二十一年度の一年間に限つて保険料率を千分の八まで引き下げることにしましたものでございます。

○山本博司君 以前、政府はこの保険料率に関する議論があるわけでございますけれども、雇用失業情勢が悪化する中で雇用創出とセーフティーネットの形を切り替えたわけございます。その結果、多くの企業がそれまでの請負から派遣への雇用契約派遣社員の多くの契約が本年中に期限切れを迎えることとなつております。いわゆる二〇〇九年問題と指摘されるこの問題によって大量失業のおそれがあると言われており、本年三月一日から最長三年間に延長された派遣可能期間が満了することになつてゐることから、具体的な影響が既に出て

おりたいと考えているところでございます。

○山本博司君 今話を聞きましたように、今回の法律案といいますのはセーフティーネット機能の強化、また再就職の支援の強化が行われておりますけれども、この雇用保険の収支を見ますと支出の増加が想定をされ、それに見合つた収入の増加が求められていると考へるのが普通でございます。

○國務大臣(舛添要一君) 去る十八日、春闘の集中回答日でしたけれども、大変厳しいものがあると認識しているのか、お示しをいただきたいと思います。

○山本博司君 ありがとうございます。先ほども議論になりましたけれども、施行日のこと質問をしたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) これ先ほど局長が答ましたように、昨年度一二%、三月三十一日に離職者集中しておりますので、これから計算いたしますと約二万人ということでございますので、三十一日、一日前倒しで一二%増えるということはそれなりの意義があるものと思つております。

○山本博司君 最後に、改正の中身の部分でございますけれども、二〇〇九年問題に関してお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) 製造業に係る労働者派遣といいますのは、偽装請負が問題化をしました二〇〇六年半ば以降、多くの企業がそれまでの請負から派遣への雇用契約の形を切り替えたわけございます。その結果、派遣社員の多くの契約が本年中に期限切れを迎えることとなつております。いわゆる二〇〇九年問題と指摘されるこの問題によって大量失業のおそれがあると言われており、本年三月一日から最長三年間に延長された派遣可能期間が満了することになつてゐることから、具体的な影響が既に出て

いるのか、また、この問題にどのように対応しているのか、このことを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) いわゆる二〇〇九年

問題でございますけれども、今お話をございましたとおり、二〇〇九年に最長三年の派遣可能期間が満了するというものでございますけれども、昨今の、昨年秋からの大変厳しい経済状況の中で、昨年十月から本年三月におきまして労働者派遣契約の期間満了等をもう既に実施済み、あるいは実施予定である派遣先が多く存在しているところでございまして、派遣先に労働需要がある場合の問題としての二〇〇九年問題に係る影響はかなり縮小

してきているのではないかと考えているところでございます。しかしながら、派遣先に労働需要、仕事がある場合については、派遣期間満了後は直

接雇用又は適正な請負にすべきものでございまして、派遣労働者の雇用が失われることのないような指導等を行っているところでございます。

さらに、派遣先に対しましては、昨今の経済状況からなかなか直接雇用することが困難であると、派遣期間が満了するまでに派遣労働者を直接雇用する派遣先に対する奨励金なども盛り込みまして、本年二月六日から施行したところでございまして、この活用も図りながら派遣先への直接雇用も促進していきたいと考えているところでございます。また、当然ながら、請負により対応する場合にあつては、労働者派遣法に違反する偽装請求についても、労働監督を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○山本博司君 しつかりした対応をお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、雇用対策の取組状況につきまして質問を申し上げたいと思います。

これまでの質疑の中でも、雇用の維持に役立つ雇用調整助成金に関して議論がございました。以前にも増して利用されていることに伴つた。

○山本博司君 雇調金に関しましては大変、百倍以上利用があるわけございまして、スピードを持って対応をしていただくな形でお願いを申し上

げたいと思います。

続きまして、大臣にお聞きをしたいと思います。

政府は、この雇用調整助成金の枠組みを拡充し

て、従業員の労働時間を短縮することで新たに失業時間相当分を休業時間から差し引き、助成金を

減額していたわけでございましたけれども、この要件を撤廃したものでございます。これは企業側から大変喜ばれる部分でござりますけれども、こ

れが現状でございました。このワークシェアリングは失業者の救済に有効な手段の一つであると考えますけれども、このワークシェアリングにどのよ

うに取り組む考観なのか、また労使双方にどのよ

うに協力を求めていく考観なのか、大臣の見解を

聞きたいたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) いわゆるこの日本型の

ワークシェアリング、これ、昨日、政労使合意が

なりました。その中で、労使が努力をして、労働時間の短縮などによつてこの目的を達しようとい

うことあります。

政府としましては、先ほど委員がおつしやつた

ように、雇用調整助成金、これ、今月中にも拡充

をしたいと思つています。それを活用しまして、

ワークシェアリングを更に進めていくのを、政府

としても労使のこの取組を支えていきたいと、そ

ういうふうに思つております。

○山本博司君 是非とも大臣のリーダーシップ、

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、社員寮などの退去を余儀なくされ

ました離職者等に対しての、ハローワークが窓口

となつて住宅入居の初期費用とか家賃補助、また

わゆる住宅・生活支援の資金貸付けこれが昨年

百八十六万円まで貸し付けられるということで、

貸付け後六か月後に就職した場合でも一部の返済

が免除されるということです。最大

月が経過をしたわけでございまして、実施当初は大変注目をされておりました。実施から三か

どのようになつてゐるのか御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 仕事とともに住まい

を失うということは、これは生活の基盤を同時に失うことを意味するわけでございまして、再就職活動も困難になるということで、大変大きな問題

だと考えているところでございます。このため、

今お話をございましたとおり、住居を喪失した離職者に対しまして、その住居と安定的な就労機会の

確保を図るため、労働金庫を通じて住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けます就職安定資

金融資を昨年十二月より緊急的に実施しているところでございます。

その融資の実施状況でござりますけれども、昨

年の十二月二十二日から三月十九日までの累計で融資実行件数が五千九十一件ということで、五千

件を超えたところでございます。融資実行金額が約三十二億三千万円となつてあるところでございまして、一定の成果を上げているのではないかと

考へておるところでございます。

○山本博司君 この制度に関しましても推進をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、同じく住宅の件で質問をしたいと

思ひます。

○山本博司君 雇用促進住宅でございます。雇用・能力開発機

構の整理合理化計画に基づきまして、遅くとも二

〇二一年度までにすべて廃止することが決まつて

おり、およそ三分の一に当たる五百か所につきま

して二〇一一年度までに譲渡・廃止する方針でございました。

しかし、現下の厳しい雇用情勢に対しての活用を開始をしております。これまでに

約五千戸以上が利用をされているということです。

ざいますけれども、こうした中で、特に廃止決定

されました雇用促進住宅の場合、退去に向けた入

居者説明会が行われてゐるわけでござります。

方、ハローワークを通じて新たな入居が行われて

おりまして、入居者を始めとして大きな戸惑いが見られる事態になつております。

こうした現場の混乱を避けるために、こうした中期計画を見直して廃止時期の延長をすべきと考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 雇用促進住宅につきましては、行政改革の一環として、累次の閣議決定によりまして中長期的には譲渡、廃止を進めていくことが求められているわけでございますけれども、現に入居している方々の生活についても配慮しつつ、十分な説明を行い、理解を得ながら進めていくことが重要だと考えているところでござります。

また、それに加えまして、今般は、昨年の秋から住居を喪失した非正規労働者の受入れを行つておるところでございまして、三月十九日までの累計で五千六十五件の入居決定を行つておるところでございます。

したがいまして、今お話をございました御指摘の中期目標におきまして、平成二十三年度までにおむね三分の一の住宅については譲渡、廃止するところにつきましては、見直しをしていくことが必要ではないかと考えているところでございまして、現在その見直しの検討、調整を進めているところでございまして、今月中には結論を得たいと考えているところでございます。

○山本博司君 是非ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

統きました、前回のときにも質問申し上げまして、私もハローワーク浜松、また渋谷、高松と、こう回ったわけでございまして、その場で職業訓練の重要性は大変実感をしたわけでございます。

こうした雇用の安定のために、技術とか知識の向上、これは欠かせないものでございまして、特に離職を余儀なくされた派遣労働者などの非正規労働者は職業能力開発や人材育成の機会に恵まれないことが多いとございます。こうした再就職を目指すために公共職業訓練の重要性は増していると思います。

不況で企業の人員削減に歯止めが掛からないで、今後も離職者の増加が見込まれるとします

と、こうしたハローワークの求職者を対象とした離職者訓練の拡充が急務であると考えるわけでございます。この職業訓練の充実強化をどのように行つていいのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(草野隆彦君) お答えいたします。

おつしやいますように、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職の方々に対し再就職の実現に必要な職業訓練を確保することは急務でございます。このため、本年度補正予算におきまして、雇用失業情勢が厳しい地域におきます訓練を五千三百人分、これは二十年度予定十五万人分にプラスしまして順次実施しているところでございます。

さらに、平成二十一年度予算案におきましては、二十年度当初予算の十五万人を四万人上回る十九万人を超える訓練枠を確保しております。

訓練内容につきましても、介護でありますとかITなど、今後の雇用の受皿として期待される分野に重点を置きまして、介護福祉士の養成のための訓練など、長期間の訓練も一万七千五百人分用意しているところでございまして、こうしたことについて、失業者に対する訓練を質、量とも充実していくたいというふうに考えております。

今後でございますが、まずこれらの訓練を確實に実施することが重要でございますが、さらには、先ほどもお話をございましたように、三月十九日に取りまとめられた与党の御提言、あるいは昨日の政労使合意の中でも、職業訓練の充実強化が盛り込まれていることも踏まえまして、厳しい雇用情勢の下での職業訓練の充実強化策について更に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

様々な雇用施策、これが今取られているわけでもござりますけれども、離職者から見た場合にどちらがそれぞれの見合つた、自分に見合つた施策なのか分からぬ、こういう場合がござります。また、雇用施策があること自体知られていないと、うこともあります。

是非とも周知の徹底を粘り強くお願いを申し上げたいと思います。

は、最初の窓口であるこのハローワークの役割、これが増していると思います。

先ほどの議論ございました安易な統廃合などは行うべきではないと考えますけれども、このハ

ローワークの機能強化とともに、今お話ししまして各種雇用施策、この周知を進め、普及促進を図るべきと考えます。どのようにこうしたことに関しまして行つもりなのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 様々な雇用対策、こういう厳しい状況でございますので取られているわけでございますけれども、やはりそれを効果的に使つていただくためには、何よりもやっぱり国民の方あるいは離職の方々にその施策を知つていただくことが重要であると考えているところでございます。

このため、第二次補正予算関連施策等につきましては、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のマスメディア媒体を活用するとともに、その詳細について御関心のある方々に対しましては、厚生労働省のホームページで特設バナー、緊急雇用対策を表示いたしまして掲載しているところでございますし、また、ハローワークにおけるパンフレット等の配布など、広く周知を図つているところでございます。

こうした取組を通じて各種支援の必要な方々に施策を知つていただきまして確実に支援が受けられますように、より一層周知、広報に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえまして、先ほど来御議論ありますように、ハローワークを訪れます求職者の方々、大幅に増加しておりますので、ハローワークの体制強化を図つていくことが大変重要であると考えております。今後とも体制の整備、機能の強化を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

さらに、内定取消しを行わないで、新規卒業者を採用後直ちに休業、教育訓練、あるいは出向させて雇用維持を図る場合にも雇用調整助成金の対象とするような特例措置を昨年の十二月九日から適用しているところでございますし、また、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給も本年二月六日から施行しています。

こうした取組によりまして、内定取消しの防止

手続きまして、内定取消し対策に関しまして質問を申し上げたいと思います。

まず、今、高校生、大学生のこの新規卒業者に對します内定取消し、このことに関しましては、本人にとりまして人生を左右する一大問題でございます。影響を最小限にする努力が求められています。

ローワークができる限りの把握、確認をしているところでございまして、これは大学とも連携する上でやつっているところでござりますけれども、二月十九日現在で、ハローワークが指導中のものも含まれますと千五百七十四人となつていて、このため、採用内定取消しにつきましては、これまでハローワークにおける特別相談窓口の設置、あるいは内定取消しの防止について事業主団体への要請等に取り組んできたところでござります。

このため、採用内定取消しにつきましては、これまでハローワークにおける特別相談窓口の設置、あるいは内定取消しの防止について事業主団体への要請等に取り組んできたところでござります。

さらに、内定取消しを行わないで、新規卒業者を採用後直ちに休業、教育訓練、あるいは出向させて雇用維持を図る場合にも雇用調整助成金の対象とするような特例措置を昨年の十二月九日から適用しているところでございますし、また、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給も本年二月六日から施行しているところなど、新たな対策にも取り組んでいます。

こうした取組によりまして、内定取消しの防止

ました企業名公表制度、この制度では厚生労働大臣が内定取消しを行つた企業名を公表することになつておりますけれども、現在までまだ公表をされておりません。不適切な企業行動の抑止を図るためにできるだけ早くこうした企業名を公表すべきと考えますけれども、企業への指導も含めて見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 採用内定を取り消した企業名の公表制度につきましては、本年一月十九日に職業安定法施行規則の改正等を行つたところでございまして、現在、ハローワークにおきまして、この改正されました規則等に基づきまして、事業主に対しまして内定取消しの内容の確認、あるいは内定取消しの撤回に向けた指導等を行つておられるところでございます。

企業名の公表の時期につきましては、これから就職活動を行う学生等に対する情報提供という公表制度の趣旨にかんがみ、遅くとも大学生の採用面接など実質的な選考活動が始まるまでは公表事案を取りまとめ、公表することが必要と考えておられます。

この企業名公表制度が施行されることによりまして、安易な内定取消しが防止されるなど、抑制効果が期待できると考えているところでございます。

この新たなルールの下で企業に対する指導を強化し、内定取消しの防止に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○山本博司君 最後に、この内定取消しに関して大臣にお聞きしたいと思いますけれども、現在、卒業シーズンを迎えており、来月からは新しい年度となるわけでございます。

未就職のまま卒業をしました学生は、無職のままであつたり、またフリーターになる可能性が強いと想定されるわけでございます。こうした人たちは、これまで学校が相談に乗つております。

たれども、これからはハローワークが積極的に関与をすべきと考えるわけでございます。こうして見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) かつてのような就職氷河期、この再来を防がぬとかねと、本当に一生を棒に振つちやいますので。

そういう意味で、ハローワーク、これは個別の窓口相談をやります。高卒者は高卒者、大卒は大卒、これでまずやりますとともに就職面接会、それを採用した企業、これは百万の助成金を出しますから、こういうことを活用して、また、これは

学校ですから、文部科学大臣とも連携を取りながら内定取消しがないようにまずしていく。そしてさらに就職できない人に対しては今申し上げたような支援を行いたいと思っております。

</

の非正規切りの問題を取り上げたい。

ホンダは、売上不振を理由にして、鈴鹿、狹山、柄木と熊本で既に期間労働者千三百人の契約打ち切り、四月末までに更に三千人辞めさせて非正規をゼロにする計画です。地域経済にも大きな影響を与えると懸念されています。

ホンダで雇い止めされた期間労働者の話を聞いたんですが、柄木の真岡工場のSさん四十歳、入社当初は三ヶ月ごとの更新だったけれども、数年前から一ヶ月単位の更新となつたと。繰り返しながら十一年間、正社員と一緒にエンジン部品を造ってきたという方です。それが昨年十二月、突然契約満了を言い渡されて打切り通告されている。

十一年間どうやって短期契約つないできたかといふのは、これはねんきん特別便、今日資料でお配りしましたが、御本人の了承を得て、ここにはつきり出ているんですが、要するに、雇用契約期間はもう一ヶ月、二ヶ月の短期なんですね。しかし、上限は最長一年か二年十一ヶ月だと。真岡工場では最長一年なんですが、契約が終わるときに、次も来てくれるよねというふうに工場側から言われて、一週間ぐらいいると、貴殿の入社を通知しますという電報が届いてくる。これでこういう細切れ雇用がずっと続いているんです。

もう見ていただければ分かるように、五日から七日間、場合によつては一ヶ月間空けた後、全く同じ部署で作業に就くと。ある年は、五月の連休、ちょうど六日間辞めたことにして連休明けから再雇用という、そういうときもあります。つまり、形式的にいつたん契約を打ち切つて、空白期間を置いて再契約することにする。会社側は、これは継続雇用ではないというふうに主張しているんですね。

Sさんは、今、製造ラインで正社員と同じ仕事をして一年間やつてきたのに、こんな差別はひどいということで労働組合に入つて、これは事実上期間の定めのない雇用だ、不当解雇だと訴えておられるわけです。

四月末までに切られようとしているホンダの三千人の期間労働者は、皆同じようなやり方で長期にわたって更新、再雇用を繰り返されて、今回突然、年度末にほうり出されようとしています。

厚生労働省にお伺いしますが、このように短期雇用を長期間にわたって繰り返して突然雇い止めをすると、これは労働契約法の趣旨に違反しているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(金子順一君) 委員からただいま個別の事案につきましてお話をございましたけれども、これにつきましてはコメントは差し控えさせていただきますと、空白の期間といいますか、はつきりとしたことを判断して個別に判断をしていくべき限りその契約期間を実態に即して長くしていいただくようにということで、告示で指針を示しているところでございます。

この一年を超えて継続して雇用ということを判断するに当たりましては、空白期間があつたとしても、個別の実態の判断を見て、前後の仕事の内

容でございますとか、空白の期間といいますか、こういったことを判断して個別に判断をしていくということにしているところでございます。

この一年を超えて継続して雇用ということを判断するに当たりましては、空白期間があつたとしても、個別の実態の判断を見て、前後の仕事の内容でございますとか、空白の期間といいますか、こういったことを判断して個別に判断をしていくということにしているところでございます。

ここでは、一年を超えて、契約を一回以上更新して、かつ一年を超えて継続して雇用している有期契約労働者との契約を更新しようとする場合に、できる限りその契約期間を実態に即して長くしていくことについて言いますけれども、いたくようないふることで、告示で指針を示しているところでございます。

一般的論で申し上げれば、要するに裁判例が分かれおりまして、必ずしも判例も明確にどうだといふことを言つていよい状況でもあります。したがつて、私が申し上げましたように、必要以上に短い雇用期間を設定するということは好ましくない、こういう方向で指導していきたいと思つております。

○小池晃君 大臣、こういう働きかせ方をどう思います。これ、ホンダの狭山工場のAさんは、会社は一ヶ月、二ヶ月と言うけれども、人生といふのは二ヶ月ごとにあるわけじゃないんだと。こんなやり方で、二ヶ月先分からないので結婚も子供もできないと。こんなやり方許されていて、安心して働ける環境なんてあるはずないと、こういう規定がござります。したがいまして、この労働契約の期間につきましては、使用者が労働者を使用する目的に照らしまして、必要以上に短い期間とならないよう配慮していただく必要があるというふうに考えております。

具体的にこの「必要以上に短い期間」とは何を指すのかということになりますけれども、これにつきましては、一定の長さ以上の期間とすることを求めているわけではなく、なぜかと云ふので、「必要以上」に該当するかどうかということになります。

○小池晃君 大臣、これ労働契約法の精神、趣旨からいって、こういう在り方はやっぱり問題があるというふうにはつきり言つていただきたい。あると申しますと、労働契約法第十七条二項が、有期労働契約について、労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い契約期間を設定することのないよう使用者は配慮しなければならないということを規定しております。

○小池晃君 大臣と全く同じような働きかせ方をこういう形でやつてきて、期間満了だとということを理由にして一年間企業に貢献してきた労働者をばつさり切り捨てる。大臣は、これ、このSさんの働き方、もうはつきり証拠があるわけですが、これ継続雇用ではないと思いますか。ホンダは、これを契約満了だから問題ないと言つて三千人、この年度末首切りしますか。大臣の政治家としての明確な見解を示してください。

○小池晃君 そぐわないと思いますので調査をしていただきたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) いつもお答えになりますが、短期雇用であれば、これは期間の定めのない雇用とみなすというのが判例の考え方だし、それが労契法の考え方ですよね。

○國務大臣(舛添要一君) 一般論で申し上げますけれども、私が申し上げたこの法律の趣旨にそぐわぬ行動があつた場合にはきちんと対応したいと思っております。

○小池晃君 法案についてですが、私どもは、今回の法改正に当たつて、離職理由での差別をやめること、緊急に非正規対策だというのであれば、給付日数もすべて非自発と同じ日数に引き上げるべきだと求

めております。

今回の改正案では、六十日まで延長でくる個別延長給付、この要件について、厳しい雇用情勢の地域として、その基準は省令で定められておりますが、以前の説明では有効求人倍率で平均の半分以下、都道府県というふうに聞いておりました。直近の一月で見ると有効求人倍率〇・六七で、対象となるのは〇・三二の沖縄県一県になってしまいます。これはもつと広く対象とすべきじやないですか。

○政府参考人(太田俊明君) 個別延長給付に係る地域指定要件につきましては、雇用機会が不足していると認められる地域の基準を厚生労働省令で定めることとしております。

その基準につきましては、今お話しございました有効求人倍率や有効求職者の数など、地域における求人求職の状況あるいは雇用保険の基本受給率等を踏まえて設定することで、現下の雇用失業情勢を十分に反映した支援ができるような基準としたいと考えているところでございます。具体的には、改正法成立後、関係審議会において御議論をいたいた上で決定するというふうにしているところでございます。

○小池晃君 より幅広く対象とする方向で検討す

るということですね。うなづいていらっしゃいますけど、それでよろしいですね。

六か月以上の期間満了で引き続き雇用を望んだにもかかわらず雇い止めになつた場合は、特定理

由離職者とするというふうに今回なつているわけです。これ、改正案の条文では、離職者が当該更

新を希望したにもかかわらず、当該更新について合意が成立するに至らなかつた場合に限るというふうになつてているんですが、これ、例えば自動車大手のマツダで、三年の期間制限を超えた派遣労働者が六か月間の有期雇用契約で直接雇用されている。で、これ今年三月三十日で期間満了で雇い止めになるんです。こうした人がマツダでは二百人いるというんですが、こうした場合、労働者が継続雇用を望んでいれば特定理由離職者に該当

するんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 今回の改正案における

約を締結して次回契約の更新をしない旨の明示がなされている場合であれば、これは原則として特定理由離職者は該当しないと考えているところでございます。

その解釈でございますけれども、例えば労働契

約の締結に際して

しまして、被保険者期間が六か月以上で受給資格

を得られるようにすることとしたところでござい

ます。具体的には、この期間の定めのある労働契

約を締結していた労働者であつて、更新を希望し

たにもかかわらず契約更新がなされた離職者等を想定しているところでございます。

その解釈でございますけれども、例え

ば労働契

約がなされ

て特定理由離職者には該当しないと考えていると

ころでございま

すが、一方、更新しない旨の明示

を勘案して、労働者が更新を期待することが合理

的だと思われるような場合には特定理由離職者と

する予定でございま

して、個々の就労状況等の実

態を勘案して柔軟な運用を行つていく予定でござ

います。

○小池晃君 これ、大臣、該当しないと、四十歳

で加入期間五年から十年だと、六か月の給付が三

か月になつちゃうわけですね。

労働者とい

うのはその六か月だけの契約を望

る。しかし、やっぱり働きたいと思つて

る。しかしながら、やっぱり働きたいと思つて

と、退職金はお金がないので払えませんと。今、この二百五十人のうち七十人が移籍の同意書を出したんだけど、残りは仕事を探しながら迷いに迷っていると。そりやそうだと思いますね。だつて、入社後即失業するのか、あるいは辞退して最初から失業者になるのか、それとも四方円ダウンの子会社かと。会社に入るとき、こんなひどい選択を迫られている。

これ、東京労働局も、告発を受けて、会社に対して、移籍先の給与の改定とか、あるいはその説明をし直しなさいという指導をしたそうですが、それにとどまっているんですね。

何でこんなやり方を取るかというと、内定取消しやつたら企業名公表されちゃうから、だからそういうことをやらずに、まあ多額の損害賠償もできるから、生じるから。大学関係者の話では、こ

んなつらいことはないと想います。本当に今の指導じゃ弱いと思いますので、きつと改めて調査しておきたいと思います。

それから、午前中お聞きしましたが、東京高裁の判決について改めて上告をしないでいただきたいということについて、もう一度伺いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(舛添要一君) 委員の希望はしつかりと受け止めましたけれども、いまだ関係省庁と協議中でございます。

○小池晃君 午前中も申し上げましたけれども、あの東京高裁の判決に対して上告する理由は何一つないと私は思います。自民党的議員懇談会も無用な係争はやめるべきだという意見書を出しております。やはり、この上告は絶対にすべきでない

と思いますが、絶対上告しないということを求めたいと思いますし、この問題では、やはり東京高裁の判決が一つのリミットだというふうにずっと河村官房長官もおつしやつてきた経過もあるわけ

ですから、やはりきつとこれを受けて、原爆訴訟の一括解決ということをやることを改めて大臣には強く求めおきたいというふうに思いました。

質問を終わります。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

系だから私が採用した、今度は文科系のところで働きなさいと言われたって、それは働けるわけがないことだというように思います。あんたは技術を強要すると、こういうことはあつちやならないことだだつて、その学生に対して一定の労働条件を変えるとか、その学生に対して一定の

だいたい。二百五十人ですよ。かなり大規模な事実上の内定取消し、強要なんですね。社会に初めて出るときにこんな裏切りをされます。というのは、私は本当に学生にとつてみても、こ

そのときに、自己都合離職者については、被保険者期間を六ヶ月から十二ヶ月に延長しました。ですから、この間、大分のキヤノンで派遣切りに遭った若者やいろんな若者に年末、去年、たくさん会いましたけれども、皆さん、これ、十二ヶ月働いてないからもらえないという声もあつたんですね。私は、厚生労働省が二千二百億円社会保障費カットせよということに負けて雇用保険をこの間改悪してきたことに対する反省をまず言つていますが、いかがですか。

○政府参考人(太田俊明君) 十九年の改正につきましては、それぞれの受給者の状況を勘案して、解雇、リストラを受けている人、あるいは自己都合ということで、めり張りを付けて支援するため

に改正を行つたものでございます。特に、受給資格要件を六ヶ月から十二ヶ月にしたということにつきましては、これは循環的な給付や安易な離職を防ぐことが重要であるというこ

と、それから、かつ、解雇、倒産等の場合など労働者が予見できない失業について配慮する必要があることから、この自己都合離職者につきましては被保険者期間十二ヶ月以上にしたものです。

○福島みづほ君 雇用保険のセーフティーネットを強化しなければならないときに雇用保険料の引下げは整合性がないというふうに強く思います。

これは、社民党は去年から、官房長官に対しても基金を是非つくるべきだということを言つて、大分キヤノンに行つたときも基金をつくれといつて、ちょっと済みません、これは質問通告しています。

ところで、ふるさと雇用再生特別基金について、ちよつと済みません、これは質問通告しています。

○福島みづほ君 この段階で二千二百億円社会保障費カットに合わせて削減し改悪をしたために、

実際、去年、派遣切りや雇用の悪化の中で困つている人たちがいるんですね。私は、これは厚生労働省が間違えたと、この段階で、平成十九年、二〇〇七年にこのようにカットしたことは今でも響いています。これは御手洗経団連会長やキヤノンの常務も基金に関しては言及をしているところです。

今回、特別基金に対して、県が、基金に対して県もお金を出せる、県の中の企業も出せるという仕組みをつくつたんですが、経団連に関しては、経団連ももつと出せとか、あるいはどれぐらいを例えれば見込んでいるのか、企業は内部留保をたくさん持っているところもあります。

この参議院で雇用に関しての国会決議を通して、企業の社会的責任というのはあるわけです。が、企業の社会的責任は二つ、派遣切りなどの安い解雇をしないこと、二つ目は、この基金に対する料引下げをすることは、将来のためにも、雇用がこれだけ悪化している中でも、雇用保険そのものの弱体にながるのではないかと心配をしております。いかがですか。

思つております。

このふるさと雇用再生特別基金に企業がきちっとお金を出すよう、二十三日、昨日付けで厚生省から都道府県の担当部局には通知が出ておりますけれども、企業に対しての働きかけはどうなつているんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) このふるさと雇用再生特別交付金につきましては、企業におかれましても、それぞれの社会的責任の中で出資したいといふ動きもありますので、そういう企業の中で社会的責任の中で、責任を果たしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 是非、経団連などにも内部留保は二百四十兆円、企業としてはあるわけですし、正社員であれ非正規雇用であれ、リストラをさせないことは最重要ですが、基金にきつとお金を出し、雇用創出に力を尽くせと、大臣、この点はやはり労働者のために企業もちゃんとやれと、積極的に是非取り組んでいただきたいのですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは、雇用の保護の事業でやつておりますし、あの中の仕組みは労使が入つてやることになつていますから、きちんとそういうことについては経団連に対してもお伝えをしたいと思っております。

○福島みずほ君 ちなみに、どれぐらい企業から基金が集まるというか、集めたいと思っていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) それはまさにふるさと雇用創出ですから、大分なら大分、宮崎なら宮崎でどういう雇用が一番いいのかと、そのときにどれだけのお金、これはこちら、基金からお金が事業から行きますけれども、そこはまさに宮崎県の創意でやつていただきたいと思つております。

○福島みずほ君 これは県単位の基金ですが、是非、厚生労働省本体それから経団連に対しての積極的な働きかけを心からお願いをいたします。大臣がうんうんとうなづいていらっしゃいますの

で、大臣の豪腕で是非、企業の社会的責任を果たさせますよう、社民党も頑張りますが、よろしくお願いします。

ところで、雇用保険法の改正案についてです。が、昨今、受給資格取得要件の見直しが頻繁に行われきましたけれども、制度設計の段階で非正規労働者を救済するように組み直すべきではなかつたんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 現下の雇用失業情勢、大変厳しいわけでございまし、更に悪化も想定されるわけでございまして、こういう雇用情勢に影響を受ける方たちに対する支援を緊急的に重点的に行う必要があると考えているところでございます。

したがいまして、今般の見直しでは、非正規労働者が増大する中で、雇用失業情勢の急激な悪化等の影響が派遣等々の雇い止めという形で出てきていることを踏まえまして、非正規労働者のセーフティーネットを強化する観点から、一つは、契約が更新されることが明示されていたものにもかかわらず、雇い止めされた有期雇用者をすべて特定受給資格者とともに、それ以外の更新を希望したにもかかわらず雇い止めとなつた有期雇用者につきまして六ヶ月で受給資格を得られる枠組み、これ特定理山離職者を創設することとしたものがございます。

さらには、すべてを雇用保険でカバーできるわけではございませんので、雇用保険を受給できないう者につきましては、例えば住居を喪失した労働者に対する住宅・生活支援のための資金貸付け、もうこれは五千件超えてきておりますし、あるいは、訓練期間中の生活保障給付の施策を実施しているところでございまして、雇用保険制度と相まって、全体の中で非正規労働者に対する支援の強化を図つてしまいたいと考えているところでございます。

○福島みずほ君 従来、非正規労働者の人々は職業訓練にたどり着けてはなかつたという現状があります。非正規雇用労働者の職業訓練が実質的に機能し、安定雇用に結び付けるための具体策を示してください。

○政府参考人(草野隆彦君) 非正規労働者の常用雇用化これは非常に重要な課題でござります。おつしやいましたように、こういった方々に対し職業訓練ができるようにとということで、ジョブ・カード制度、これは今年度から本格実施しております。職業能力形成機関に恵まれなかつた方に対する、民間教育訓練機関などで座学と企業における実施を組み合わせた実践的な職業訓練、これを四万人程度を目標にやつておられるところです。

○福島みずほ君 しかし、セーフティーネットの底が割れた状況になつていて、今回の改正案で非正規労働者の救済が本当に可能なのか、すべて雇用保険でカバーできるわけではないので、その点についていかがですか。

○政府参考人(太田俊明君) 雇用保険制度は働く人にとつてのセーフティーネットの基本でござりますので、これが雇用の実情に即してしっかりと機能することが必要であると考えているところでございます。

今般、非正規労働者が増加する中での、現下の労働者に対する適用基準を六ヶ月以上の雇用見込み緩和するということ、あるいは契約更新がされなかつた有期契約労働者の受給資格要件、これ現行一年を六ヶ月に緩和するということをございます。

また、本年度の補正予算におきまして、離職した非正規労働者の方々が安心して職業訓練を受けることができますようにとということで、訓練期間中の生活保障制度の創設、拡充を行いまして、訓練期間中の生活資金を貸し付け、一定の要件の下で返還を免除ということで給付に近い制度にしていきます。

今後についてございますが、職業訓練の拡充及び安心して訓練を受けられるようにとってくださいます。訓練期間中の生活支援の充実強化ということにつきまして三月十九日に取りまとめられた与党の御提言あるいは昨日の政労使合意の中でも盛り込まれておりますので、こうした御提言などを踏まえまして、厚生労働省としまして、厳しい雇用情勢の下、これまでの施策の周知、確実な実施に加えて、御提言を踏まえた職業訓練の充実強化、さらには訓練期間中の生活支援対策の充実などについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 常用就職手当は、どのように試算で何人が救済されるる見込んでいますか。

○政府参考人(太田俊明君) 常用就職手当の対象者でございますけれども、現行においては障害者あるいは四十五歳以上の再就職援助計画対象者等としているところでござりますけれども、現下の雇用失業情勢等の厳しさにかんがみ、安定した再就職に向けたインセンティブが高められるとするため、暫定的に年長フリーター層についても支給対象とすることを予定しているところです。

まだ試算ではござりますけれども、今回の拡大によりまして約一万五千人が新たに支給対象とな

います。

平成二十一年度におきましては、こうした訓練の拡充を図りますとともに、介護やITなど今後の雇用の受皿として期待される分野での安定的な雇用に結び付くよう、介護福祉上の養成など長期間の訓練を一万七千五百人分新たに実施することとしております。

り得ると見込んでいるところでございます。

○福島みずほ君 それぞれの施策で頑張っていただいてることは分かるんですが、労働局の調査でも十五万以上派遣切りがあり、かつ正社員のリストラも進んでいた中で、どうもやっぱり追い付いていないというか、年度末に何十万と全部合わせればいろんな形のリストラが出ると思いますので、是非拡充等を心からお願いをいたします。

派遣法の件について質問いたします。政府が提案をしている派遣法についてです。

労働ビッグバンがずっとこの間進行してきました。労働ビッグバンとは三つ、解雇の規制緩和、労働形態の規制緩和、労働時間の規制緩和。この三つの労働ビッグバンが、経団連が提唱し、国会の中でも法案の中に反映をされてきたわけです。国会の中で極めて重要なことは、この労働法制の規制緩和を明確にハンドルを切り替えること、労働ビッグバンをやつぱり止めて違う方向に行くことだと考えています。

政府の出している派遣法は、これに全くこたえていないというふうに考えます。まず、この間も論争をしましたけれども、事前面接の解禁、これは明確に労働法制の規制緩和です。派遣先が面接をする、幾ら常用でこちらで雇われているからといつても、派遣先が事前面接ができるのであれば、これは直接雇用すればいいわけですし、派遣法の根幹を壊すと。なぜ事前面接解禁、労働法制の規制緩和をやるのか。

政府案は根本的に間違っていると考えますが、改めていかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 再び論争になりますけれども、基本的に言うと、派遣先も派遣元もその労働者も、アンケート調査を取つても八割以上がこれを望むと。そして、弊害があれば問題ですけれども、まずはポイントは、今派遣というシステムがあります。その中で、登録型ではなくて常用型だい

れども、ますポイントは、今派遣というシステムがあります。

ができます。その中で、登録型ではなくて常用型に移行させるということありますから、派遣先にとつては、やはり事前にどういう労働者が来るのかなと、これはもちろんあつた方がいい。派遣元に対しても、派遣元の経営者にとってみれば、わせればいろいろな形のリストラが出来ると思います。

派遣法の件について質問いたします。政府が提案をしておりました。派遣であつても職業形態を求めるだけ安定した、派遣であつても職業形態を求めるだけですから、常用型の移行になつてくる。そしてまた、労働者にとっては自分を売り込めるというこ

ともになる。

しかし、問題は、問題がなつてはいけないん

で、性や年齢差別は厳禁するということを言つて

いますから、そういう中での、皆さんにプラスでそれをやつてほしいということでそういう方向を

目指しているということですから、私はこれは一

しゃつたよつた、何もかも規制緩和でということ

ではないかと思つています。

○福島みずほ君 派遣法は、事前面接をしないとい

うのがそもそも根幹でした。事前面接をするん

で、これは福島委員とはまた議論が永遠に続く

期に及んで労働法制の規制緩和があるという点

で、絶対に政府案はこれ許せないです。

○福島みずほ君 とにかく三十日以下の日雇派遣を禁止するという案があります。これ、何の役に立つんですか。つまり、これは一日単位でオーダーが可能なわけですよ。派遣先は一日単位でオーダーが可能ですか

で、これは一日単位でオーダーが可能ですか。つまり、これは一日単位でオーダーが可能ですか。

さつてはないかも知れない。結局、日雇派遣的な不安定な働き方は温存しているんですよ。三十日以下の日雇派遣を禁止するといつたつて同じこと

で、何の役にも立たない。派遣切りを止めること

だつてやらないんですよ。

政府・与党がこれを継続審議にし、こんな法案で派遣法の改正をやろうとしていることは何を考えているんだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 私が考えていることを申し上げます。

私は私の考えがありますけれども、例えれば物づくりの場において派遣労働はいかがなものである

かというのは、今の御時世になつたから言つてい

るんじやなくて、あなたよく御存じのように、私は

はずつと大臣になつてから言つてきている。そし

たら、連合の中の労働組合を含めて、大臣、何

かといふのは、今の御時世になつたから言つてい

るんじやなくて、あなたよく御存じのように、私は

はずつと大臣になつてから言つてきている。そし

たら、連合の中の労働組合を含めて、大臣、何

かといふのは、今の御時世になつたから言つてい

るんだと、もちろんそれは大事です。使用者側に

も労働者側にも様々な意見がある。そういう中で四十六万人の人がその形態で働いている。その中

の本質は社会民主主義者であるというふうに思つておりますので、努力をしたいと思つております。

○福島みずほ君 本家本元の社会民主主義政党の

社民党員としては、やはりきちっと労働者の生活を守らなくちゃいけない。この国会がやるべきことは第二の派遣切りを起こさせないということな

んですよ。第二の派遣切りを起こさせないためには、第二の派遣切りを起こさせないためには、ある程度製造業について派遣を禁止するなり

べきであり、大臣がおつしやつた懸念は、例えば施行日を考えるとか、そういうことで考えればいいんですよ。

もつと言えば、現在何が起きているか。派遣切

りをやり尽くして、もう年度末まで、本当にもう派遣で、製造業で働く人はもう本当にいなくなつて

ているんだと思いますが、いかがですか。

私は私の考えがありますけれども、例えれば物づ

くりの場において派遣労働はいかがなものである

かといふのは、今の御時世になつたから言つてい

るんじやなくて、あなたよく御存じのように、私は

はずつと大臣になつてから言つてきている。そし

たら、連合の中の労働組合を含めて、大臣、何

かといふのは、今の御時世になつたから言つてい

るんだと、もちろんそれは大事です。使用者側に

も労働者側にも様々な意見がある。そういう中で四十六万人の人がその形態で働いている。その中

で一步でもいい方向に持つていかないといけない

から派遣法を改正する。それは、一気に自分の思

う方向に何でも持つていければ、独裁者じやない

ことから派遣法を改正する。それは、一気に自分の思

う方向に何でも持つていけば、独裁者じやない

ことから派遣法を改正する。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

〔参考〕

6か月以上の雇用見込みについて

資料-1

- 短時間就労者の場合、以下の「[6か月以上の雇用が見込まれる]基準に該当すれば、雇用保険の被保険者として取り扱う。」



- 雇用契約において更新規定がある場合



- 導入された目的、当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者の過去の就業実績からみて、契約を更新し、6か月以上雇用されることが見込まれる場合



- 導入された目的、当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者の過去の就業実績からみて、契約を更新し、6か月以上雇用されることが見込まれる場合 (その他の6か月間において離職することが想定される場合を除く)



社会的セーフティネットの再構築を 2009年度版 (イメージ図)

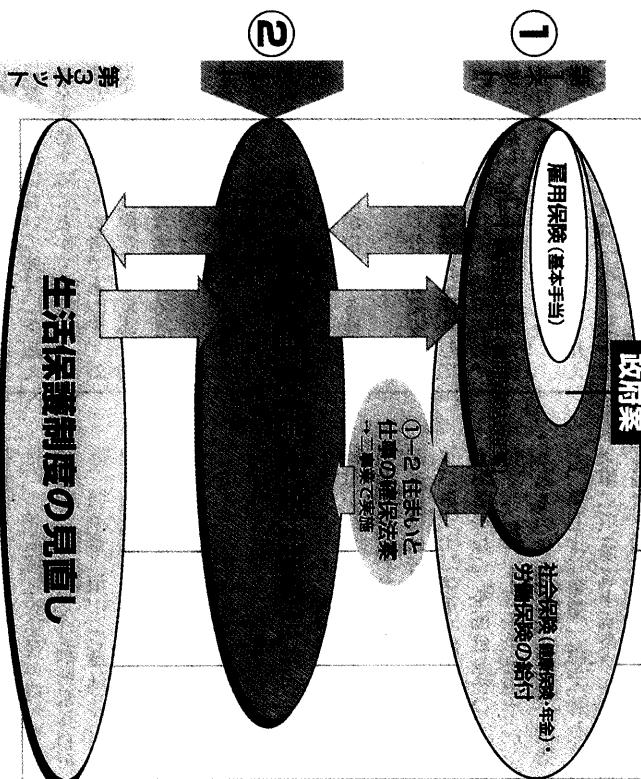
資料-2

就業者	正規労働者 (常勤労働者)	未就業者 (含派遣労働者) (二ト対策)	自営・ 事業主
-----	------------------	----------------------------	------------

①



②



社会全体で支えるセーフティネット

資料出所：民主党非正規雇用対策プロジェクトチーム
平成21年3月24日 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 小林 正夫資料出所：厚生労働省 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 小林 正夫
平成21年3月24日 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 小林 正夫

第六十一条第二項及び第六十一条の二第二項

中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改める。

第六十一条の四の見出し及び同条第一項中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同条第三項中「及び次条第二項」を削り、同条第四項中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に、「以下この款」を「次項」に、「次項及び次条第二項」を「同項」に、「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第五項及び第六項中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改める。

第六十一条の五を削る。

第六十一条の六第一項中「育児休業基本給付金」及び「育児休業給付」を「育児休業給付金」に改め、同条第二項中「育児休業給付」を「育児休業給付金」に、「第六十一条の四第一項」を「前条第一項」に、「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同条第六十一條の五とし、第三章第六節第三款中第六十一条の七を第六十一条の六とし、第六十一条の八を第六十一条の七とする。

第七十二条第一項中「第六十一条の七第一項」

を「第六十一条の六第一項」に改める。

附則第十二条の見出しを「育児休業給付金に関する暫定措置」に改め、同条中平成二十二年三月三十日までの間にを削り、「百分の五十」を「百分の二十」を「百分の五」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改定する。

附則第八条中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十条中「附則第十条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

十三条第一項に改める。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第十二条 平成二十一年度における第十二条の四の雇用保険率については、同項中「千分の十九・五」とあるのは「千分の十一・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の十四・五」として、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第五項の規定は適用しない。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のよう改定する。

第三十三条ノ三第二項中「第三十三条ノ十二ノ第二項各号」を「特定理由離職者及第三十三条ノ十二ノ二第二項各号」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ特定理由離職者トハ離職シタル者ノ中

第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三項本文を「同条第四項本文」に改める。

附則第二十四項中「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に改める。

附則第二十五項中「平成二十二年三月分」を「平成二十一年三月分」に、「第六十条第一項第五号」を「第五十九条第五項第三号中「千分ノ二十二」トアルハ「千分ノ二十」ト第六十条第二項第五号」に改める。

附則第二十九項の次に次の七項を加える。

第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者(第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ二該当スル者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新ニ付合意ガ成立スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト(其ノ者ガ當該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ)該更新

ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル)其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

支給ヲ受ケタル日数トス次項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

第三十三条ノ十第一項第一号ニ規定スル

基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ地

方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚

生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職が

困難ナル者ト認メタルモノ

二 前号ニ掲ゲル者ノ外地方運輸局ノ長又ハ

公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ

定ムル基準ニ照シ当該失業保険金ノ支給ヲ

受ケベキ者ノ知識、技能、職業経験其ノ他

ノ実情ヲ勘案シ再就職ノ支援ヲ計画的二行

フ必要アリト認メタル者

前項ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業

保険金ヲ支給スル日数ハ六十日(所定給付日

数ガ第三十三条ノ十二ノ二第二項第一号イ又

ハ第二号イニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受

ケビキ者ニ在リテハ三十日)ヲ限度トス

附則第三十二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支

給ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受ケベキ

期間ハ第三十三条ノ十第一項第一号ニ規定ス

ルノ三十五日及第五十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ

拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ前項ニ規定

スル日数ヲ加ヘタル期間トス

附則第三十二項ノ規定が適用セラレタル場合

ニ於ケル第三十三条ノ十三ノ三、第三十三条ノ

ノ十五ノ三及第五十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ

拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ前項ニ規定

スル日数ヲ加ヘタル期間トス

附則第三十二項ノ規定が適用セラレタル場合

ニ於ケル第三十三条ノ十三ノ三第一項中「全国

延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長

給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給

付ハ之ヲ為サズトアルハ「為サズ」トアルハ「為サズ全

国延長給付及ト付テハ當該全國延長給付

付ハ之ヲ為サズトアルハ「為サズ」トアルハ「為サズ全

國延長給付及ト付テハ當該全國延長給付

付ハ之ヲ為サズトアルハ「為サズ」トアルハ「為サズ全

<p>項」を、「次項」に改め、「給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは「当該給付上限相当額に四分の一を乗じて得た額」とを削る。</p> <p>第七十一条中〔第七十条の二第一項ただし書の規定により支給される金額に相当する部分を除く。〕を削る。</p> <p>第一百四十三条第四項を削り、同条第五項中〔前各項〕を〔前三項〕に改め、同項を同条第四項とする。</p>	
<p>附則第十七条の二を次のよう改める。 (育児休業手当金に関する暫定措置)</p>	
<p>第十七条の二 第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これら の規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。</p>	
<p>(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十条の二及び附則第十七条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の二の規定による改正前の同法第七十条の二第一項及び附則第十七条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の二の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した者について適用し、同日前に旧国共済法第六十八条の二第二項に規定する育児休業等を開始した者については、なお従前の例による。</p>	
<p>(特別会計に関する法律の一部改正)</p>	
<p>第十六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のよう改正する。</p> <p>附則第二十条の二中「附則第十一条第一項」を「附則第十三条第一項」に改める。</p> <p>附則第二百条の二中「附則第三十五項」を「附則第二十二項」に、「附則第二十七項」を「附則二十四項」に改める。</p> <p>(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>	
<p>第十三条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改訂する。</p> <p>第十五条第三項中〔第三十三条ノ三第三項中〕を〔第三十三条ノ三第四項中〕に、「第三十三条ノ三第三項各号」を〔第三十三条ノ三第四項各号〕に改める。</p> <p>第十四条 次に掲げる法律の規定中〔第六十八条等の一部改正〕</p>	
<p>の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに「を削る。</p> <p>一、國と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十四条第一項</p> <p>二、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第一項</p> <p>三、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第八条第一項</p>	
<p>の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに「を削る。</p> <p>一、國と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十四条第一項を加える。</p> <p>二節及び五章を加える改正規定中第百条に次の二項を加える。</p> <p>4 遺族年金は、同一の事由について厚生年金の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、遺族年金の額に政令で定める率に乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。</p>	
<p>第十四条のうち船員保険法附則第二項から第三十二項までを削る改正規定中〔第三十二項〕を「第四十項」に改める。</p> <p>附則第三十五条及び第三十六条中〔第三十三条ノ三第三項各号〕を「第三十三条ノ三第四項各号」に改める。</p> <p>(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>	
<p>第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改訂する。</p> <p>附則第一条第一号中「第一百五十四条」を「第一百五十五条」に改め、同条第二号の前に次の一号を加える。</p> <p>一の四 附則第一百五十四条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百五十四条)の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百五十五条)に改め、同条第二号の前に次の一号を加える。</p>	
<p>同条の前に次の二号を加える。</p> <p>附則第一百五十四条を附則第一百五十五条とし、同条の前に次の二号を加える。</p> <p>(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>	
<p>第十七条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改訂する。</p> <p>附則第二百条の二中「附則第三十五項」を「附則第二十二項」に、「附則第二十七項」を「附則二十四項」に改める。</p>	
<p>第十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した者については、なお従前の例による。</p> <p>(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)</p>	
<p>第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の規定による場合を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。</p>	
<p>改める。</p> <p>第四条のうち船員保険法本則に一条、三款、二節及び五章を加える改正規定中第百条に次の二項を加える。</p> <p>4 遺族年金は、同一の事由について厚生年金の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、遺族年金の額に政令で定める率に乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。</p>	
<p>第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の規定による場合を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。</p>	
<p>(調整規定)</p>	
<p>第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の規定による場合を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。</p>	
<p>第一、介護保険の改善に関する請願(第九八三号)</p> <p>二、パーキンソン病患者・家族の生活の質の向上に関する請願(第九八四号)</p> <p>三、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇号)</p> <p>一、後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めることに関する請願(第一〇〇一号)(第一〇〇二号)</p> <p>一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第一〇〇三号)(第一〇〇四号)</p> <p>一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇〇五号)</p> <p>一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇〇六号)</p> <p>一、社会保険一本松病院を公的病院として存続(第一〇〇八号)</p>	

させ、地域医療の確保に関する請願(第一〇一〇号)	請願(第一〇一〇六九号)
一、物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)	一、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する請願(第一〇七八号)
(第二〇三〇号)(第一〇三一号)(第一〇三二号)	一、社会保障予算二千二百億円削減計画を撤回し、安全・安心の医療を保障することに関する請願(第一〇八七号)
一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇三三号)	一、介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願(第一〇九一号)
一、レセプトのオンライン請求に関する請願(第一〇三四号)	一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算二千二百億円削減計画を撤回し、安全・安心の医療を保障することに関する請願(第一〇九三号)
一、社会保険二本松病院を公的病院として存続させ、地域医療の確保に関する請願(第一〇三五号)(第一〇三六号)	一、社会保障予算二千二百億円削減計画を撤回し、安全・安心の医療を保障することに関する請願(第一〇九二号)(第一〇九三号)
一、社会保険病院・厚生年金病院等の存続で、地域医療の確保を求めることがに関する請願(第一〇三五号)(第一〇三六号)	一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇九四号)
一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇四三号)(第一〇四四号)	一、社会保障予算二千二百億円削減計画を撤回し、安全・安心の医療を保障することに関する請願(第一〇九五号)
一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第一〇四五号)	一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第一〇九六号)
一、現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇五五号)	第九八三号 平成二十一年三月六日受理 介護保険の改善に関する請願 請願者 富山県南砺市井波二、一〇一ノ一 紹介議員 森田 高君 一 中島みつ子 外六百八十九名
一、高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃に関する請願(第一〇五六号)	第九八四号 平成二十一年三月六日受理 パーキンソン病患者・家族の生活の質の向上に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町一ノ二二二ノ二 紹介議員 山本 一太君
一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第一〇五五号)	この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。
一、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第一〇五八号)	第九八五号 平成二十一年三月六日受理 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願 請願者 福井県敦賀市木崎二四ノ二五ノ二 紹介議員 森田 高君 二 橋詰喜代枝 外九百九十九名
一、高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃に関する請願(第一〇五六号)	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
一、パーキンソン病患者・家族の生活の質向上に関する請願(第一〇五六七号)	第九八六号 平成二十一年三月六日受理 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願 請願者 愛媛県新居浜市外山町九ノ四四 紹介議員 高橋茂雄 外四百四十九名
一、高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃に関する請願(第一〇五六九号)	第九九五号 平成二十一年三月六日受理 レセプトのオンライン請求に関する請願 請願者 兵庫県丹波市水上町中野一一九ノ二 紹介議員 市田 忠義君 四 岸田三沙 外百三十四名
一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第一〇六八号)	この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。
一、人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願(第一〇六八号)	第九九六号 平成二十一年三月六日受理 レセプトのオンライン請求に関する請願 請願者 青森県弘前市一町田早稻田七七一 紹介議員 友近 聰朗君 一 石井浩司 外百三十四名
については、次の措置を探られたい。	一、高齢者と家族の生活実態に即して、必要な介護サービスが制限なく受けられるよう基準などを見直すこと。 二、介護従事者の適切な給与体系を確立し、十分な介護サービスが行える介護報酬に引き上げること。 三、人員配置基準を抜本的に改善し、必要な人員配置ができる介護報酬にすること。 四、介護従事者の社会的地位の向上、労働条件の改善を図ること。 五、利用料一律割負担を見直し、保険料、食費、居住費共に所得に応じた負担軽減、低所得者対策を拡充すること。
	第九九四号 平成二十一年三月六日受理 レセプトのオンライン請求に関する請願 請願者 長野県岡谷市長地片間町一ノ二二二 ノ二三 笠原由貴 外百三十四名 紹介議員 井上 哲士君 二〇二一年四月にレセプトのオンライン請求がほとんどの医療機関に義務化されるが、患者の診療情報は、特に秘密とすべき個人情報であり、また、保険医療の給付制限につながる政策に活用されると、窓口負担の増加など、患者の家計を圧迫する。さらに、地方の医師確保が困難になる中、ベテラン医師の引退を引き起こす義務化は問題がある。
	ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、患者の診療情報や特定健診の健診情報を営利企業に活用させないこと。 二、医療を制限して保険医療を抑制する医療の標準化に、診療情報を活用しないこと。 三、オンライン請求の義務化は撤回すること。
	第九九五号 平成二十一年三月六日受理 レセプトのオンライン請求に関する請願 請願者 兵庫県丹波市水上町中野一一九ノ二 紹介議員 市田 忠義君 四 岸田三沙 外百三十四名
	この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。
第一〇〇二号 平成二十一年三月六日受理	後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めるに 関する請願
請願者 東京都港区海岸三ノ二〇二〇ノ二 二、三〇三 北川英子 外百三十 四名	請願者 福岡県嘉麻市西郷五三一 吉國弥 生 外二百七名
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第九八号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇三号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 横木県真岡市下大沼一二九ノ一 海老原奈留美 外百三十四名	請願者 宮崎市島之内七、六四一ノ一 島 津久崇 外四百四十九名
紹介議員 大門実紀史君	紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第九九号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇四号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 鹿児島市桜ヶ丘四ノ七ノ一一 上 村淑子 外百三十四名	請願者 鳥取市桂見一九一 福田英一 外 九百九十九名
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 田村耕太郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇五号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 神戸市垂水区舞子台五ノ八ノ一 四 久本純子 外百三十四名	請願者 鳥取市桂見一九一 福田英一 外 九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 田村耕太郎君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇一号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇六号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 横浜市港南区港南台九ノ一九ノ一 ノ六二四 御子柴洋二 外二百九 十九名	請願者 札幌市白石区北郷四条一ノ一ノ一 〇ノ一、〇〇一 斎藤克己 外九 百九十九名
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇二号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇八号 平成二十一年三月六日受理
後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めるに 関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 横浜市港南区港南台九ノ一九ノ一 ノ六二四 御子柴洋二 外二百九 十九名	請願者 札幌市白石区北郷四条一ノ一ノ一 〇ノ一、〇〇一 斎藤克己 外九 百九十九名
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇一号 平成二十一年三月六日受理	第一〇〇九号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子 育て支援予算の大額増額に関する請願
請願者 福島県喜多方市関柴町上高額字前 田一、七八六ノ一五 齋藤久子	請願者 福島県二本松市根崎二ノ七 國岡 正子 外千三十名
紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇二号 平成二十一年三月六日受理	第一〇一〇号 平成二十一年三月六日受理
後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めるに 関する請願	社会保険二本松病院を公的病院として存続させ、 地域医療の確保に関する請願
請願者 横浜市港南区港南台九ノ一九ノ一 ノ六二四 御子柴洋二 外二百九 十九名	請願者 福島県二本松市根崎二ノ七 國岡 正子 外千三十名
紹介議員 小池 晃君	紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。	この請願の趣旨は、第九六三号と同じである。
第一〇〇二号 平成二十一年三月六日受理	第一〇一〇号 平成二十一年三月六日受理
セプトのオンライン請求に関する請願	社会保険二本松病院は、昭和三八年に福島県二 本松市に開設され、診療、人工透析、健診、訪問 看護を行い、老人保健施設も併設されており、地 域の中核病院としての役割を担っている。人工透 析は市では中心的な施設で、一〇〇人を超える患 者が通院し、また、産婦人科は年間五〇〇件以上 の出産があり、県立医大や衛生学院等の学生の実 習も受け入れ、健診バスによる事業所健診は市内 のほか県内外にわたり行っている。社会保険二本 松病院が「独立行政法人年金・健康保険福祉施設 整理機構」(RFO)の売却対象となれば、地域医 療に重大な支障を来す。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、病院を売却・廃止することなく、公的な医療機関として存続させること。

二、病院の在り方の検討に当たっては、地元住民の意見を反映し、地域の医療体制を確保すること。

第一〇二六号 平成二十一年三月九日受理

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者

名古屋市千種区星が丘元町五ノ三

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者

名古屋市千種区星が丘元町五ノ三

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者

名古屋市千種区星が丘元町五ノ三

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者

名古屋市千種区星が丘元町五ノ三

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者

名古屋市千種区星が丘元町五ノ三

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇二八号 平成二十一年三月九日受理

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 北海道苫小牧市大成町二ノ八ノ

紹介議員 紙 智子君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一

紹介議員 井上 哲士君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三号 平成二十一年三月九日受理

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ三ノ八

紹介議員 舟山 康江君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇四号 平成二十一年三月九日受理

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三名

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

物価に見合う年金の引上げ、最低保障年金制度の実現に関する請願

請願者 滝田 美保 外六百十三

紹介議員 中田 忠義君

名

ノ五〇二 岡本元次 外六百十三

紹介議員 尾立 源幸君 山本かずみ 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第四六三号と同じである。

第一〇九六号 平成二十一年三月十二日受理
人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願
請願者 京都府亀岡市篠町篠下西山一三ノ
七五 岩井敏一 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。